

令和 3 年

第 4 回定例会会議録

令和 3 年 9 月 8 日

）

令和 3 年 9 月 21 日

田 上 町 議 会

目 次

○田上町告示第20号	1
○会期日程	2
○応招議員	3
○町長提出議案一覧表	4

会期第1日 [第1号] (9月8日 (水))

○招集年月日、招集場所	7
○出席議員	7
○欠席議員	7
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	7
○本会議に職務のため出席した者の氏名	7
○開 会	8
○開 議	9
○日程第 1 会議録署名議員の指名	9
○日程第 2 会期の決定	9
○日程第 3 諸般の報告	9
○日程第 4 報告第 4号 令和2年度田上町一般会計継続費の精算報告に ついて	16
○日程第 5 報告第 5号 同年度田上町下水道事業特別会計継続費の精算 報告について	16
○日程第 6 同意第 1号 田上町教育委員会委員の任命について	17
○日程第 7 同意第 2号 田上町教育委員会委員の任命について	17
○日程第 8 同意第 3号 田上町固定資産評価審査委員会委員の選任につ いて	19
○日程第 9 承認第 9号 専決処分(令和3年度田上町一般会計補正予算 (第3号))の報告について	20
○日程第10 承認第10号 専決処分(同年度田上町一般会計補正予算(第 4号))の報告について	20
○日程第11 議案第29号 田上町道路線の認定について	21
○日程第12 議案第30号 令和3年度田上町一般会計補正予算(第5号)	

		議定について	2 2
○日程第 1 3	議案第 3 1 号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) 議定について	2 2
○日程第 1 4	認定第 1 号	令和 2 年度田上町一般会計歳入歳出決算認定に ついて	2 3
○日程第 1 5	認定第 2 号	同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算 認定について	2 3
○日程第 1 6	認定第 3 号	同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決 算認定について	2 3
○日程第 1 7	認定第 4 号	同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決 算認定について	2 3
○日程第 1 8	認定第 5 号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出 決算認定について	2 4
○日程第 1 9	認定第 6 号	同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決 算認定について	2 4
○日程第 2 0	認定第 7 号	同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認 定について	2 4
○日程第 2 1	認定第 8 号	同年度田上町水道事業会計決算認定について	2 4
○日程第 2 2	一般質問		2 8
	3 番 藤 田 直 一 君		2 8
	1 番 小野澤 健 一 君		4 1
	7 番 今 井 幸 代 君		5 5
	4 番 渡 邊 勝 衛 君		7 0
○散 会			8 3
○議事日程第 1 号			8 4

会期第 2 日 [第 2 号] (9 月 9 日 (木))

○招集年月日、招集場所	8 7
○出席議員	8 7
○欠席議員	8 7
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	8 7
○本会議に職務のため出席した者の氏名	8 7

○開 議	8 8
○日程第 1 一般質問	8 8
6 番 中 野 和 美 君	8 8
1 2 番 関 根 一 義 君	9 4
9 番 熊 倉 正 治 君	1 0 2
1 3 番 高 橋 秀 昌 君	1 0 9
8 番 椿 一 春 君	1 2 6
1 1 番 池 井 豊 君	1 3 4
○散 会	1 4 6
○議事日程第 2 号	1 4 7

会期第 1 4 日 [第 3 号] (9 月 2 1 日 (火))

○招集年月日、招集場所	1 4 9
○出席議員	1 4 9
○欠席議員	1 4 9
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	1 4 9
○本会議に職務のため出席した者の氏名	1 4 9
○開 議	1 5 0
○日程第 1 承認第 9 号 専決処分（令和 3 年度田上町一般会計補正予算 （第 3 号））の報告について	1 5 0
○日程第 2 承認第 1 0 号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第 4 号））の報告について	1 5 0
○日程第 3 議案第 2 9 号 田上町道路線の認定について	1 5 2
○日程第 4 議案第 3 0 号 令和 3 年度田上町一般会計補正予算（第 5 号） 議定について	1 5 3
○日程第 5 議案第 3 1 号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算 （第 1 号）議定について	1 5 3
○日程第 6 認定第 1 号 令和 2 年度田上町一般会計歳入歳出決算認定に ついて	1 5 6
○日程第 7 認定第 2 号 同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算 認定について	1 5 6
○日程第 8 認定第 3 号 同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決	

			算認定について ……………	1 5 6
○日程第 9	認定第 4号	同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について ……………		1 5 6
○日程第 10	認定第 5号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について ……………		1 5 6
○日程第 11	認定第 6号	同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について ……………		1 5 6
○日程第 12	認定第 7号	同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について ……………		1 5 7
○日程第 13	認定第 8号	同年度田上町水道事業会計決算認定について ……		1 5 7
○日程第 14	請願第 2号	コロナ禍に苦しむ人々に食料を支援する施策を求める請願について ……………		1 6 1
○日程の追加				1 6 3
○追加日程第 1	発委第 3号	コロナ禍に苦しむ人々に食料を支援する施策を求める意見書について ……………		1 6 3
○日程第 15	請願第 3号	「コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願について ……………		1 6 5
○日程の追加				1 6 7
○追加日程第 2	発委第 4号	コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書について ……………		1 6 8
○日程第 16	発議第 2号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について ……………		1 7 1
○日程第 17	議員派遣の件について			1 7 3
○日程第 18	閉会中の継続調査について			1 7 3
○閉 会				1 7 4
○議事日程第 3号				1 7 5

田上町告示第20号

令和3年 第4回田上町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年8月25日

田上町長 佐野恒雄

1. 期 日 令和3年9月8日
2. 場 所 田上町議会議場

令和3年 第4回 田上町議会（定例会）会期日程

月 日 (曜)	開 議 時 間	本委区分	内 容
9. 8 (水)	午前 9:00	本 会 議	・開 会 (開議) ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・人事案件上程 (提案説明・質疑・採決) ・議案上程 (提案説明・質疑・委員会付託) ・一般質問 ・散 会
			本会議終了後
9. 9 (木)	午前 9:00	本 会 議	・開 議 ・一般質問 ・散 会
9. 10 (金)			議案調査
9. 11 (土)			(休 会)
9. 12 (日)			(休 会)
9. 13 (月)	午前 9:00	委 員 会	総務産経常任委員会 (付託案件審査)
9. 14 (火)	午前 9:00	委 員 会	社会文教常任委員会 (付託案件審査)
9. 15 (水)	午前 9:00	委 員 会	決算審査特別委員会 (付託案件審査)
9. 16 (木)	午前 9:00	委 員 会	決算審査特別委員会 (付託案件審査)
9. 17 (金)	午前 9:00	委 員 会	決算審査特別委員会 (付託案件審査)
9. 18 (土)			(休 会)
9. 19 (日)			(休 会)
9. 20 (月)			(休 会)
9. 21 (火)	午後 1:30	本 会 議	・開 議 ・議案審議 (委員長報告・質疑・討論・採決) ・閉 会

応招議員（13名）

1番	小野澤	健	一	君
2番	品田	政	敏	君
3番	藤田	直	一	君
4番	渡邊	勝	衛	君
5番	小嶋	謙	一	君
6番	中野	和	美	君
7番	今井	幸	代	君
8番	椿	一	春	君
9番	熊倉	正	治	君
10番	松原	良	彦	君
11番	池井		豊	君
12番	関根	一	義	君
13番	高橋	秀	昌	君

令和3年第4回田上町議会（定例会）提出議案一覧表

議案番号	件名
報告第4号	令和2年度田上町一般会計継続費の精算報告について
報告第5号	同年度田上町下水道事業特別会計継続費の精算報告について
同意第1号	田上町教育委員会委員の任命について
同意第2号	田上町教育委員会委員の任命について
同意第3号	田上町固定資産評価審査委員会委員の選任について
承認第9号	専決処分（令和3年度田上町一般会計補正予算（第3号））の報告について
承認第10号	専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第4号））の報告について
議案第29号	田上町道路線の認定について
議案第30号	令和3年度田上町一般会計補正予算（第5号）議定について
議案第31号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について
認定第1号	令和2年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号	同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号	同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案番号	件名
認定第5号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号	同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号	同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号	同年度田上町水道事業会計決算認定について

第 1 号

(9 月 8 日)

令和3年田上町議会
第4回定例会会議録
(第1号)

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 会 令和3年9月8日 午前9時
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 8番 | 椿 一春君 |
| 2番 | 品田 政敏君 | 9番 | 熊倉 正治君 |
| 3番 | 藤田 直一君 | 10番 | 松原 良彦君 |
| 4番 | 渡邊 勝衛君 | 11番 | 池井 豊君 |
| 5番 | 小嶋 謙一君 | 12番 | 関根 一義君 |
| 6番 | 中野 和美君 | 13番 | 高橋 秀昌君 |
| 7番 | 今井 幸代君 | | |
- 4 欠席議員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|-------|-----------------|--------|
| 町 長 | 佐野 恒雄 | 産業振興課長 | 佐藤 正 |
| 副町長 | 吉澤 深雪 | 町民課長 | 田中国 明 |
| 教育長 | 安中 長市 | 保健福祉課長 | 渡邊 賢 |
| 総務課長 | 鈴木 和弘 | 会計管理者 | 山口 浩一 |
| 政策推進室長 | 堀内 誠 | 教育委員会
事務局 局長 | 小林 亨 |
| 地域整備課長 | 時田 雅之 | 代表監査委員 | 大島 甚一郎 |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 渡辺 明 |
| 書記 | 板屋越 麻衣子 |
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

午前9時00分 開 会

議長（小嶋謙一君） 改めて、おはようございます。本日、令和3年第4回田上町議会定例会が告示になっておりますので、ただいまから開会いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

佐野町長から招集のご挨拶をお願いいたします。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） 改めまして、皆さん、おはようございます。議会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和3年第4回田上町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、秋の収穫期を迎えて何かとご多用のところご参集を賜りまして、誠にありがとうございました。

さて、新型コロナウイルス感染症の急激な新規感染者の増加や、医療での逼迫が懸念されることから、8月30日に新潟県は特別警報を発令いたしました。一方、菅首相の退陣表明には大変驚きました。全世界が戦後最大の危機に直面することとなった新型コロナへの対応は難しく、懸命にやっておられたと思いますので、非常に残念に思います。

町では、今年度早々にワクチン接種のほか、事業継続支援金、プレミアム付き商品券・飲食券発行事業など町独自の事業を実施し、町民の皆様の生活を守るため取り組んでまいりました。新たな首相には、新型コロナウイルスの収束と社会経済の回復に適切に取り組んでいただくことを望んでおり、国や県の動向も注視しながら、引き続き有効な対策を実施してまいります。

さて、今定例会におきましては、報告案件が2件、教育委員会委員の任命及び固定資産評価審査委員会委員の選任につきましての人事案件が3件、令和3年度の一般会計の補正予算で専決処分の報告が2件、町道路線の認定、県内全域に発令された新型コロナ感染症特別警報に関連した飲食店等への時短要請への協力金を含めた令和3年度の一般会計等の補正予算2件、令和2年度の一般会計及び各特別会計の決算認定についての8件、合計18案件をご提案申し上げます。今議会は、決算議会ということで長期になろうかと存じますが、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶といたします。

議長（小嶋謙一君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付のとおりであります。

午前9時05分 開 議

議長（小嶋謙一君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（小嶋謙一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって

8番 椿 一 春 議員

9番 熊 倉 正 治 議員

を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（小嶋謙一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、提出案件から見て、また議会運営委員会の議を経まして、本日8日から21日までの14日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日8日から21日までの14日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長（小嶋謙一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書の5月分、6月分、7月分、並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告書、並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定による田上町教育に関する事務の点検及び評価報告書が提出されております。お手

元に写しを配付いたしましたので、御覧願います。

次に、本日までに受理した請願は、コロナ禍に苦しむ人々に食料を支援する施策を求める請願、「コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願の2件であります。この請願については、会議規則第91条及び第92条第1項の規定によってお手元に配付の請願文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたので、ご報告いたします。

次に、本日までに受理した陳情、要望等は、辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情、人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請すること、新型コロナウイルス感染症拡大の対応に関する要望書の3件であります。お手元に写しを配付いたしましたので、御覧願います。

本定例会には、議案説明のため、地方自治法第121条の規定によって、説明員の出席を求めています。

以上で議長の報告を終わります。

次に、閉会中の所管事務調査について、各委員長からの報告を行います。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

(総務産経常任委員長 今井幸代君登壇)

総務産経常任委員長(今井幸代君) 皆さん、改めまして、おはようございます。総務産経常任委員長、今井でございます。それでは、総務産経常任委員会の所管事務調査についてご報告申し上げます。

8月6日、大会議室にて開催をいたしました。出席委員は全員であります。協議題は、総務課所管では、ふるさと納税について、道の駅たがみ地域連携施設倉庫の増築について、産業振興課所管では、有害鳥獣の発生状況等について、林道護摩堂線路肩復旧工事について、そして地域整備課所管、水道事業経営戦略についてでございます。

ふるさと納税では、制度の趣旨、概要、平成20年制度の創設から今日に至るまでの動向、また町の現在と今後の取り組みについて説明がなされました。平成31年3月の地方税法改正に伴い、返礼品は地場産品かつ寄附額の3割以下、仲介サイトへの手数料や返礼品送料を含んだ諸経費等、返礼品額の合計が寄附額の5割以下とすることとなり、地場産品に該当しない例として、海外生産され、区域内事業者が検

品を行っているもの、区域外生産されたものにオリジナルシールを貼ったもの、区域内事業者が単に組立て、梱包、切断、選別作業をしたものとなっているとのことであります。町は現在、6社のポータルサイトを使用し、22業者52品目が掲載をされており、町として人気返礼品の分析や、町の返礼品の検証、返礼品の開拓として町内事業者へ声がけを行っているが、流通量や配送対応、地場製品の基準、これらの課題から新規の取扱いが難しい状況が話されました。質疑といたしまして、町のふるさと納税の取り組み姿勢や地方交付税への影響が問われ、寄附額をなるべく多く獲得できるよう取り組みを続けていきたい。そして、地方交付税への影響はないとの答弁でありました。また、委員からは、ふるさと納税は地域経済の循環として非常に重要であり、ふるさと納税を活用した地域振興を積極的に展開していくその転換期ではないのかとの問題提起もありました。

次に、道の駅たがみの倉庫増設は、荷さばき用のプレハブ倉庫が狭く、雨、風よけができるスペースがないため、業務効率化を図るため増設を行いたいと指定管理者から申出があったものでございます。なお、その増築は指定管理者が行いますが、その所有権は、管理に関する協定書により、基本的には町が有するものとなっております。

次に、産業振興課の有害鳥獣の発生状況ですが、猿の目撃情報が7月で7件、農作物被害は、みずきの団地周辺の畑で花卉球根、鳶ヶ沢団地地内でも桃被害となっております。対策といたしまして、鳥獣被害防止連絡協議会、鳥獣被害防止研修会、これらを実施しており、捕獲も猟友会が行っております。

林道護摩堂線路肩復旧工事は、豪雨により竣工直後の土留めが崩壊し、再度工事が必要となったものでございます。この復旧工事は施工業者によって実施されるとの報告でありました。

最後に、水道事業の経営戦略は、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画であり、水道事業の現状、将来の事業規模、経営の基本方針、投資、財政計画、経営戦略の自己検証、改定等に関する事項で構成をされています。計画期間は、令和3年度から令和12年度の10年間となっています。質疑では、水道事業の民営化における懸念や、水道事業における公設公営を基本とするべき、そしてそれらをしっかりと明文化し、この経営戦略の中に盛り込むよう問われ、町の経営方針は公設公営であるため、その内容を盛り込む形で修正をされることとなりました。

また、協議終了後、地域整備課長より、6月定例会における付託案件審査の水道

事業における中央監視装置の入替えに伴うリース代、債務負担行為に関する答弁内容について、機器リース代の中にはメンテナンスも含まれているのかという質疑に対し、保守の部分まで詳しく調べてはこなかったが、たしか保守が入ったの経費だったと思うとの答弁でありましたが、実際にはリース代の中には保守料金は含まれていないとの報告がありました。中央監視装置は、今回の入替え機器と併せ、各浄配水場の計装機器類や通信装備等まとめて保守を行う必要があります、その保守料金については今まで当初予算に計上し、別契約で行っているとの改めて説明がありました。私の6月定例会付託案件審査報告において、リース料金に保守管理費用は含まれていると報告をいたしておりましたので、以上のことから訂正をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（小嶋謙一君） 委員長の報告が終わりました。今井委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 松原良彦君登壇）

社会文教常任委員長（松原良彦君） それでは、私のほうから社会文教常任委員会所管事務調査の報告をいたします。この件はまとまりませんでしたので、中間報告という意味合いで皆さん受け止めていただきたいと思います。

日にちは、令和3年7月12日、出席委員は6名全員でございました。

委員会の冒頭、教育長より、教育委員会事務局長補佐の全員協議会での発言の訂正と謝罪があるとのことで、諸橋補佐より、有料広告について総務課より原稿の確認があったが、事実誤認、勘違いしており、間違った答弁をしたとの謝罪がありました。

最初に、営利目的貸出しの根拠についてを議題とし、改めて、根拠は地方自治法第244条第1項の「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を設けるものとする」との根拠を示し、それにより田上町地域学習センターの条例が設置されているとの説明がありました。また、市町村課に問い合わせたが、条例の設置に問題はないとの報告がありました。

次に、執行部の認識の差異について、庁議での教育委員会との協議内容が示されました。

質疑では、小野澤委員から、6月18日の全協での答弁がしっかり行えていないという指摘があり、全協の総括がないと進めないとの意見が出されました。また、池井委員から、全協の場で社会文教常任委員会の議論をすることになっているので、

話を前に進めるべきだという意見がありました。質疑を進めましたが、再び小野澤委員から地域学習センターの使用許可は不適切であるというような反証を書面として配付し、議論展開がありました。しかしながら、小野澤委員が主張する地方自治法の「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を設けるものとする」の住民の福祉は公共性と公益性を有している必要があるとの主張は、執行との議論がかみ合いませんでした。この理論展開から、違法状態にあるので、即刻利用を停止すべきだとの意見がありました。この件で委員全員から意見を得たところ、他の委員から、7月の許可済み期間は容認すべきとの意見が出ました。熊倉委員から、このままでは平行線をたどるだけで前に進まない。本来なら交流会館等の調査特別委員会での議論をすべきだった。議会側にも責任がある。執行にも説明が不足していたとの指摘をしました。それを受けて、副町長が条例制定で想定していなかった。今後しっかりと見直ししていくとの答弁がありました。また、小野澤委員の反証については、研究して答えていきたいとの答弁がありました。

以上です。

議長（小嶋謙一君） 委員長の報告が終わりました。松原委員長、ご苦労さまでした。

以上で各常任委員長からの所管事務調査の報告を終わります。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

最初に、加茂市・田上町消防衛生保育組合議会の報告を求めます。

（12番 関根一義君登壇）

12番（関根一義君） 12番、関根でございます。加茂市・田上町消防衛生保育組合議会が開催されましたので、報告をいたします。資料が別冊で皆さん方のお手元に届いていると思いますので、ご参照をお願いをいたします。

最初に、資料にも添付してありますけれども、消防衛生保育組合議会の議員の変更がありましたので、名簿を添付しております。なお、これにつきましては、加茂市議会が一部事務組合の議員の変更を申し出たために整理したものでございます。

それでは、議事日程の順に伴って報告をいたします。日程第1は、議長の選挙であります。議長は、指名推選によって加茂市議会、樋口博務君。続いて副議長の選挙も行いましたけれども、副議長には、これまた指名推選によりまして、田上町議会、椿一春君が推薦されまして、全会一致で当選が確認されました。

続きまして、日程第5でございますが、ごみ処理施設建設特別委員会の委員の選任についての関係でございます。引き続きまして、議会議員全員による特別委員会

が設置されました。全議員の参加の下に特別委員会が設置され、これから運営されていくものでございます。

続きまして、日程第6は第3号議案 専決処分の承認について、一般会計補正予算（第1号）の関係が提案されました。この補正予算は、資料にも添付されておりますように、不燃物中間ストックヤードの防風ネット設置等の施設整備費564万1,000円と清掃センターの汚泥循環ポンプ更新等の設備修繕費979万2,000円を増額し、これに充てる財源として分担金及び負担金133万3,000円と組合債1,410万円を増額措置するものであります。その結果、予算総額は12億2,645万2,000円となりました。

また、地方債については、清掃施設整備事業1,410万円の限度額を定めたものであります。

以上提案されまして、全会一致で承認されました。

以上で報告を終わります。

議長（小嶋謙一君） 報告が終わりました。関根議員、ご苦労さまでした。

次に、三条地域水道用水供給企業団議会の報告を求めます。

（3番 藤田直一君登壇）

3番（藤田直一君） それでは、令和3年度三条地域水道用水供給企業団議会の報告を行います。

令和3年三条地域水道用水供給企業団議会第2回定例会が7月29日に企業団事務所議場にて開催されました。上程された議案は、議第1号 監査委員の選任について、議第2号 三条地域水道用水供給企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について、議第3号 令和2年度三条地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計未処分利益剰余金の処分について、認定第1号 令和2年度決算の認定についてであります。議第1号 監査委員の選任を除く議第2号と議第3号と認定第1号の3件が一括上程をされました。

議第1号 監査委員の選任については、今井幸代議員が選任され、同意されました。

議第2号 三条地域水道用水供給企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正については、審査の結果、別紙のとおり可決されました。

議第3号 令和2年度三条地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計未処分利益剰余金の処分については、当年度未処分利益剰余金6億7,121万8,905円をそれぞれ減債積立金3億6,032万3,815円と組入資本金3億1,089万5,090円に分けて利益

剰余金処分額として処分し、翌年度繰越利益剰余金はゼロ円といたしました。詳細につきましては、配付しております三条地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算審査意見書を見ていただきたいと思います。

認定第1号 令和2年度決算の認定については、水道用水供給事業会計決算書並びに審査意見書が示されました。意見書では、令和2年度経常収支における事業収益は12億5,105万7,708円、事業費用は8億6,814万4,476円、純利益は3億6,032万3,815円となり、前年度純利益より4,942万8,725円の増加となり、総収支比率は145.6%で、前年度に比べ8.0ポイント上回り、安定した経営が維持されているとのことでした。

審査では、質疑と答弁が交わされましたが、原案のとおり可決されました。また、認定第1号につきましても、原案のとおり認定されました。

以上で報告を終わります。

議長（小嶋謙一君） 報告が終わりました。藤田議員、ご苦労さまでした。

次に、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合議会の報告を求めます。

（1番 小野澤健一君登壇）

1番（小野澤健一君） では、私のほうから、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合議会のご報告を申し上げます。

来る7月27日に令和3年第2回臨時会が三条市役所で開催をされました。議案は、監査委員2名の選任と、当該施設職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてでありました。

監査委員2名の選任につきましては、任期満了に伴うもので、引き続き、田上町議会議員である私、小野澤と新潟市議会議員の高橋氏が選任されました。

当該施設組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてであります。押印の廃止と、宣誓書の文言を縦書きから横書きに変更をしたものであります。

いずれも同意、可決をされました。

以上、ご報告を申し上げます。

議長（小嶋謙一君） 報告が終わりました。小野澤議員、ご苦労さまでした。

最後に、新潟県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。

（10番 松原良彦君登壇）

10番（松原良彦君） それでは、私のほうから新潟県後期高齢者医療広域連合議会報告をいたします。

日にちは、令和3年8月31日、場所は新潟県自治会館で行いました。提出された

議案は、令和2年度の一般会計歳入歳出決算の認定について、特別会計の歳入歳出決算認定について、令和3年度一般会計補正予算（第1号）について、令和3年度特別会計補正予算（第1号）についてと専決処分の条例の一部改正がありました。

専決処分については、新型コロナウイルス感染症について、病原体がベータコロナウイルス属であり、令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して人に伝染能力を有することが新たに報告されたものに限る感染症をいうことと改めるというものです。審査の結果は、原案承認でございます。

令和2年の一般会計決算では、歳入10億7,929万8,000円であり、歳出は10億1,956万8,000円で、歳入歳出差引額は5,973万円でありました。令和3年度に繰り越し、共通経費負担金の減額や国庫補助金等の返還などにより精算いたします。

議案第8号、令和2年度の特別会計では、歳入決算額2,740億5,643万1,000円で、歳出決算額は2,626億156万6,000円でありました。歳入歳出差引額は114億5,486万5,000円となりました。

審査の結果は、原案のとおり認定でございます。

議案第9号、令和3年度一般会計補正予算（第1号）は、補正額15万1,000円を繰り入れ、10億4,468万9,000円で、令和2年度国庫補助金の精算に係る経費を補正するものです。

議案第10号、令和3年度特別会計補正予算（第1号）は、補正額115億4,104万円を繰り入れ、2,811億7,162万6,000円で、制度改正に伴う窓口負担割合2割に関するリーフレット送付等経費などや、医療財政負担金などの経費を補正するものでございます。

審査の結果は、原案のとおり可決でございます。

監査委員の選任について追加が出ましたので、報告いたします。柏崎市の齋木裕司さんが亡くなり、代わりに糸魚川市議会より田中立一さんが選任されました。審査の結果は、同意となりました。

以上でございます。

議長（小嶋謙一君） 報告が終わりました。松原議員、ご苦労さまでした。

以上で一部事務組合議会の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第4号 令和2年度田上町一般会計継続費の精算報告について

日程第5 報告第5号 同年度田上町下水道事業特別会計継続費の精算報告について

議長（小嶋謙一君） 日程第4、報告第4号及び日程第5、報告第5号の2案件の報告を行います。

佐野町長の報告を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま一括上程になりました2議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

この議案は、いずれも令和2年度継続費の精算報告についてであり、それぞれの事業が令和2年度で終了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費精算報告書として報告いたすものであります。

はじめに、報告第4号 令和2年度田上町一般会計継続費の精算報告につきまして、まちづくり拠点整備事業におきましては、交流会館、道の駅たがみ、地域学習センターの建設工事関連経費を平成29年度から令和2年度の4か年で実施したものであります。防災対策事業におきましては、防災行政無線の整備を令和元年度から令和2年度の2か年で実施したものであります。

次に、報告第5号 同年度田上町下水道事業特別会計継続費の精算報告につきましては、田上終末処理場におきまして、田上町下水道長寿命化計画による水処理施設、電気機械設備についての改築更新工事を令和元年度から令和2年度の2か年で実施したものであります。

報告は以上であります。

議長（小嶋謙一君） 以上で報告が終わりました。

本件は報告事件でありますので、これで終わります。

日程第6 同意第1号 田上町教育委員会委員の任命について

日程第7 同意第2号 田上町教育委員会委員の任命について

議長（小嶋謙一君） 日程第6、同意第1号及び日程第7、同意第2号 田上町教育委員会委員の任命についての2案件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本案件は人事案件でありますので、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決定

しました。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) ただいま一括上程になりました2議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

この議案は、いずれも田上町教育委員会委員の任命についてであります。

はじめに、同意第1号は、現在その任に当たっておられます田上町大字田上乙1675番地、石田一平氏が本年9月30日をもって4年の任期が満了しますことから、引き続き委員に任命したいので、議会の同意を求めるものであります。石田氏におかれましては、田上町教育委員会の委員を3期12年務めていただいております。任期につきましては令和7年9月30日までの4年間となっております。

次に、同意第2号は、現在その任に当たっておられます長澤幸枝氏が本年9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き委員の続投をお願い申しあげましたが、ご本人の辞退の意志は固いことから、その後任といたしまして、田上町大字田上甲703番地、渡邊悦子氏、昭和28年2月23日生まれを任命したいので、議会の同意を求めるものであります。任期につきましては、石田氏と同様、令和7年9月30日までの4年間となっております。

渡邊氏は、2人の子どもを育てられており、現在は合唱サークルの代表も務められるなど、良識を有しており、周囲からの信望もあり、適任者であると考えております。

なお、これらの議案に関係いたしますお二人の略歴を参考資料としてお手元に配付いたしております。

以上、2議案につきましてご説明申し上げましたが、全員のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

議長(小嶋謙一君) 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの2案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの2案件については討論を省略して採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、討論を省略して採決することに決

定しました。

これより順次採決を行います。この採決は起立採決といたします。

最初に、同意第1号の採決を行います。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

議長(小嶋謙一君) 起立全員であります。よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第2号の採決を行います。本案は原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

議長(小嶋謙一君) 起立全員であります。よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第8 同意第3号 田上町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長(小嶋謙一君) 日程第8、同意第3号 田上町固定資産評価審査委員会委員の選任について議題といたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決定しました。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) ただいま上程になりました同意第3号 田上町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、現在その任に当たっておられます田上町大字羽生田乙782番地21、今井五男氏が本年9月26日をもって任期が満了しますことから、引き続き委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。今井氏におかれましては、田上町固定資産評価審査委員会の委員を6期18年務めていただいております。任期につきましては令和6年9月26日までの3年間となっております。

なお、参考資料として略歴をお手元に配付いたしております。

以上、ご説明申し上げましたが、全員のご賛同を賜りますようよろしくお願いを

申し上げます。

議長（小嶋謙一君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの案件については討論を省略して採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、討論を省略して採決することに決定しました。

これより同意第3号の採決を行います。

この採決は起立採決といたします。本案は原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

議長（小嶋謙一君） 起立全員であります。よって、同意第3号は原案どおり同意することに決定しました。

日程第 9 承認第 9号 専決処分（令和3年度田上町一般会計補正予算（第3号））の報告について

日程第10 承認第10号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第4号））の報告について

議長（小嶋謙一君） 日程第9、承認第9号及び日程第10、承認第10号の2案件を一括議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま一括上程になりました2議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、承認第9号 専決処分（令和3年度田上町一般会計補正予算（第3号））の報告につきましては、歳入歳出それぞれ3,344万1,000円を追加いたしましたものであります。

その内容といたしましては、7月に開催された議会全員協議会においてご説明い

たしました、新型コロナウイルス感染症に対応した町の追加支援策として、令和2年度に引き続き、事業継続等緊急支援金、プレミアム付き飲食券の発行、交通利用券の発行、新たに住宅リフォーム補助に取り組みます。あわせて、7月の大雨により小規模な土砂崩れが発生したため、その復旧工事を行うに当たり、田上町災害被災者救済援護条例に基づき、工事費の一部を補助いたします。

なお、これらの経費につきましては、早急な対応が必要なことから、7月27日付けでやむなく専決処分をいたしました。

次に、承認第10号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第4号））の報告につきましては、歳入歳出それぞれ831万3,000円を追加いたしましたものであります。

その内容といたしましては、8月23日未明の大雨により、町道、河川及び林道の応急復旧の関連費用と本復旧工事のための設計委託料の追加であります。

なお、この経費につきましても、早急な対応が必要なことから、8月23日付けでやむなく専決処分をいたしました。

以上、2議案につきまして一括その概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（小嶋謙一君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの2案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております2案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定によって、別紙議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第11 議案第29号 田上町道路線の認定について

議長（小嶋謙一君） 日程第11、議案第29号を議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま上程になりました議案第29号 田上町道路線の認定につきましては、地権者より道路用地として寄附を受けました田上町大字吉田新田地内におきまして、新たに自動車学校廻り1号線ほか1路線の認定をお願いするものであります。

以上、その概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（小嶋謙一君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定によって、別紙議案付託表のとおり総務産経常任委員会に付託いたします。

日程第12 議案第30号 令和3年度田上町一般会計補正予算（第5号）議定について

日程第13 議案第31号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について

議長（小嶋謙一君） 日程第12、議案第30号及び日程第13、議案第31号の2案件を一括議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま一括上程となりました2議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、議案第30号 令和3年度田上町一般会計補正予算（第5号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ1億8,551万7,000円を追加するものであります。

その主な内容といたしまして、歳入では、国庫支出金におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加、交付決定による社会資本整備総合交付金の増額、県支出金におきましては、小中学校等へ防犯カメラを設置するための地域の防犯力向上推進事業費補助金の追加、8月30日に県内全域に発令された特別警報に関連して時間短縮営業に協力した飲食店等への感染症拡大防止協力金の追加、諸収入におきましては、令和2年度分の後期高齢者医療療養給付費負担金の確定に伴う精算金の受入れ、町債におきましては、社会資本整備総合交付金の交付決定による土木債の増額、臨時財政対策債の発行可能額の決定により増額をお願いするものであります。あわせて、第2表、地方債補正において起債限度額の増額を

お願いいたします。

歳出では、総務費におきましては、令和2年度決算剰余金処分として財政調整基金への積立金の追加、民生費及び衛生費におきましては、令和2年度の各種事業の完了による国・県補助金返還金の追加、その他の衛生費におきましては、歳入でもご説明したとおり、時間短縮営業に協力した飲食店等への感染症拡大防止協力金交付事業経費の追加、労働費におきましては、田上、羽生田両駅の駐輪場への防犯カメラ設置工事費の追加、土木費におきましては、新たに除雪機械を借り上げるための経費の増額、社会資本整備総合交付金の交付決定による工事費の増額、教育費におきましては、小中学校への防犯カメラ設置工事費の追加、災害復旧費におきましては、先ほど承認第10号、令和3年度田上町一般会計補正予算（第4号）で説明いたしました8月23日の大雨の被害による町道、河川及び林道に係る応急復旧以外の災害復旧工事費等の追加をお願いするものであります。

次に、議案第31号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ47万円を追加するものであります。

その内容は、令和2年度の精算のため後期高齢者医療広域連合納付金の増額をお願いするものであります。

以上、2議案につきまして、その概要をご説明申し上げました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（小嶋謙一君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの2案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております2案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定によって、別紙議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

-
- | | | |
|-------|-------|------------------------------|
| 日程第14 | 認定第1号 | 令和2年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第15 | 認定第2号 | 同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第16 | 認定第3号 | 同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第17 | 認定第4号 | 同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ |

いて

日程第18 認定第5号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第19 認定第6号 同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第20 認定第7号 同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第21 認定第8号 同年度田上町水道事業会計決算認定について

議長（小嶋謙一君） 日程第14、認定第1号から日程第21、認定第8号までの8案件を一括議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま一括上程になりました8議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

この8議案は、令和2年度の各会計決算の認定でありまして、会計管理者から提出された決算書に基づき監査委員の精査を受け、その意見書並びに主要施策の成果の説明書としてまとめた資料を添えてご提案いたすものであります。

昨年度の町政運営を振り返りますと、令和2年度は新型コロナウイルス感染症との闘いに明け暮れた一年となりました。町では、これまで、議員の皆様との協議をすることで、国の臨時交付金等を活用し、国や県の支援の行き届かないところを重点的に、より困っている町民の皆様への支援を基本として、大小様々な事業を実施し、町民の生活を守るため全力で取り組んでまいりました。

さて、令和2年度は田上町にとって「新たな時代の始まりであり、町が大きく変わり、羽ばたく年」と位置づけた一年でもありました。新しいまちづくりの拠点として、令和元年度の田上町交流会館に続き、令和2年10月に「道の駅たがみ」、令和3年3月に「地域学習センター」をオープンいたしました。「道の駅たがみ」では、感染症の影響もある中、直売所の出荷者をはじめ多くの皆様に支えられ、令和3年7月までの約9か月で町内、町外から延べ50万人もの方からおいでをいただき、にぎわいの拠点として大きな手応えを感じております。また、町の最上位計画である総合計画策定に着手、田上町子育て世代包括支援センター「すくさぽ たがみっこ」の設置、高齢者等の移動手段確保であるデマンド型乗合タクシー、「ゴマンド号」運行に向けた準備、防災対策として戸別受信機の配布など、町が抱える様々な課題に

対し、一歩ずつ着実に推し進めてまいりました。

認定第1号 令和2年度田上町一般会計歳入歳出決算認定につきましては、最終的に歳入決算額73億4,328万4,544円、歳出決算額70億7,149万579円、歳入歳出差引額2億7,179万3,965円、翌年度へ繰り越すべき財源720万9,000円を差し引いた実質収支は2億6,458万4,965円の黒字決算、単年度収支も2,024万2,010円の黒字となりました。

歳入につきましては、令和元年度に対し20億8,541万2,895円、率にして39.7%の大幅な増額となりました。これは、特別定額給付金を含む新型コロナウイルス対策事業に対する国庫補助金の増額などによります。自主財源である町税につきましては、固定資産税及び軽自動車税は増額となりましたが、個人及び法人町民税と入湯税については減額となりました。なお、徴収率につきましては97.3%と令和元年度と同率となりました。地方交付税につきましては、単位費用の引上げなどにより増額となりました。国庫支出金につきましては、先ほど申し上げたとおり、新型コロナウイルス対策事業に対する補助金により大幅に増額となりました。町債につきましては、道の駅関連等のまちづくり拠点整備事業に伴う公共事業等債の借入れにより増額となりました。

歳出につきましては、令和元年度に対し23億3,263万2,885円、率にして49.2%の増額となりました。これは、歳入同様に、特別定額給付金を含む新型コロナウイルス対策事業の実施などによります。なお、令和2年度に実施をいたしました新規あるいは臨時の主な事業といたしまして、総務費では、「道の駅たがみ」、「地域学習センター」が竣工し、平成29年度から取り組んでおりました「まちづくり拠点整備事業」のハード面の整備を完了させることができました。衛生費では、令和3年3月に田上町子育て世代包括支援センター「すくさぽ たがみっこ」を立ち上げ、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援する体制を整備したほか、新型コロナウイルス感染症対策として、国や県の支援の行き届かないところを重点的に、町民の生活を守るため全力で取り組んでまいりました。具体的には、国の特別定額給付金事業や子育て世帯臨時特別給付金事業とともに、町の事業として、事業継続等緊急支援金やプレミアム付き商品券・飲食券発行、事業者への固定資産税相当額助成金、農業経営継続支援金、指定管理者支援金、大学等修学支援給付金など各種事業を実施いたしました。土木費では、小型ロータリ除雪車を更新し、除雪体制の強化を図りました。消防費では、希望する全世帯に対し戸別受信機を配布いたしました。教育費では、小学校の食堂に空調設備を設置したほか、GIGAスクール構想により小中

学校の児童生徒 1 人 1 台の端末及びネットワーク環境を整備いたしました。

次に、認定第 2 号 同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額 8 億 4,150 万 2,061 円、歳出決算額 8 億 3,248 万 8,541 円、歳入歳出差引額 901 万 3,520 円の黒字決算となりました。主な事業としては、田上終末処理場の老朽化による水処理施設電気機械計装設備の改築更新工事の実施と、雨水対策事業として下吉田川ナンバー 1 雨水調整池整備工事を行いました。

次に、認定第 3 号 同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額 8,240 万 4,768 円、歳出決算額 7,724 万 8,364 円、歳入歳出差引額 515 万 6,404 円の黒字決算となりました。集落排水事業は、施設等の維持管理が主な事業であります。

次に、認定第 4 号 同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額 13 億 3,124 万 2,537 円、歳出決算額 13 億 1,481 万 2,665 円、歳入歳出差引額は 1,642 万 9,872 円の黒字決算となりました。令和元年度に保険税の課税方式の見直しとともに税率を引き下げましたが、令和 2 年度末における財政調整基金残高からも、令和 2 年度は安定した国保財政の運営ができたと考えているところであります。その一方で、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の創設や、収入減少者に対する保険税の減免措置など、新たな対応策も必要とされた年でありました。そのような状況の中、当町では年間平均被保険者数は 2,725 人、国民健康保険税は 2 億 960 万 5,000 円、1 人当たりの保険税は 7 万 5,107 円となりました。保険給付費につきましては、9 億 6,802 万 2,859 円、一般被保険者の 1 人当たり医療費は 35 万 3,699 円となりました。

次に、認定第 5 号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額 1 億 4,167 万 5,397 円、歳出決算額は 1 億 3,976 万 5,467 円、歳入歳出差引額は 190 万 9,930 円の黒字決算となりました。令和 2 年度は、被保険者数の増加やそれに伴う医療給付費の動向から財源不足が見込まれるため、保険料率が改定されるとともに、軽減割合の見直しが行われるなどの制度改正が実施されました。歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料であり、歳出のほとんどは後期高齢者医療広域連合納付金であります。

次に、認定第 6 号 同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額 4,807 万 414 円、歳出決算額 4,199 万 9,540 円、歳入歳出差引額 607 万 874 円の黒字決算となりました。訪問看護の利用者は 131 名で、訪問延べ回数は 4,750 回でありました。

次に、認定第7号 同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額14億1,089万8,934円、歳出決算額13億4,510万1,276円、歳入歳出差引額は6,579万7,658円の黒字決算となりました。65歳以上の第1号被保険者数は4,248人で、町の人口の37.5%を占めております。また、要支援者を含めた要介護認定者数は731名であり、居宅の介護サービスを利用されている方は411名、地域密着型の介護サービスを利用されている方は24名、施設に入所されている方は188名であります。

最後に、認定第8号 同年度田上町水道事業会計決算認定につきましては、業務量における年間有収水量では131万3,082立米となりました。収益的収支の収入は2億4,952万9,085円、支出は2億5,634万5,771円、資本的収支の収入は1,178万7,528円、支出は1億576万9,622円となりました。収益的支出では、配水管及び給水管の修繕や浄水場施設の修繕、点検に努め、施設機能の維持管理を図ってまいりました。資本的支出では、県道新潟五泉間瀬線道路改良工事に伴う配水管移設工事を含め配水管の布設替え工事を実施し、水道施設については維持管理に伴う修繕工事を実施いたしました。今後とも事業収入の確保と経費の節減に努め、安全で安心な水道水の安定供給と健全な事業運営に努めてまいります。

以上、それぞれの会計につきましてその概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（小嶋謙一君） 以上で説明が終わりました。

本決算について、監査委員の決算審査意見書の写しが提出されておりますので、御覧願います。

大島代表監査委員から補足説明があれば発言を許します。

代表監査委員（大島甚一郎君） 令和2年度田上町の一般会計、そして特別会計の決算書を7月の末から8月27日まで、約1か月間にわたり、もちろん町の監査室で審査をしましたが、ほとんど、7割、8割は自宅での監査をしてまいりました。ただいま町長からいろいろお話をいただいたわけですが、それらの内容の私どもどのように監査をしたかというものは、皆様方にご配付しております書類の中に全部記載されておりますし、そしてまた監査の意見としても記載しておりますので、よろしく審査をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（小嶋謙一君） 以上で監査委員の補足説明が終わりました。

これよりただいまの8案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発

言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております8案件につきましては、精査の必要がありますので、委員会条例第5条の規定によって、全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、ただいまの8案件につきましては、全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決定しました。

この際しばらく休憩いたします。

午前10時26分 休憩

午前10時50分 再開

議長(小嶋謙一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催されました決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告いたします。決算審査特別委員会委員長に小野澤健一議員、副委員長に渡邊勝衛議員が互選されました。

以上で報告を終わります。

この際、議長からお願い申し上げます。各常任委員会及び特別委員会に付託いたしました案件につきましては、会期日程に基づき最終日の本会議に報告できますようお取り進めをお願いいたします。

日程第22 一般質問

議長(小嶋謙一君) 日程第22、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

最初に3番、藤田議員の発言を許します。

(3番 藤田直一君登壇)

3番(藤田直一君) それでは、3番、藤田でございます。これより一般質問に入らせていただきます。

今年の梅雨は、九州、四国、中国地方に大変な被害を与えております。令和元年8月、2019年の年ではありますが、九州北部、特に佐賀県、福岡県、長崎県を中心と

した集中豪雨がありました。そして、令和2年、2020年の年ではありますが、九州、熊本県を中心に、九州や中部地方などを中心とした集中豪雨がありました。それから、令和3年8月に、これは2021年の年になりますが、九州北部、福岡県、長崎県、佐賀県を中心とした集中豪雨があり、本当に毎年毎年同じ地域でたくさんの被害が出ております。本当に1回被害に遭っただけでも精神的、肉体的に相当な負担がかかるのに、毎年被害を受けられた皆さんの気持ちを考えると、どのようなお見舞いの言葉を申し上げるべきなのか本当に見当が付きません。国は、このような災害が二度と発生、被害が出ないように、強靱なまちづくり、国づくりに努めていただきたいし、全力で復旧に取りかかっていたら、一日でも早い復興をお願いするところでもあります。

それでは、本題に入らせていただきます。最初に、ボランティア活動と行政について伺います。私は、令和元年12月定例会にて、高齢者人口が増加している中、高齢者一人ひとりが尊厳を持って、住み慣れた地域でいつまでも生き生きと自立した暮らしができるよう、地域全体で高齢者を支えていく仕組みづくりが必要ではないのか。そのためには、行政として支援がしっかりとできる体制づくりを進めると同時に、ボランティア組織や民間からの支援も必要ではないでしょうか。ボランティア組織の育成をもっと積極的に町が取り組んでもいいのではないかと思います。私が思うには、そのような姿勢が感じられません。社会福祉協議会のボランティアセンターに任せっきりの状態になっていませんか。もっと住民によるボランティア活動と町当局とが一体となって進めることが重要ではないですか。また、ボランティア組織やボランティア的団体等に町が積極的に支援体制の強化を図ることで、今以上に広く大きく活動ができるようになると思いますが、いかがでしょうかとの考え方を当時町長に伺いました。当時20あるボランティア組織と町と社協のボランティアセンターと密に縦横の連携が図れるように、(仮称)田上町ボランティア協会的な組織にまとめ、定期的な会合や情報交換を行い、お互いの協力体制が取れるようにしたらいかがでしょうかとも提案をさせていただきました。町長は、「地域づくりにボランティアの力は欠かすことのできない重要な地域資源であり、安心して暮らし続けられる地域づくりを行うためには、今以上にボランティアの力を活用させていただき、まちづくりを行うことが重要である」、そして「地域生活支援体制整備事業などを通じ、ボランティア団体をはじめとした関係団体と協議をしながら、より一層ボランティア活動が進展するよう取り組んでいきたい」、また「支援体制の強化としては、平成30年度より生活支援体制整備事業を社会福祉協議会に委託をいたし

ました。ボランティア団体をはじめ、区長、民生委員、商工会等からも参加をしていただき、協議体を立ち上げ、地域づくりのための体制整備に取り組んでおります」と言われました。

生活支援体制整備事業とは、地域における支え合い活動の充実、強化等を図ることを目的に、不足するサービスの創出や資源開発、支援を必要とする人と支援提供者のつなぎ（マッチングというのだそうですが）と関係者間のネットワークづくりを総合的に進めることで、生活に必要となる支援体制を整備することで地域づくりを進めるということだそうです。このような説明が町からありました。私は、説明があまりにも専門的で、ちょっと難し過ぎて、言わんとすることが理解できたような、できないような受け止め方しかできませんでした。その後、専門的知識者からの意見を参考に私なりにまとめてみると、要は言わんとすることは、高齢者が地域で安心して暮らしていけるように、団体や関係機関と連携しながらサービスや仕組みを考え、住民主体で助け合いの活動を進めていく取り組みであると私なりに理解をいたしました。専門家の担当課長から見れば間違っているのでしょうか。私なりの理解についての評価と、その後の地域生活支援体制整備事業ではどのようなメンバーで協議会の立ち上げが行われ、どのような議論がなされ、どのような取り組みが行われてきたのか町長に伺います。

次に、令和元年度のボランティア組織の数は20あり、それぞれの地域で独自性を持った活動を行ってきました。現在もすばらしい活動をしておりますが、人手不足と高齢化問題は、今後の活動継続がどのように変化していくのか懸念される不安材料になっています。

ボランティア活動をされている皆さんの話を聞くと、高齢者の方も、一人暮らしの方も、障がいのある方も今住んでいるところが一番住みやすいと言われます。近所の皆さんのお世話になりながらも、身の回りのことができるうちはこの場所にいたいと言う人がおります。近所の住民として、地域の住民としてできる範囲の支援をしていきたい、できるならばこのような活動の輪をもっと広げていきたい、それが誰もが安心して暮らせるまちづくりの一步になればとの思いがあり、そのような中、今後のボランティア活動に危機感を持った町内有志がボランティアを考える会を令和2年9月に発足。ボランティアの理解促進や活動しやすい組織づくりなど、ボランティアの推進に向けて、社会福祉協議会のボランティアセンター職員をオブザーバーとして、意見交換や情報の共有を図るため月1回の会議を開催しております。8月26日の会議開催で11回目となりました。たくさんの課題がありますが、

その中の3点について伺いたいと思います。

1点目が、ボランティア活動の拡大及び活性化を図るために、登録、無登録団体にかかわらず、センターが把握できる範囲で各組織、各団体に集まっていただき意見交換を行い、現状把握、問題点や改善等について話し合うことも大切ではないのか。活動する側、ボランティア組織が利用しやすいようにする協議も必要ではないのかとの意見もありました。この件については、令和元年12月定例会にて、町と社協とボランティア組織とで密に縦横の連携が取れるように、(仮称)田上ボランティア協議会なるものをつくり、定期的な会議や情報交換をやるべきではないですかとの問いに対しまして、町長はボランティア協議会的な団体の設立が必要なのか協議をしていくと言われましたが、その後どのような協議をされたのか町長に伺います。

2点目が、ボランティア活動中にけがをした場合の補償のために入る保険は個人負担350円となっていますが、ボランティア活動において個人負担は厳し過ぎではないのか。特にボランティア組織、団体の構成員はほとんどが高齢者であり、負担の軽減は会員の願いであります。町が負担されてもよいのではないかと思います、いかがでしょうか、町長に伺います。

3点目でございます。3点目が委託料、地域たすけあい事業業務委託契約についてであります。料金をいただくには、地域たすけあい事業実施要綱に基づいた手続が必要です。ボランティア組織に町から委託される事業種類については、次のように明記をされています。1、雪下ろし、除雪、2、除草、清掃、洗濯、買物、3、その他町長が必要と認めるものである。そして、委託単価については、雪下ろし1時間500円、トラックによる雪搬出は30分150円と明記をされております。仮に保健福祉課に町内の高齢者から除雪依頼の問合せがあった場合、ボランティアセンターにお願いをするか、民間の除雪をしてくれる業者を紹介するか、どちらかの対応をすると思いますが、現状はどちらが多いのでしょうか。もし、民間業者を紹介した場合の1人1時間単価は3,500円です。トラックによる搬出は、2トントラックが1日1万5,000円、1時間単位にしますと1,875円、このトラックに運転手つきだと1万9,000円、1時間当たり2,375円です。民間と比較した場合、ボランティアへの支払い単価があまりにも低過ぎるのではないかと疑問を感じますが、この単価設定についてどのように思われますか、町長に伺います。

ボランティアを考える会では、会議の中でたくさんの問題点や改善点が出されておりますので、近いうちに要望書として町長に提出していきたいと思っております。

次に、コロナ禍での防災訓練についてお聞きをいたします。町はこの10月に、防災訓練実施の計画をしております。県内各地域でコロナ感染症が拡大している中で、の防災訓練は、従来の訓練とは異なり、感染症対策を考慮した新たな計画の下での防災訓練となると思います。町内全自治会の参加を求めるのか、それとも限定した人数による参加となるのか、いろいろと検討していると思います。実施に当たり不安を感じている自治会もあろうかと思えます。また、参加するにも感染症を心配される方もいると思います。訓練を行うに当たっては、まず訓練において必要となる感染症対策を確認して参加者に周知し、理解を得ることが重要だと思えますが、町としてはどのような内容の下で、どのような規模での訓練を想定して計画しているのか町長に伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、藤田議員の質問にお答えいたします。

はじめに、ボランティア活動と行政についてお答えいたします。生活支援体制整備事業について、高齢者が地域で安心して暮らしていけるように、団体や関係機関と連携しながらサービスの仕組みを考え、住民主体で助け合いの活動を進めていく取り組みであるとの理解でよいかとのことでありますけれども、そのとおりであります。

生活支援体制整備事業は、平成27年の介護保険制度改正によって、平成30年4月までに全市町村で取り組みを開始することとなりました。田上町では、社会福祉協議会が地域福祉のネットワークにおいて専門性を活かせること、ボランティア団体との結びつきが強いという利点を活かせることから、その事業を社会福祉協議会に委託してきました。

生活支援体制整備事業として、町では1つの協議体を設置しました。協議体の委員は、地域でボランティア活動や福祉活動に携わっている方や、関係者として区長会、老人クラブ、民生委員、地区のボランティア団体、商工会、ケアマネジャー、いきいきサロン従事者、手をつなぐ育成会、学識経験者、社会福祉協議会、町保健福祉課からそれぞれ選任をしております、11名の委員で構成をいたしております。協議体会議は、平成30年度は4回、令和元年度は6回開催いたしましたが、令和2年度から令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議を見合わせておりました。会議においては、各委員が関わる職務や立場を通じて住民ニーズを上げ、委員全員で情報共有を行い、その中から優先順位を決め、課題解決策

について検討してまいりました。課題解決に向けた取り組みを検討する中で、各地区によって実情が異なるため、地区単位での住民主体の支え合い、助け合いの活動の立ち上げが必要であるとの考え方から、まずは町の既存事業である地域たすけあい事業を推進することと、その普及に取り組むこととなりました。

質問の1点目として、ボランティア協議会的な団体の設立についてでありますけれども、社会福祉協議会と町の担当課である保健福祉課との間で、今後のボランティア組織の在り方、ボランティア登録者の活用などについての意見交換等を行ってきておるところであります。

2点目のボランティア保険料の個人負担についてであります。ボランティア活動中にけがなどをすることも十分考えられることから、町で実施している地域たすけあい事業は、ボランティア保険に加入した場合は、その保険料相当額も補助対象といたしております。

3点目の町の地域たすけあい事業の委託料についてであります。高齢者から除雪の依頼の問合せにつきましては、地区のボランティア団体は限定されていることから、現実にはほとんど民間業者を紹介をいたしております。地域たすけあい事業の委託料の単価は、ボランティア活動へのねぎらいという趣旨で、通常の労働への対価であり、給料等や民間業者への委託料と比べればかなり安い単価となっております。しかしながら、互助による地域活動が重要であり、地域の助け合いの自発性を高めることと、現在活動している方への励ましなど、今後の地域たすけあい事業の推進と普及のため、大きな増額とはなりません。令和4年度から委託単価を見直すことを検討しております。

ところで、町内有志でボランティアを考える会を立ち上げ、担当課長なども会議に参加の機会をいただいたと聞いております。ボランティア活動への理解促進や活動しやすい組織づくりなどの協議を重ねていただき、誠にありがたく思っております。今後の町のボランティア組織の拡大や、高齢者などが地域で安心して暮らしていけるよう、会の意見や要望につきましても十分しんしゃくしてまいります。

最後に、コロナ禍での防災訓練についての質問にお答えいたします。町の防災訓練の実施計画につきましては、3月議会の予算審査特別委員会でご説明したとおり、感染症対策を踏まえた避難行動や避難所の設営、飛沫防止パーティションの設置、体験などを計画しておりました。特に今回、避難行動や避難所開設の考え方としては、避難所への避難以外に、垂直避難や縁故避難など分散避難を呼びかけること、避難所における密をなるべく防ぐ取り組みとして、避難者自身の感染予防や感染拡

大防止措置の理解を深めること、万が一避難所内で発熱や感染症等の症状が発生した場合の対応等についても訓練する予定で、実施日は10月末日と説明をいたしました。その後、県内市町村の防災訓練の実施方法や内容なども参考にしながら、各自主防災組織や防災士、消防団並びに消防署など関係機関と協議を進めてまいりました。しかしながら、全国で第5波の新型コロナウイルス感染症が急拡大しており、各地で緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が次々に発令されている中、県内でも8月に入って感染者が急増し、1日当たりの感染者数も12日には100人を超え、その後も100人超えの日々が続いておりました。8月30日には特別警報が県内全域に発令されました。このような状況下で、町民がまとまって避難行動の訓練を行うことは、感染症拡大のおそれが懸念されます。このようなことから、苦渋の決断ではありますが、今年度実施する防災訓練は、防災行政無線、緊急速報メール、登録制メールを活用した情報伝達訓練と、職員による避難所設営初動訓練、災害対策本部設置訓練のみを実施することといたしました。町民の避難行動訓練や消防団など関係機関等への参加要請も見合わせることにいたしました。このことにつきましては、8月23日開催の自主防災組織連絡協議会で説明を行い、了承をいただいたところであります。

今回の訓練内容は、かなり規模を縮小したものとなりました。情報伝達訓練は、防災行政無線を使用した緊急情報を町民に伝えることと、ハザードマップの確認、非常持ち出し品の確認等を町民の皆様にも周知していきたいと考えております。訓練終了後には、各自主防災組織へアンケート調査を行うことで、避難情報内容の認識や、その後の取るべき行動などについて、調査していきたいと考えております。その調査結果につきましては、自主防災組織連絡協議会等でも情報共有しながら、次回防災訓練を実施する際の参考にしていきたいと考えております。

なお、今回の防災訓練の内容につきましては、町広報紙「きずな」10月号や町ホームページ、登録制メール等で町民にも周知する予定であります。

以上です。

3番（藤田直一君） ありがとうございます。

続いて、2回目の質問をさせていただきます。私は先ほど、地域生活支援体制整備事業では、どのような取り組みが行われてきたのか町長にお伺いをいたしました。町長は、今ほど答えの中で、まずは町の既存事業である地域たすけあい事業を推進することと、その普及に取り組むこととなりましたというふうなご答弁でありましたが、私は今の答弁を聞いて、ちょっと私の質問とお答えになったことが若干ずれ

ているような気がして、改めてお伺いしたいのですが、この地域たすけあい事業は、平成14年度に設立したと私は課長から聞いております。そして、地域生活支援体制整備事業は平成30年度に設立をしたわけです。ですから、元来ならば地域たすけあい事業をもっと補佐するために、生活支援体制整備事業がその補足をするために、強化をするために、私は政策として上げられたというふうに理解をしていました。ですから、その辺の話は、町長よりも、できれば私は担当課長から、私はそういうふうに理解していますが、違うのかなと。どうも町長の今のご答弁でいきますと、何かまた振り出しに、元に戻って、そこから何かをしていくようなお話だったものですから、ちょっとこの辺が一つの不安なので、聞かせてください。

それともう一点、平成30年度から社会福祉協議会に委託された地域生活支援体制整備事業には、年間560万6,000円の委託料が支払われております。また、平成14年度に設立された社会福祉協議会ボランティアセンターには年間、窓口には50万円が委託料として支払われております。これは前回にもお話ししました。ボランティアセンターの目的は、ボランティアに関する相談、援助、情報提供、連絡、調整及びボランティアの養成、研修など、幅広い活動を通じて住民のボランティア活動推進を図るための活動拠点であり、活動状況についてこのように私は理解しております。ですから、地域生活支援体制整備事業は、先ほど申し上げたように、高齢者が地域で安心して暮らしていけるように、団体や関係機関と連携しながらサービスや仕組みを考え、住民主体で助け合いの活動を進めていく取り組みであると理解しています。委託をしているけれども、一つの私は政策だと理解していますから、もっと町が主導的な役割を果たして取り組んでもらいたいと思います。取り組んできた結果、この3年間で高齢者が安心して暮らしていけるような町になったのか、この3年間でどのように変わってきたのか、評価について、評価をしているのであれば町長に伺います。

次に、先ほどボランティアについて1点、2点、3点とお伺いしましたが、1点目についてであります。1点目で私はボランティア協議会なるものをつくって協議をしていったらいかがですか、それは町長がご検討されるというふうに私は答弁を聞いていますが、私が私なりに社会福祉協議会ボランティアセンターからお聞きした内容では、今まで全体が集まって協議したことはないというのがボランティアセンター側のお話でありました。ですから、ボランティア組織の拡大を目指すために、もっと関心を持ってもらうためにも全体会議を開催することは、意義のあることだとも思っております。コロナ感染症が拡大している状況下での開催は、それ

は慎重に判断をしていかなければならないとは思いますが、問題点、改善点など、いろいろな意見を聞くことで活動しやすい、また、参加しやすい組織づくりの支援も私は取れると思うのです。ぜひ執行側の主導の下で、開催に向けて社会福祉協議会と色々な協議をして進めていただきたいと私は思っています。町長にその辺の考えをお伺いしたいと思えます。

それから、2点目のボランティア保険に関する個人負担の件でございます。これは町長が言われるとおりのことです。地域たすけあい事業業務委託契約を町長とボランティア代表者と締結することで、ボランティア保険への加入をした場合、保険は補助される、それはそのとおりなのです。しかしながら、委託契約を締結しなくてもボランティア保険へ加入している自治体、個人の方はたくさんいるのです。では、なぜ登録をしないのかということなのです。要は、なぜ登録しないかと聞けば、書類作成、また手続が複雑だから大変なのだ、こういう話になってしまうのです。ですから、個人負担をしながら、または自治会が負担をしながらでもボランティア活動をやっている団体もたくさんあるということも理解をしていただきたいと思います。ですから、たすけあい事業を活発化させるためにも、ぜひともこの手続の見直しが私は必要だと思えます。それについても町長のお考えをお尋ねをいたします。

それから、3点目の件の2回目の質問でございますが、料金の問題です。ボランティア活動の基本的な性格としては、それは自主性があり、社会性があり、無償性などいろいろ挙げられますが、特に無償性を考えると、報酬を議論するボランティア活動は、ボランティア活動としてはタブーであり、低額であっても議論をされずに来たと私は思っています。しかしながら、社会環境も変わりつつある中で、ボランティア報酬も上げることで、少しでも参加者への経済的負担の軽減を図ることで、ボランティア活動に参加しやすい状況づくりをしてやることも対策の一つではないでしょうか。ボランティアの拡大に向けた環境整備を町が積極的に進めていく姿勢がなければ、ボランティア組織は将来形骸化してしまうという心配をしていますが、先ほども町長、見直しも令和4年度やりますよというお話を聞きました。ぜひ、この見直し、さっきも言った書類についてもいろいろと対策を考えていただきたいと思いますと思えますが、町長のお考えをお聞きをいたします。

最後に、防災訓練の件でございますが、今回は内容をある程度縮小したり、限定をした中での防災訓練を行うということで、計画を立てているというお話を伺いました。しかしながら、今回はそれはしようがないとして、この感染状況が引き続き改善をされていくでしょう。その場合、今後の防災訓練は、町としてはまた何年か

置きに計画をするのか、それとも毎年訓練をやっていくのか、その辺のやっぱり計画もされているかと思えます。できれば総合的な訓練が私は一番、この訓練としてはやるべき重要なことではないかというふうに思っていますが、今後の訓練の進め方を、毎年行うのか、それともまた何年か間隔でやるのか、その辺についてのお考えを聞かせていただきたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） 今ほど4点か5点ほど再質問をいただいたと思います。生活支援体制整備事業、それがいつできて、どうというのは、先ほど藤田議員もおっしゃられましたけれども、その辺の確かなところと伺いますか、それは担当課長のほうからお話をしてもらいたいなと、こう思っておりますけれども、今回、まずもって自主的にボランティアを考える会、そうした会議を設立をしていただいて、ボランティア活動に対して本当に真剣にご協議をいただいているということに対して、本当に頭が下がる思いであります。そういうことに対してもこれから、生活支援体制整備事業というのは確かに社協のほうに委託をしてはいるのでありますけれども、議員おっしゃるように町がやはり初動的な立場で指導していかなくてはならないことだろうと思っております。そういう意味で、3年間で高齢者の方が安心して暮らせるような社会になったのかと、こういうふうなお話であります。その評価は非常に私は難しいことなのだろうと思えます。安心して暮らしていける社会、それは1つ2つの事業で捉えていくものではなくて、やはり総合的な形の中で評価されるものだなと思っておりますので、この生活支援体制整備事業だけで評価するというのは非常に難しいのかなと、こんなふうに思っております。ただ、この生活支援体制整備事業の取り組みについては、地域たすけあい事業であるとか、ながら見守り活動であるとか、社協事業との活用であるとか、そういう観点でこれまでも検討を重ねてきておると思いますが、これからも社協任せということではなくて、やはり町が主導的な立場に立って、いろんな本当にボランティア活動に携わっている人たちのそういう意見も取り入れながら、この生活支援体制整備事業がいい事業になるように、これからも検討していきたいなというふうに思っております。

それから、それと同じような形になるのだろうと思っておりますけれども、ボランティアセンターとして、運営委員会というものは主にその役員の人たちが主体になって行われている状況があるかと思えます。実際に、先ほども申し上げたように、ボランティア活動をしている人たちの意見というものを、これはやっぱり大いに取り入れていかなくてはならないのだろうと思えます。そういう中でいろんな課題とか

問題がやっぱり提起されるのだらうと、こう思っておりますので、藤田議員おっしゃられるように、そうした協議会につきましても、ぜひ、そうした方々を入れた中で、協議をやっていってほしいなというふうに思っております。

それから、先ほどの保険の関係、なかなかその手続が面倒だからというふうなお話でありました。何でもそうなのだろうと思えますけれども、そうしたいわゆる書類上の手続というのは確かに面倒な点もあるのかもしれませんが。もし、そうしたところがあるのであれば、それはそれでやはり手直ししていかなくてはならないなと、こう思えますけれども、もしそういう相談を受ければ、町としてというか、担当課としても幾らでも協力といいますか、お手伝いができるはずでありますので、それらぜひひとつ担当課のほうにご相談していただければありがたいなと、こんなふうに思っております。

それから、先ほどの報酬単価の件であります。確かに民間の業者の委託料と比べれば大変安い単価となっているのは十分承知をしております。しかしながら、先ほど藤田議員もおっしゃられたように、いわゆる互助による地域活動、お互いに助け合う中での報酬といいますか、ねぎらいの単価というふうな形になっておるものですから、その辺が確かに重要であることは重要であると思えます。ただ、これからのそうした地域で助け合っていく、こうした推進と普及のためにもやはり、大きな増額にはならぬとは思いますが、先ほど申し上げたように令和4年度からこの委託単価、報酬単価の見直しを検討させていただきたいなと、こう思っております。

それから……

(防災訓練ですね。防災訓練を毎年の声あり)

町長(佐野恒雄君) それから、防災訓練であります。先ほども申し上げましたように、今回非常に限定した訓練、いわゆる情報伝達訓練に限ってといいますか、限定したような訓練になっております。本来であればいろんな、避難訓練であるとか、訓練があるわけですが、そうしたいわゆる総合訓練が今回コロナの関係で行えないというのが本当に残念でならないわけでありまして、これはいつかまた終息するわけでありまして、そのときにはやはりそうした総合訓練もやらなければならないと思えますし、また毎年やるのか、その辺についてもこれから検討していきたいなというふうに考えております。

以上です。

保健福祉課長(渡邊 賢君) それでは、藤田議員の質問の答弁でございます。地域た

すけあい事業、あと生活支援体制整備事業ということでございますけれども、藤田議員おっしゃるとおり、地域たすけあい事業につきましては、平成14年12月1日から施行されたものでございます。この地域たすけあい事業というのが、軽易な日常生活上の援助を地域の助け合いにより提供して、高齢者、あと高齢者のみの世帯等の自立した生活を支援するという事業でございました。今ずっと進めているところでございます。実は、平成14年度に施行されましたが、それ以前に既にもうボランティア団体というのありまして、その中でこういう事業をつくって町で支援していったらどうかという中で、この事業が誕生したところでございます。

もう一つ、生活支援体制整備事業というのにつきましては、先ほど町長から答弁ございましたけれども、平成27年の介護保険制度改正によりまして、地域包括ケアシステムということで、お年寄りがこれから増えていく中で、お年寄りが地域の中で安心して生活できるような仕組みづくりをしていかなければいけないというものが国から出まして、その中の一つの事業として、生活支援体制整備事業というものがございます。そういう中で、田上町としては、団体数は少ないにいたしましても、既にそのボランティア団体というのはいまもう存続、先にもうできていたという状況がございますので、藤田議員おっしゃいますとおりでありますけれども、町といたしましては、社協といろいろ話をしていく中で、そのボランティア団体をこれからさらに増やしていきたいということで、この生活支援体制整備事業を使いながらいっぱい増やしていきたいという考え方でございます。補足という意味合いもあるかもしれませんが、この事業を使いながら町内全域でこの事業を広げていきたいという考え方でいますので、よろしく願いをいたします。

3番（藤田直一君） ありがとうございます。課長の説明、分かったような分からないような、私はちょっと専門過ぎて理解できませんが、私が言わんとすることは、こういうものをやるのであればしっかりと支援体制をつくってやってほしいということ言うのです。ただただ並べるだけではなくて、しっかりと目を向けて、本当にたすけあい事業、ボランティア活動、こういうものが必要と思うならば、もっと熱を入れて、社会福祉協議会と一体となり、また、いろんな組織の意見を聞きながら事を進めてもいいのではないですかということ言いたいのです。それは趣旨なんか大体分かります、私も調べれば。言わんとすることも分かりますが、もっと別の方向に熱を入れてもらいたいということを私は言っているのです。その辺理解してください。

今ほど町長が地域生活支援体制整備事業について、評価はなかなか難しいという

お話をいたしました。私は、評価の仕方というのはいろいろあると思うのです。やり方は。でも、政策として年間560万円使っているのです。それも委託をしているのです。委託をする以上であれば、私は担当課もしっかりと評価をするべきだと。委託をしているから、しないのではないのかというふうに私は疑ってしまうのです。そうでなければいいですけれども。であれば、評価が難しいのではなくて、担当課としては、560万円、町民の税金ですよ。これを使うからにはやはり、大なり小なり評価方法はいろいろあると思いますが、こういうふうな評価をしてこうなりましたよと。そうでなければ支出している意味がないではないですか。改善を求めていかなければ。こういうものを改善しよう。今年も出すでしょう。来年も出していくのではないかと思います。そうすれば、少しでもよくなるための政策を進めるとというのが基本でしょうから、次回からでも遅くありません。今年度の予算に関しても3年間のどういうふうな成果があったのかをぜひ検討して評価をしていただければというふうに思います。

以上で3回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） ありがとうございます。いわゆる評価、確かに3年間、暮らしやすくなったかという、そういう評価という意味で先ほど私お答えをさせていただきましたが、評価というよりも、やはり確かに高額の委託料を出しているわけですから、検証はしていく、これは当然であろうかなと、こう思っております。十分藤田議員のボランティアに対する熱意といいますか、伝わったつもりでありますので、これからのボランティア活動を、やはりこれから高齢化が進む中で、どうしても互助といいますか、共助といいますか、そういう意味で必要なボランティアでありますので、十分またその辺のところは気をつけていきたいなと、こう思っております。

それと、ちょっと申し上げたかったのですけれども、今日の日報の紙面に載っていました。藤田議員御覧になったかどうか分かりませんが、国交省がボランティア団体の運営に対しての交付金の新たな創設というのが今日の新聞に出ておりました。新潟県もそこに該当するというふうな形になっておりましたので、当然町においてもそうした形は出てくるのだろうと思いますけれども、そうした国の、また県のそうした動きにもしっかりと情報を共有した中で検討していきたいなと、こう思っております。よろしく願いいたします。

議長（小嶋謙一君） 藤田議員の一般質問を終わります。

ここで、お昼のため休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午後 1時15分 再開

議長（小嶋謙一君） それでは、会議を再開いたします。

一般質問に入る前に、町長から午前中の田上町教育委員会委員の任命について訂正したいとの申出がありましたので、発言を許します。

町長（佐野恒雄君） 議長のお許しをいただきましたので、訂正をさせていただきます。

午前中の田上町教育委員会委員の任命、同意第2号で、現在その任に当たっておられますナガサワサチエ氏を「ユキエ氏」と読み違えました。正しくは「サチエ氏」でございますので、訂正しておわびを申し上げます。どうも申し訳ございませんでした。

議長（小嶋謙一君） では、一般質問に入ります。

次に、1番、小野澤議員の発言を許します。

（1番 小野澤健一君登壇）

1番（小野澤健一君） 議席番号1番、小野澤でございます。一般質問をさせていただきます。私の今回の一般質問のテーマは、公の施設のコストの見える化についてであります。副題としまして、「町民のみなさんへ積極的に語り掛け、そして「説明責任」と「結果責任」を全うする町政を」であります。

新型コロナウイルスの感染急拡大と九州地方を中心とした豪雨災害の最中、先日8月16日になりますが、内閣府より4月から6月期のGDP、国内総生産の速報値が発表されました。前の3か月、1月から3月期と比べてプラスの0.3%の実質伸び率でありましたが、前の3か月のGDPの伸び率がマイナスであったことを踏まえると、景気の持ち直しの動きは力強さを欠いております。輸出や企業の設備投資に比べて、GDP、国内総生産の半分以上を占める個人消費の伸びが鈍く、依然として予断を許さない厳しい経済状況にあります。

県内では、新型コロナウイルスに関連した企業の経営破綻は24件です。業績が回復せず、資金繰りに行き詰まって倒産するケースが広がっております。県独自の特別警報が全県に拡大される等、感染収束が見えない中で借金を膨らませる企業も多く、破綻はさらに増える可能性があります。町側は、地元田上町の経済を衰退、崩壊させないために、今まで以上に実態把握に努め、より効果的な経済施策を継続して実施しなければなりません。

そこで、町長にお伺いをいたします。町側は、地元田上町の経済状況をどのような状態にあると認識をしておりますか。また、どのような施策が必要とお考えです

か。

今日までコロナ対策として数々の経済施策を実施してきましたが、おのおのその効果をどのように評価していますか。いろいろたくさんありますので、全ての施策について効果の検証がなされていると思いますが、本質問の回答としては、財政出動の規模の大きかった主要な施策のうちの幾つかの施策についてご回答をいただきたいと思います。

以上が質問1番目でございます。

さて、本9月議会では、特別委員会において決算審査が多くの時間をかけて行われます。詳細な質疑はそのときに行いたいと思いますが、この一般質問に関連のある経常収支比率について言及したいと思います。

経常収支比率は、義務的経費の割合を示す主要な財政指標の一つであり、常に注目に値するものです。財政の弾力性、余裕度、自由度を示すものであり、数値が高いほど財政の弾力性、余裕度、自由度が損なわれ、いわゆる財政の硬直化を招くものです。令和2年度の経常収支比率は86.6%、前年度比プラス1.7%と悪化をしております。

以前、私なりにその算式を詳細に分解し、分析してみたと思うことは、致命的な懸念材料を含んでいれば別ですが、ある程度数字が高くても、行政サービスの水準がそれに見合っていればあまり神経質になることはないというふうに思っております。逆に言えば、経常収支比率の数値が高いにもかかわらず行政サービスの水準が低い、言い換えれば町民の皆さんの満足度が低い、こちらのほうが問題になります。これは、民間企業でいう費用対効果の考えであります。コスト意識の低い行政運営において非常に大切な考えであります。

また、財政状況を如実に表す財政調整基金の残高、特に年間を通した平均残高との兼ね合いで見る必要もあります。経常収支比率が高い場合、財政の機動性が十分に発揮されるためには、それを補うべき一定額以上の基金の平均残高が必要となることから、今後も注視をしていきたいと思っております。ちなみに、令和2年度の財政調整基金の残高は8億3,100万円、前年度比8,000万円の上積みが見られている状況でございます。

さて、今回は、いわゆる行政コストの一翼を担う公の施設のコストに焦点を当て、見える化の意義と必要性を提唱したいと思っております。各施設の運営経費、人件費と施設管理費、これを足したものでありますが、これを見える化、いわゆる公表すると、こういうことでございます。これは、町民の皆さんに対する町側の非常に大切な義

務の一つである説明責任と結果責任だと思っております。私は、これらの責任に関して、町側は義務を全うしているとはとても言い難い状態にあると思っております。町民の皆さんの知る権利が十分に守られているのか甚だ疑問であります。

町側の情報発信を含めた説明責任には、内容もさることながら、伝達方法の工夫のなさ等に対して大きな不満を持っております。町政で起きている物事を町民の皆さんへ積極的に伝えようとする姿勢が全く感じられません。また、結果責任についても、PDCAを念仏のように捉えるものの、多くの物事がやりっ放しで、PDCAのCA、いわゆる進捗状況の確認と、それに基づく行動の修正が全くもって実践されていないと強く思っております。当事者意識の欠如とも言える状況であります。町民の皆さんは、当然のこととして知り得なければならない情報ですら知る機会を与えられていません。いずれも最大の原因は町民目線の欠如以外の何物でもないと思っております。

公の施設に関して、私は過去の一般質問でいわゆる公共施設マネジメント、田上町でいうところの公共施設等総合計画、これは平成28年3月に制定をされ、令和7年度までの10年計画であります。これについて取り上げました。その中で、量的管理である適正規模や、それから維持管理手法である適正管理についてただしました。昨年度で完了したまちづくり拠点整備事業で新たに公の施設として建設された交流会館、道の駅、地域学習センターを公共施設等総合管理計画に追加記載する必要があると思えます。

そこで2番目の質問です。町長にお伺いをいたします。この3つの建物は公共施設等総合管理計画に記載する必要はありますか。必要であれば、改定版はいつ出来上がりますか。また、町民の皆さんに対しての情報提供はしますか。既存の建物の維持管理に影響は出ますか。既存の公の施設を全て維持していくお考えにお変わりはありますか。これを機会に内容を変更する予定はありますか。

以上、質問2番目ですが、終わります。

私は、少し前の新聞折り込みで、田上町の今後の10年を見据えた中で、交流会館、道の駅、地域学習センターの維持費が年間約1億円必要となることを明らかにし、財政圧迫の大きな要因の一つと指摘をいたしました。公の施設のコストは、義務的経費として長期にわたり財政を圧迫し、硬直化させ、財政の弾力性、余裕度、自由度をボクシングでいうボディーブローのようにじわじわと奪うものであります。

ここに公の施設のコストが見える化する意義や必要性があります。そのコストが見える化することで町民の財産である公の施設に対しての税金投入、民間でいえば

赤字補填という形になるかと思うのですが、この実態が町民の皆様に対し明らかになるとともに、コストと町民の皆さんがその施設を利用することで得られる満足感や、その施設が存在することで得られる安心感、幸福感の関係が顕在化することから、町側はそのバランス、民間では費用対効果というふうに言いますけれども、このバランスをいや応なく検証をせざるを得なくなり、結果として住民オンブズマン的な役割をおのずと果たすことができると思います。

最大の効果を上げるために計画的にしっかりと費用をかけているかが問われるものであり、効果がないから費用をかけなくてよいということでは決してありません。施設にはおのおの建てた目的があり、その目的が機能し続けられる状態を維持していくことは至極当たり前のことであります。あわせて、コストの見える化は、コスト構造を明らかにするということから、コストの支払い先や内容を知ることができ、地域循環型経済の視点から経済的波及効果をも追求することができます。前回の一般質問で私は田上町の地域循環型経済の詳細について述べましたので、ここでは詳細は割愛をいたします。

財政は、経済循環においては外部資金として循環資金を増加させるものであり、循環資金はその循環の中で相当な増減を繰り返しますけれども、田上町の基礎的経済循環資金253億円の約20%を財政は占めております。行政に関するコストの見える化は、コストの実態や構造が明らかになることを通して、自ら稼ぐことをしない行政においては、各種施策や施設の効果の極大化という対コスト意識の醸成を、町民の皆さんにおいては、税金の使い方的一端を具体的に知ることができ、効率的かつ効果的な財政運営が行われているか町側を監視、チェックすることを可能にします。

行財政運営において、福祉施策や経済施策は町民の皆さんの日々の生活に直結することから、実感があり、結果として見える化が実践されていると言えます。一方、公の施設は見える化がなされていないのが実態です。建物は建設費以上に維持費が必要と言われており、コストが長期間にわたりかさむ特質を持っております。したがって、維持管理に関しては方向性をしっかりと示した計画が必要であり、コストに関しては、公開することで町民の皆さんの理解を得る必要があります。

そこで質問をいたします。町長にお伺いいたします。公の施設のコストの見える化を実施するお考えはありますか。各施設の機能発揮のためのメンテナンス状況は良好ですか。また、コストに見合った効果を上げていますか。

以上、3番目の質問を終わります。

町側は、公共性と公益性に基づく各施設の設置目的に沿った利用促進を自らがし

っかりと主導し、コストに見合った効果、大きく言えば住民の福祉の増進を追求しなければなりません。町が所有する公の施設は、町の人口構成同様に高齢化しており、設置目的である機能を発揮し続けられるように、安全面を最優先課題としてしっかりとメンテナンスを施す必要があります。これは町民の皆さんに対する町側の義務でもあります。

そこで、教育長にお伺いをいたします。町民体育館に関して、中学生が使用中に地震があり、緊急避難したとの話を聞きました。耐震問題は以前から問題視されてきているにもかかわらず、全くの手つかずであることはゆゆしき事態と考えます。

町民体育館は、町民の皆さんの主に屋内スポーツの場としての機能を有するものであり、スポーツは人々が心身ともに健康に過ごすために大切なものです。今回の東京オリンピックでも、女子バスケット、卓球、バドミントン等の屋内スポーツにおける日本人の活躍は記憶に新しいところであります。屋内スポーツの場として重要な役割を担っている町民体育館の維持管理についての今後の計画、方向性をお聞かせください。

また、耐震について重大な構造的問題、瑕疵を抱えている建物ですが、先般無料開放により町民の利用促進を図ったことは、安全性の面で大きな問題があると思っております。これに対する見解をお聞かせください。

以上、4番目の質問を終わります。

東京オリンピックが終わりました。それに合わせて建て替えられたメイン会場の国立競技場は、年間24億円と維持費がかさむことから、早くも民間へ経営権の売却が模索されているようであります。現在所有している公の施設に対して施設ごとにコストの見える化を実施することは、町自らがコストに対して真摯に向き合うことであり、町民の皆さんへは、自らの施設の利用の有無にかかわらず、相当額の税金が投入されている現状を積極的にお知らせするという説明責任であり、結果責任として各施設の機能を維持し続けるという町側の意思表示になります。町政全般に対して説明責任と結果責任の全うを町側に強く求めて、1回目の私の質問を終えたいと思います。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、小野澤議員の公の施設のコストの見える化についての質問にお答えいたします。

質問1として、町の経済状況と必要な施策、新型コロナ対策としての経済施策の効果とその評価についてお尋ねであります。町の経済状況につきましては、4月下

旬に商工会が行った景況調査によると、売上げ、採算性ともにほとんどの業種で減少、悪化しており、今後の見通しに関しても厳しいとの回答が多く、また約7割の事業所が新型コロナウイルス感染症の影響があり、国や自治体の制度を活用している状況であります。

5月下旬から6月にかけて町で直接実施した事業所への訪問調査では、業種間で差はありますが、現在はある程度売上げが戻っているが、今後の心配である。昨年の春以降、売上げが全く戻らず非常に厳しい状況にあるという声もありました。国の調査や、県をはじめ金融機関のシンクタンクの調査結果と同様に、一部の事業所で回復または増収に転じているものの、全体としては依然として厳しい状況にあると感じております。特に飲食業、交通、観光業など人との対面サービスを伴う業種、それに関連する事業所では現在も厳しい状況にあると感じております。

こうした中、町の限られた財源の中で、その時々に来年行ってきた各種の新型コロナ対策事業は経済対策として有効であり、必要であったと考えております。具体的には、令和2年3月は、事業継続に当たって今後の資金繰りや雇用の安定を図ることが喫緊の問題と捉え、金融支援として特別融資の信用保証料の助成や雇用調整助成金申請経費の助成を、令和2年5月からは事業継続等緊急支援金交付事業、プレミアム付き商品券・飲食券発行事業、事業所への固定資産税相当額助成事業、湯田上温泉宿泊費補助や観光キャンペーンなどであります。

これまで実施した主要な経済施策の効果と評価であります。事業継続等緊急支援金につきましては、多くの事業所から申請があり、1回目は270の事業所を対象といたしました。1回目と2回目を合わせると1億4,100万円超えの支援事業となりました。事業所からは、その後の事業を継続する資金として利用していただき、事業継続という一定の役割を果たせたと考えております。

プレミアム付き商品券・飲食券発行事業につきましては、複数回行ってまいりました。大変に多くの方から利用していただき、好評であったと思います。これに関しては、町民の皆さんの地元での買物につながることを期待をいたしておりました。今回、新型コロナ対策として行ってきましたが、できるだけ町内で買物をしていただけるよう、地元の経済循環の観点から今後も実施できればと思っております。

農業経営継続支援金につきましては、全国でもほとんど事例がない事業で、新型コロナの影響により米価の下落が続く中で、町の大事な基幹産業の一つである農業、農家への支援ができたと一定の評価をいただいております。

議会からもたくさんのご提案をいただき、このほかにも新型コロナ対策として多

くの事業を行いました。十分ではなかったとしても、他の自治体に決して引けを取らない事業を行うことができたと考えております。

2点目の公共施設等総合管理計画についてお答えいたします。はじめに、公共施設等総合管理計画の改定等についてお尋ねであります。基本的には全ての町の公共施設を掲載する必要があると考えておりますので、当然新しく整備した交流会館、道の駅、地域学習センターについても今年度中に作成し、町のホームページ等で周知していく予定であります。

既存施設への維持管理費の影響についてであります。当然、新しい施設ができたことにより、既存施設への維持管理費の影響はあります。交流会館は、旧公民館の利用がなくなったことで減少する部分もありますが、それ以上の経費が必要となっておりまして、道の駅や地域学習センターの増築部分に係る経費は、全く新たな経費が発生しております。このことにつきましては、令和2年度に策定したまちづくり財政計画にも反映しております。

既存施設の維持方針、既存計画内容の変更についてでありますけれども、公共施設等総合管理計画で定めた令和7年度までは、計画どおり全ての施設を維持していく方針に変更はございませんが、検討課題の町民体育館や心起園の今後の方針によっては当然計画内容を変更する必要があると考えております。

3点目の公の施設のコストの見える化についてお答えいたします。コストの見える化につきましては、行財政運営の観点から、その必要性は十分認識をしておりますが、町民への公表等についての考えは持っておりませんでした。町民にできれば公表したいという考えはありますけれども、一方で、どのように公表したらよいのかといった問題があります。例えばコストの算出方法につきましてもいろいろな方法が考えられます。町の人口、利用者の延べ人数、あるいは実人数等、使用する数値によっては、コストに大きな開きが発生することが想定されます。その結果、施設の廃止、利用料金の見直し等、様々な意見が出てくる可能性もあり、その取扱いについては十分注意する必要があります。このようなことから今は公表する考えはございません。しかし、町民への情報提供の考え方については十分理解しておりますので、今後、どのような手法がよいのか、他の自治体の状況も参考にしながら研究をしていきたいと考えております。

各施設のメンテナンス状況についてであります。基本的には各施設の管理運営に支障を及ぼさない範囲で修繕を実施いたしております。

また、コストに見合った効果を上げているかという点につきましては、コスト意

識を持つことは確かに重要であると考えております。一方で、行政として全てコストにとらわれた考え方を持つと、コストに見合わなければ実施しないといった極端な方向に向かう可能性もあり、公の施設についてはなかなかなじまない部分もあります。以上のことから、施設がコストに見合った効果を十分に上げているとはなかなか申し上げることはできません。

以上でございます。

(教育長 安中長市君登壇)

教育長(安中長市君) 小野澤議員の質問にお答えいたします。

町民体育館に関しての質問ですが、1つ目は、町民体育館の維持管理について、今後の計画、方向性についてであります。令和3年3月議会の熊倉議員の一般質問にお答えしたとおり、これからの町の屋内スポーツをどのようにしていくかという課題があり、簡単に結論を出せるものではございません。まずは、年内をめどに町民向けのアンケートを実施し、集計結果を踏まえ、教育委員会、社会教育委員会等で方向性を考えていきたいと思っています。

2つ目の耐震に心配のある建物で一般開放を行ったことについて、安全面についてのお尋ねであります。町民体育館は、耐震に対しては不十分であると認識しております。その施設を利用して事業を実施したことについてのご指摘については、安全面を考えれば適切ではなかったと思っています。しかし、現状では、町民体育館は町の屋内スポーツの受皿として重要な役割を担っており、ふだんから多くの団体が利用していることから、緊急時の対応が取れるように、教育委員会の職員、管理人の監督の下で一般開放を実施させていただきました。

以上です。よろしくお願いいたします。

1番(小野澤健一君) どうもご答弁ありがとうございました。では、2回目の質問ということでさせていただきます。

質問1に関しては、町長からご答弁いただいたように、今年度からですか、町長も自ら地元に出向いて、ちょっと人数が多過ぎるというふうに私申し上げたのですが、行って経営者と自らお話をされていると。非常にこれはいいことだというふうに思っております。ぜひとも、コロナ禍のこの状況だからというのではなくて、今後も続けていっていただきたいなというふうに思っております。

ただ、私が問題にしたいのは、5月から6月にかけて実施をされたということでありますし、先ほど私一般質問で国が集計するGDPでさえ4月、6月期の速報が8月にもう出てきていると。こういう状況に考えれば、やはりタイムリーな、例え

ば新潟県の今特別警報が出ておりますけれども、それが出たと同時に、例えば旅館がどうなっているか、あるいは飲食店がどうなっているのか、こういったものをタイムリーにやはり聞かないと現状に対応した施策というのは遅れて発動するしかないわけで、その間にいろんなことが起きる可能性がありますので、ぜひとももう少しタイムリーな把握に努めていただいて、何を求めているのかということをしかりと認識した中で、施策を打っていただきたいなというふうに思っております。

それから、2番目の質問ですけれども、いわゆる総合管理計画、このものについて、当然のことながらおのせになるのだろうなど。私は、やはり思っているのは、今後、田上町の財政を、かなり財政に対して影響を及ぼしていくものは、今の公の建物なのだろうなというふうに思っております。あえて公共施設という言い方をしないで公の施設という言い方をしておるわけでございますけれども、やはり建物というのはメンテナンスに非常にお金がかかっていくという、こういう状況にあるわけでありまして、こういったものというのはぜひとも公表して、町民の理解を得ていく必要があるのかなというふうに思っておる次第でございます。

そこで質問をさせていただきますが、これも大分前の私の一般質問でしたかどうかちょっと定かではないのですが、田上町の維持管理に関して、いわゆる適正管理という言い方になるのですけれども、維持管理に関しての手法で、2つ方法があると言われております。事後保全型管理というものが1つありまして、これはどういうことかということ、いわゆる対症療法的に劣化箇所を補強する手法。もう一つは、予防保全型管理と言われるものがありまして、劣化が進む前に小まめに補修をします。この2つの維持管理の手法がございまして、田上町の管理はこのいずれを採用しているのかお聞かせをいただきたいなというふうに思っております。

それから、町長からの答弁いただいた、既存の建物については現状維持でもっていくよと、ただし町民体育館、それから心起園の今後の方針によってはどうなるか分からないと、こういうご回答ありました。ここにある検討課題の町民体育館や心起園と書いてありますが、この検討課題、どういうことを検討課題と言われるのか、これをひとつお聞かせをいただきたい。

それから、公の施設のコストの見える化についてであります。ここに書いてあるように確かにコストの計算の方法というのは、幾つかあるというのは私も了解しております。ただ、公開をした場合、様々な意見が出てくる可能性がある。逆に、様々な意見が出てくる可能性を求めて公表するわけですので、公表して町民がいろ

んなことを考える、これ要るのだろうか、これ必要だよ、けれども大分老朽化しているよね、コストをちゃんとかけてしっかりやっているのだろうか、どうなのだ、こういったことを問題にするわけですので、公表したのために様々な意見が出てくる可能性があるという考え方は全く逆であって、様々な意見を出してもらうためにありのままを町民の皆さんにお伝えをすると、こういう姿勢が一番大事ではないのかなというふうに思っております。こういった考えでご答弁いただいて非常に残念であります。この考え方に沿えば、要は情報、ありのままを、いろんな意味で町政で起きているそういったものを町民にありのままに伝えるのではなくて、その中で、先ほど町長答弁にもありましたが、しんしゃくをして伝えてしまうと。当然のことながら町民は今何が起きているのか正確に把握ができなくなるわけでございますので、ここはやはり改めていただきたい。公表すべき内容であるというふうに思います。あえてそれについて質問をいたします。こういう状況があるから今は公表しない、これは頑として譲らない考えなのか、それをやることによって町民が当然のこととして知り得る情報を知り得ないというデメリットが発生しますが、それについてどのようにお考えになるのかお聞かせをいただきたい。

それから、コストに見合った効果、いわゆる費用対効果という考え方を私申し上げました。町側のほうとしては、極端な捉え方、コストに見合わなければ実施しないといった極端な方向に向かう可能性もあると、こういうふうな形でご答弁いただいておりますが、そうならないようにしていただきたい。コストに見合った効果ってどういうことか。そもそもこういう効果を上げたいですよ、その効果を上げるためにしっかりとコストをかけましょうねというのが費用対効果と言われるものの本質であります。コストをこれだけかけたのに、効果がこれしか出ない、だからそのコスト間違いではないか、こういうことではありませんので、その辺誤解がないように。

それから、私も承知しておりますが、行政における効果というのは非常に、民間の企業とは違って、数値では現れづらい、これは確かにあります。それは、先ほど私が申し上げた、公の施設であれば、その建物が存在することが安心あるいは幸福感につながるかどうか、そういったものもあるわけです。人間というのは、毎年毎年、年を重ねていく。自分が例えば60になったら、60歳の今の人たちが使っている施設、こういう使い方がある、私も60になったらこういうところでこういう施設を使えるのだ、使うのだと、こういったものも含めての効果でありまして、なかなか数字で表せない部分は、これは私も否定をしませんが、そういったことを考えると、

コストに見合った効果という考え方を改めていただきたいなというふうに思っております。

それから、教育長の答弁のほうに移ります。町民体育館については、もうここしばらく耐震構造が問題になっているということです。ずっと議論になっているにもかかわらず、5月だか6月だかちょっと忘れましたが、町民に対しての無料の一般開放の日がある。そもそも建物の構造自体に問題がある、瑕疵がある、地震があると崩れかねない、こういったところにあえて人を呼び込んでしまう、そういったものというものは、全くもって施設の一番大事な安全性というものを無視した、そういう考えではないのか。そして、一方では誘導員をつけているから大丈夫だと。そういう問題ではないのではないのかなと。聞くところによりますと、竹の友幼稚園の生徒も避難訓練で町民体育館まで歩いていったというのもあるのです。よく考えれば、水害とかそういったものに関しての避難訓練だったかしれませんけれども、あれだけ幼い子どもたちがこぞって町民体育館に避難訓練、あえて危険な施設に向かって避難訓練をする。どう考えてもおかしい。そして、こういったものについて、年内をめどに町民向けにアンケートを実施します云々。簡単に結論が出ないと言うけれども、結論が出ないというのはどういう意味なのか私よく分からぬ。資金的に大変だとか、こういう意味なのでしょうか。これについてひとつお答えをいただきたい。

それから、当日のその無料開放のとき何人の、延べ人数なのでしょうけれども、何人の方がご利用になられて、このときには町側、管理人も含めてなのでしょうけれども、何人の人が教育長が言われるように緊急時の対応が取れるような形で待機をしていたのか、この人数についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

以上、2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） 2回目の質問に対してお答えさせていただきたいと思えます。

一番最初の事業所訪問についての話でありました。質問というよりもご提案をいただいたというふうに受け取らせていただきますが、今回、事業所訪問、私自身も担当課と一緒に回らせていただきました。非常にそういう意味においては、今の現状を把握できたなというふうなことで、本当にそれはよかったなと思っておりますし、これは今回のコロナの関係のときだけではなくて、コロナが収束した後においても、今の町の経済状況がどうなっているのかということは、常にやはり把握して努めていかななくてはならないなと、こういうことは思っておりますので、今小野澤議員の言われたタイムリーにという言葉を表現されましたけれども、まさにそのとおりだと思います。常にそうした観点で、今後ともそうした事業所訪問については

できるだけ続けていきたいなというふうに考えております。

それから、施設についての保全管理ということで、2つあるのだというふうなお話がありました。当然施設によってその保全管理の仕方というのは変わってくると思います。それぞれの施設の状況によるものと考えております。当然、こうした町の施設を建設すれば必ずその後の維持管理がついて回ってきますし、当然年数がたてば経年劣化というふうな形にもなります。そうしたものが町の財政に大きく影響が出てくるというのは本当に否めません。今やはり町の状況がそういう状況にあるというふうなことは、本当に私自身もしっかりと認識はしているつもりであります。町民体育館にばかり、心起園にばかり、そうした施設を今後どういうふうにしていくのか、それらについては本当にしっかりと取り組んでいかなければならないなというふうに思っております。

心起園のことについてどうするのだというふうなお話がありました。当然、統合であるとか、廃止であるとか、そうしたことも含めて、心起園についてはしっかりとこれから検討していかなければならないなというふうに考えております。

それから、コストの見える化ということで、私が先ほど申し上げたのは、そのコストの見える化を公表する考えは今のところはないというふうに申し上げております。決して、その公表することによって出てくるいろんな様々な意見、そうしたものを警戒するというふうなつもりは全くございません。当然そうした意見も貴重な意見として捉えていかななくてはなりませんし、ただ今の状況でやはりいろんな可能性を考えた中で、今は公表する考えはないということを申し上げたつもりでございます。いろんな自治体、ほかの自治体の状況等も参考にしながら、どういう方法が一番いい伝え方になるのか、それらについてはこれからやはり研究していかなければならないなというふうに考えております。

それから、効果に見合ったコストというふうな考え方があります。これ当然民間とは大きく違うと私は思っております。当然、民間であれば、いわゆる費用対効果と申しますか、コストに対して見合った形で評価されるべきものだと思います。ただ、公の施設、町の施設、そういうものに対しては、そういうもの、いわゆる民間の評価の捉え方、効果の捉え方とは全く違うなというふうに捉えております。補足で副町長のほうから答弁してもらいます。

副町長（吉澤深雪君） すみません。今の関係で私のほうから補足いたします。

小野澤議員がおっしゃったように、効果に見合ったコストの効果、費用対効果ですね、これについての考え方の捉え方、ちょっと私ども誤解があるのではないかと

いうご指摘でありました。確かに小野澤議員がおっしゃっているとおり、そういうちょっと誤解を受けて答弁しました。大変申し訳ありません。行政について、その効果という捉え方自体を、どういうものがあるかというものをやはり、これからそういうものを検討しながらお示しするような形で研究していきたいというふうに考えております。

私のほうからは以上であります。

教育長（安中長市君） 2回目のご質問にお答えいたします。

町民体育館の老朽化は大変問題だと思っています。長年このことに関しては教育委員会としてもどうしていこうかというふうに苦慮してきました。先ほどの町民への開放ですが、20の方が当日、町民の方が参加されました。町の体育館を借りるのに、どうしても団体とかそういう形で借りるので、1年に1回ぐらいはそうではなくてちょっと行って遊びたいと、広いところでボール遊びをしたいという人たちのために開放したわけです。体育館の管理人がお一人と町の職員が1人、2人で対応させていただきました。結論が出ないという言い方は少し説明が不足かなと思うのですが、財政のこともありますが、大変大きな問題で、町の体育館一つに限らず、ほかの施設との関わりがある中で、それでも教育委員会としては大変大きな課題だと思いますので、取りかかりを始めて、早くそのことについての方向性を出したいと思っています。

以上です。

1番（小野澤健一君） では、3回目の最後の質問になります。

町長、ありがとうございます。コストの見える化については、あした以降はどうなるか分からないと、こういうことですね。なるべく早くやはりこういったありのままのものを町民にお知らせをしないと、町民は新しい建物ができれば当然のことながらお喜びになるわけだけれども、それは回り回って自分らが要は払っていかねば駄目だと、こういう話になるわけですので、そういったところをしっかりとやはり伝えるのを、これはやはり説明責任というふうに私思っておりますので、そこをしっかりと町政の中でやっていただきたい。

それから、副町長が代わってお答えいただいた、いわゆるコストに見合った効果と。先ほど申し上げたように、行政の効果というのは非常に、幸福感とかそういった、ある意味ではアバウトな効果がありますので、民間のように幾ら幾らと金額では表せない部分がある。したがって、私が申し上げたのは、効果を上げるため、建物にはそもそもの本来の役割があるわけですので、設置目的があったわけですから、

その設置目的を発揮し続けられる、そういった形で建物を維持管理しなければ駄目ですよ。そのためにはしっかりとコストをかけていただきたいと、こういう内容で申し上げたわけですので、それについてひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、教育委員会、教育長の今の答弁、当日20名来て、緊急時の対応が取れる職員として2名配置をしましたと。それはそれ。そもそも、今度来年度以降どうするのですか。まだこれをやるのかやらないのか。私は、今使っている人たちを排除して、どこか行ってくれと、こういう形は道義的な責任もあるので、なかなか言いつらいのだろうというふうに思うのです。したがって、年内をめどに計画とか方向性を決めていくのだと、こういう形でご答弁ありました。

私は、1つこれ提案したい。できるかどうかまでは分かりません。私が以前の仕事の中で実際融資のスタイルでやってきたものなのですからけれども、町民体育館を田上町が自分らのお金で建てるというのは、これ普通考えがちなのです。ところが、ある総合建設会社に建ててもらって、町はそれをリースとして契約をして使用すると。銀行の中ではオーダーリースという言い方をするのですけれども、こういったものが田上町、土地とかは当然町の財産になっていますので、勝手にそういった借地権であるとか、そういったものが設定できるかどうかまでは私勉強不足で分かりません。何が何でも田上町が自分らの金で建物を建設するのではなくて、民間のそういった総合建築、あるいは建設業の方から建物を建てていただいて、それを何年か契約の中でリースで借りていくと、こういう手法が多分取れるのではないかなというふうに思うのです。したがって、よく金がないから建物が建てられないと、こういうのは、それは1つ当たっているのだろうと思うのですけれども、もう一つ高度な考え方の中でこういったもの、これ実は西のほうのどこかの町の小学校が、耐震構造が非常にうまくなくて、建設会社に仮の校舎を建ててもらって、私の記憶なのですが、年間2,500万円だか3,000万円のリース料を払って、耐震構造の工事が終わるまでそこを契約するという形のを私がちょっとインターネットで見たものですから、田上町も町民体育館について、当然お金がかかることではありますけれども、今のような形で対応できないのかどうなのか、そういったものも検討していただければというふうに思います。質問ではありません。意見でありましたが、以上で私の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） ありがとうございます。町のいろんな施設、こうしたものに対して、それこそ小野澤議員のおっしゃられるようにコストに見合った効果が出るよ

うな、そうした管理運営はこれから町としてしっかりと努めていかなければならないと思っておりますので、しっかりとやりたいと思っております。

教育長（安中長市君） 小野澤議員のほうから大変貴重な提案をいただきまして、ありがとうございます。オーダーリースの考えも含めまして幅広く、どんな形でどういう方向に持って行って、早期にどういうふうにしていくかということについて検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

議長（小嶋謙一君） 小野澤議員の一般質問を終わります。

次に、7番、今井議員の発言を許します。

（7番 今井幸代君登壇）

7番（今井幸代君） それでは、議席番号7番、今井でございます。今回、私は3つのテーマから一般質問をさせていただきます。1点目は、今ほど小野澤議員の一般質問ありましたが、町民体育館、心起園の今後について、2点目は羽生田4区地内に放置状態となっている産業廃棄物に関して、3点目はデルタ株感染下における小中学校の新型コロナウイルス対応についてでございます。先ほど小野澤議員より公共施設におけるコストの見える化等、公共施設の在り方、今後についての一般質問がありましたが、内容が少し重なる部分もあるかもしれませんが、よろしくお願ひいたします。

まず最初に、町民体育館、心起園の今後についてでございます。公共施設等総合管理計画が策定されてから4年が経過をいたしました。策定以前からこの2つの施設における老朽化への懸念、施設の今後の在り方に関して問われてきました。平成28年の計画策定後も幾度となく様々な場面において議会から問われていましたが、町から具体的な考え方が示されたことがなく今日に至っております。両施設とも健康増進、福祉増進に非常に大きく寄与している施設であり、地域住民にとっては重要な公共施設であるということは言うまでもありません。特に利用者の皆さんは、老朽化の進む施設をいつまで使うことができるのか、町はこの施設をどのようにするのかという今後の在り方に大きな不安と、そして期待を含めて大きな関心を持っています。施設の現状を見れば、早急に将来的な施設の在り方に関し方針を定めなければなりません。その中で町は、今年3月定例会、熊倉議員の一般質問において、令和3年度に今後の方針について本格的な検討を始めていきたい、この課題を真剣に考えなければならないとの答弁でありました。私は、町はやっと一步を踏み出したのだと、期待を持って町長のご答弁を聞いておりました。町の町民体育館、心起園、ひいては老朽化が進む他の施設を含め、将来を見据えた公共施設の在り方を考

えるということであり、町民福祉全体を俯瞰し、検討を進めていかなければなりません。

そこで、令和3年度が始まってから約半年が経過をいたしました。現在どのような検討が進められているのか、また、この半年間の具体的な検討内容とはどのようなものだったのかお聞かせください。

また、町長は3月の議会答弁で本格的な検討という、あえて本格的なという言葉が使われました。この本格的なというものが指し示す具体的な内容や認識というものはどのようなものでしょうか。単なる廃止、維持、集約化、更新、こういっただけではなく、例えばそれらを含めてまちづくり財政計画等に盛り込むまでを含めるということなのか、総合計画等にもそういった記載を入れていくということなのか、関連した地域福祉、住民福祉のありよう等も含めたものなのか、具体的にどういったものなのかお聞かせください。

そして、町はこの具体的な方針決定をいつ頃なされるのか。あわせて、関係機関との施設、今後の福祉施策を含めたヒアリングや意見交換等、必要になってくとも考えます。それらの対応をどのように考えておられるのかお聞かせください。

次に、羽生田4区地内の放置状態となっている産業廃棄物について伺います。羽生田4区地内の住宅団地内の一角、これは宅地ではありますが、産業廃棄物と建築資材のようなものが放置されており、近隣住民は非常に大きな不安を抱えております。今年春頃から放置され始め、現在ではその量も増え、雑草は繁茂し、管理がなされていると言える状態ではありません。近隣住民からは、今後の治安悪化や管理不全によるさらなるごみの増加、不法投棄、土壤汚染、害虫の発生、また台風時の飛来物被害につながるのではないかと、この状況を一刻も早く改善してほしいという地元の切なる声を聞いております。町の所管課である町民課も状況改善に向け県への情報提供、共有、連携をしておりますが、状況は改善せず、地権者との協議もできていないのが現状であります。この間も、ごみと思われるようなもの、資材と思われるようなもの、それらが増え続けている状況であります。どのような状況かは、皆様にお配りしております別紙を御覧いただければと思います。

そこで、町として現在のこの状況をどのように認識されているのか、また状況改善がされないこの現状を踏まえ、今後、県と連携し、対応策をどのように検討しているのかお聞かせください。

そして、全国では、越谷市ですとか、西宮市等、資材置場や洗車場等、青空利用に関する設置の際に事前の届出を条例化し、地域住民の快適な生活確保につなげて

いるケースもあります。現状を踏まえ、こういった状況を防ぐ一つの予防策として、今後このような条例制定の必要性もあるのではないかと考えますが、見解をお聞かせください。

最後に、デルタ株感染拡大下における小中学校の新型コロナウイルス対応について伺います。現在、新潟県の新型コロナウイルスの特別警報は全域に拡大されており、町内学校も学校行事や学校活動にその影響を大きく受けております。また、県内でも、デルタ株においては子どもたちへの感染も増加傾向との報道や、子どもへのワクチン接種への不安、また接種年齢に達していないことにおけるワクチン未接種への不安と、様々に保護者は思いをお持ちでおられます。

このような状況下の中、8月20日、文科省事務連絡の通知内容では、小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底として、特に留意すべき事柄等について改めて通知がなされました。その中で、子どもの健やかな学びの保障や心身への影響等の観点からも、地域一斉の臨時休業は避けるべきであること、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対するICT環境を活用した学習指導の重要性、設置者等においては、端末の持ち帰りを安全・安心に行える環境づくりに取り組むこと、家庭の事情等により特に配慮を要する児童生徒に対し、ICT環境整備のため特段の配慮措置を講じること等の考え方が示されております。これらを踏まえ、町内学校における、やむを得ず登校することができない児童生徒へのICT活用した学習指導の現状はどのようになっておられるのかお聞かせください。

そして、昨年引き続き、端末の有無やネット環境を対象とした家庭環境調査を実施されているというふうに思います。これらを踏まえ、各家庭へのICT環境整備に関する配慮措置の町の方針はどのようなものとなっているのでしょうか。町として、端末の持ち帰りを行える環境、体制づくり、その現状と目指す方向性というのはどのようになっているのか、また、それらに向けた現在の取り組み状況をお聞かせください。

最後に、新潟県では、8月25日の知事記者会見において、家内学校へ新型コロナウイルス抗原検査キットを感染者早期発見の目的に一定数配布するとの発表がなされました。厚労省では、医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドラインや、8月25日付けの文科省の事務連絡通知では、中学校、小学校、幼稚園等に対しても、発熱等の症状がある場合には自宅で休養すること、医療機関への受診を原則とした上で、直ちに医療機関を受診できない場合等において、

教職員や速やかな帰宅が困難である等の事情のある児童生徒、これは4年生以上ですが、これらを対象として抗原簡易キットを活用した軽症状者、これらに迅速な検査を実施し、陽性者発見時には幅広い接触者に対して、保健所の事務負担軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等の行政検査を実施するとされておりますが、当町における具体的な運用はどのようになっていくのか。その運用に関してお聞かせいただきたいというふうに思います。

以上、1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、今井議員の質問にお答えいたします。

はじめに、町民体育館、心起園の今後についてのご質問で、私のほうから心起園についてお答えいたします。心起園の所管課の保健福祉課は、通常業務のほかに新型コロナウイルスワクチンの接種業務を課員全員で対応しており、とても4月以降検討を行える状況ではありませんでした。

本格的な検討の内容についてでありますけれども、施設の廃止、集約化、更新を踏まえて最終的には財政計画にも盛り込むこととなります。方針決定の時期については、期限は明示できませんけれども、なるべく早い時期に方針を決定していきたいというふうに考えております。なお、関係機関との意見交換につきましては、地元区長や老人クラブの代表者、施設利用者、ケアマネジャーなどによる検討委員会を立ち上げて意見交換等を行っていきたいと考えております。

次に、放置状態となっている産業廃棄物について、現状認識と今後の対応策へのご質問であります。現地を確認した際、放置されているものが産業廃棄物である可能性があることから、県環境センターに情報提供したところであります。県環境センターからは、事実確認のため調査を実施するとともに、監視を継続していると聞いておりますが、改善が必要な状況であると考えております。町といたしましては、この状況が改善されないまま継続するようであれば、県環境センターとも協議の上、今後の対応を検討してまいります。

ところで、都市計画上の観点から、土地利用に関する開発行為、もしくは建築物についての指導や規制等の措置を行うことは、場合によっては可能かと思われ。しかしながら、現存の青空利用とする土地については、都市計画上からの規制は難しいと思われ。このような案件につきましては、不法投棄の観点から、県と連携し対応していくべきものと考えております。

以上であります。

(教育長 安中長市君登壇)

教育長(安中長市君) 今井議員の質問にお答えいたします。

はじめに、町民体育館の今後についてお答えします。まず、半年間の具体的な検討内容についてですが、3月の定例会以降、具体的な検討は進めていませんが、年内をめどに町民向けのアンケートを実施し、その集計結果を踏まえ、教育委員会、社会教育委員会等で方向性を考え、前に一歩進みたいと思っています。

本格的な検討の具体的な内容、認識についてですが、町民体育館は屋内スポーツの受皿として重要な役割を担っているという認識であり、それを踏まえ検討していくもので、まずは方向性を考えていくことは必要だと思っています。

方針決定はいつ頃かとお尋ねですが、検討がこれからであることから期限は明示できませんが、なるべく早く進めていきたいと思っています。

関係機関との意見交換等につきましては、今後の方針性を考えていく中で、スポーツ協会や利用団体などの意見も十分聞いていきたいと考えております。

デルタ株の感染症拡大下における小中学校の新型コロナウイルス対策についての質問ですが、最初に、去年の3学期に各小学校、中学校の生徒一人ひとりにタブレットが配置され、この4月から配って始めました。そのタブレットの使用状況について説明します。町内の小中学校では、今年度4月から各学校、各学年の状況に合わせて児童生徒にタブレットを渡し、実際に授業で活用を始めております。7月上旬では、小学校では1日1時間程度、低学年と高学年があるので、またその中で時間は少し違うと思うのですが、中学校では1日3時間程度の授業でタブレットを使用しています。夏休みには、全教員を対象に、県の教育センターからICT担当の指導主事に来ていただき、実際にタブレットを使用した研修を実施しました。2学期からはタブレットの使用の内容の向上を期待しているところであります。

家庭の事情等により特に配慮を要する児童生徒に対しては、ICT活用した学習指導の現状という質問ですが、田上町では中学校内に町の適応指導教室を設置しており、そこでは1学期からタブレットを使用した授業を始めています。また、様々な授業でなかなか登校できなかつたり、出席日数が少ない児童生徒には、家庭の端末や学校のタブレットを利用した、つまり持って帰るということですが、オンラインでの学級担任等の連絡や授業の補助を速やかに実施する方向で検討することを先日の園・校長会で確認しました。

次に、各家庭のICT環境整備の配慮ですが、7月に小中学校の全児童生徒の保護者に家庭のICT環境についてアンケート調査を行いました。タブレットを家庭

に持ち帰らせた場合、おおむね1割ぐらいが通信できない状況にあるということが分かりました。また、リモートによる学校と家庭の連絡や授業につきましては、推進してほしいという意見と子どもだけで使用させるのは不安であるという意見がほぼ半々です。反対という意見もありました。しかし、町教育委員会ではタブレットの家庭への持ち帰りを模索しています。現在の課題は、壊れた場合の対応、セキュリティの問題、保護者の不安や反対への対応、そして一番の課題がWi-Fi環境がない家庭への対応です。この件も先日の園・校長会で検討しました。平等性の視点から、環境のない家庭の通信料を毎月町が全額補助することは難しいと思いますが、家庭で新たに環境を整備する際に町の教育委員会や学校が情報の提供や相談を受ける体制を取りたいと思います。まずは試しに、希望者と言いますが、学校のほうから指定した希望者に、またはどこかの学年だけ数日持ち帰りをさせたりすることができないか前向きに検討してまいります。既に持ち帰りを実施した学校から情報を得ながら前向きに進めていきたいと思っています。

次に、抗原簡易キットについてですが、文部科学省から各園、小中学校に各10セットの抗原簡易キットが配られ始めました。田上町でも既に届いています。文科省からの手引によりますと、対象は基本的に教員です。田上町の園、小中学校にいる職員は、ほぼ全員が2回接種を終わっているのですが、全国的に見ると2回接種が終わっていないところの職員に向けてのキットというの也被含れているのかもしれませんが。発熱等、感染の疑いある場合は、園、学校に来ないで医療機関に行くこと、教職員がですね、来てから症状が疑われる場合も、すぐに勤め先を出て医療機関に行くことが原則です。どうしても医療機関に行けない場合に限り、保健室等で、事前に研修を受けた教職員が立ち会い、疑いのある教職員が自分で綿棒を自分の鼻の中に入れ、粘液部分を拭うようにして検査をします。しかし、通常の勤務形態ですと、園や学校に来てから症状ある場合は医療機関にすぐ行ってもらうことができますので、抗原簡易キットを使用する場面はまずないと考えています。また、手引によりますと、小学校4年生以上の児童生徒も抗原簡易キットの使用が可能ですが、疑いのある児童生徒が医療機関に行けないということは考えられず、児童生徒が自分で自分の検体検査をすることも難しいと考えています。今後、詳しい情報が分かるまで、キットの使用は慎重に扱うことが必要であると捉えています。

以上です。

7番（今井幸代君） ご答弁いただきまして、ありがとうございました。

まずはじめに、町民体育館、心起園に関してですが、町民体育館に関して言えば、

半年間、町長が3月定例会で本格的な検討を令和3年度始めるのだというふうにおっしゃられてから今日まで半年間の具体的な検討内容というところは、検討は進めていないというような答弁でありました。これまでも、公共施設等総合管理計画策定以前から町民体育館に関しては再三その施設の在り方が問われてきて、言わばその課題を先送りにし続けてしまってきて、町長が今年何とかやらなければいけないぞと言った中で、半年間何もやってこなかったのは非常に残念です。実際にその方針の決定の時期は明言できないということですが、町長、ある程度、これは心起園もそうですけれども、いつ頃までにはその方針を定めていくのだというゴール地点を、ある程度設定しなければ前に進まないのではないかという不安感すら正直覚えます。実際に、町民体育館、心起園を今回取り上げさせていただきましたが、建物が建設されてから40年以上たっている建物というのはほかにもあると思います。先ほど申し上げたように、町の体育館、心起園、ひいては老朽化の進む他の施設を含め、将来を見据えた公共施設の在り方を考えるということであり、それはすなわち町民福祉全体を俯瞰して検討を進めていかなければならないということなのだというふうに思うのです。そう考えると、公共施設等総合管理計画だけではなく、施設の今後の本当の在り方を踏まえた例えば公共施設の再配置方針、そういったものをやはりしっかりとつくる必要があるのではないかと思うのです。実際に加茂市はその案を令和3年3月に策定をしています。実際に、体育館でいえば下条体育センターや勤労者体育センター、こういったものの複合化、そういったことも検討がされているようです。例えば、一つの方向性として、もしかしたら体育施設、これは本当に重要な施設だと思います。町の屋内スポーツを担う重要な公共施設で、利用者の皆さんたちはやはりその更新に大きな期待を持っておられますし、ふだんは個人利用で別の市の公共施設、新潟市であったり、三条市であったり、利用しておられる町民の方からは、そういった個人利用のできる体育施設、健康維持の取り組みができる体育施設が欲しいという声も非常に頂戴します。そういったものを考えれば、一つの方策として、そういった広域連携による建物の推進というのも、もしかしたらあるのかも分かりません。様々な方策が考えられると思います。そういったものを一つ一つ、町民体育館しかり、他の公共施設しかり、町の全体像をしっかりと俯瞰して、これから40年先、今でもう40年以上使っているわけですから、これからの20年、30年を踏まえた公共施設の再配置というものを、一つ一つの施設だけではなく全体を俯瞰して検討する必要があるのだらうというふうに思うのです。まさにそれは、先ほど小野澤議員が指摘をされていたコストの見える化によって、今後町

内の公共施設はどうあるべきかというところにもつながる部分なのではないかなというふうに思います。心起園、町民体育館とも、もう施設の状態を見れば時間がないと思います。保健福祉課のほうは、検討委員会を立ち上げて関係機関との、利用者、各地区の区長や老人クラブの代表の皆さん、そして福祉的な介護予防の観点から心起園は非常に有用だということから、ケアマネジャー等も入ってくるのだらうというふうに思いますが、そういった介護予防施設、介護予防機能を有する他の施設との在り方も含めてしっかりと、今後の高齢者福祉のありようを示していく必要があるのだらうというふうに思います。町長、そういった部分を鑑みて、それらの具体的な絵図を示していただきたいというふうに思います。そして、できるだけ早くと言いつつも放置をされているような状態が、今回保健福祉課は4月からコロナワクチンがあったのは十分承知をしております。そのおかげで9月末で町内の希望者に関しては終了することができるという、これは非常に大きな取り組みだったというふうに評価はいたしますが、心起園も今に始まったことではなく、かねてから、もう何年も何年も、町長就任以前からこれはもう先送りし続けてきた問題であります。佐野町長が3月、もうここにしっかりと手をつけてやっていくのだという意思の表れだというふうに思いますので、その具体的な方針をいつまでにしっかりと整えるのだという部分を聞かせていただきたいと思っておりますし、そういった方向で進める意志がとおりかどうか、お聞かせ願いたいというふうに思います。

次に、放置状態となっている産業廃棄物に関してですが、このまま状況が改善されなければ今後の対応を検討していくということなのですが、春頃からこの状況が発覚をして、状況が一向に改善をしません。地権者との協議も全くできていません。既に改善がされない状態というのが継続されている状況です。ぜひ県の環境センターともさらなる検討を進めていただきたいというふうに思います。

実際に現場を見ると、産業廃棄物と思われるようなもの、建築資材ではないかと思われるものというのが様々に混在しており、やはりまずは地権者としてしっかりと協議を進めていくということがまず一歩なののだらうというふうに思いますが、これらは県のほうで県の担当者のほうが地権者との協議を調える努力をしているというのは聞いているのですが、なかなか現状が進まないというふうに聞いてもおります。そういった今の現状を踏まえると、今後同様な事例が町内に起きては非常に困るなというふうに感じています。全国的に見れば、使っていない土地を資材置場として貸してほしいとか、耕作していない農地を無料で埋め立てるから、嵩上げするからという話を持ちかけて、安易に貸し出してしまったことにより産業廃棄物が放置さ

れたり、残土の埋立て等がそこでされてしまったり、そういった悪質に利用される事例も全国的には増えてきているようにも聞いております。悪意がなく借りていたとしても、途中で資金繰りに困って産業廃棄物を少しずつそういった土地にため込んでいって、結果、倒産をしたり、逃げていってしまったりといった事例も全国的にはあるようです。そういったことを踏まえると、町長はこういった案件に関しては、不法投棄の観点から県と連携して対応していくべきもので、特段土地利用に対する規制はかけない、条例の必要性はないというような答弁ではありますが、本当にそうなのか、もう少し私は検証する必要があるのではないかと思います。全国的に言えば、市街化調整区域内という一つのくくりではありますが、青空駐車場や洗車場、資材置場等、こういったものを青空利用する場合、設置する場合、届出を義務づけている自治体も多数あります。それはなぜかといえば、周辺地域の住民への安全や環境面に配慮した設置をしてもらうことが目的です。そういった届出を義務づけている中には、隣接する土地利用者、建物の所有者との協議をきちんとしてくださいねというふうに入れているものもあります。今放置状態となっているこういった場面を見ると、町として事前にこういったことが起こらない予防策をやっぱり持つ必要があるのではないかと思います。それが条例制定までもしかしたらいかなくとも、何かできることがあるのか、ないのか。こういった状況になって、地権者と連絡が取れない、協議ができない、何もできない、ただ物だけは増えていく、地域住民はさらに困る、こういったことの負の連鎖が繰り返されないようにするための策を、町としても検討する必要があるかと思えます。いかがでしょうか。再度町長の見解をお聞かせ願いたいと思えます。

次に、デルタ株感染症拡大下におけるコロナ対応でございますが、まず抗原検査に関しては使う場面がないだろうということ、そして小学校4年生以上の児童生徒はなかなか自分での検体の採取も難しいだろうということで、言わばキットの使用はしないに近いご答弁だというふうには受け止めています。実際に文科省の通達等を見ると、速やかな帰宅が困難な事情のある児童生徒、小学校4年生以上を対象としているわけですね。その速やかな帰宅が困難だということをどのように捉えるかという部分だというふうにも思えます。例えばお子さんが熱があります。ちょっとこういう状況なので、すぐに迎えに来てください。では、今から行きますと言って、1時間半、2時間後ぐらいにお迎えに来ていただけるのは速やかな帰宅というふうなことになるのかも分かりませんが、いや、すみません、ちょっと今仕事の都合で大分遠いところにいますと。迎えに行くにはもう夕方になります、こういった場合

は速やかな帰宅が困難というふうになるのか。文科省は、速やかな帰宅が困難な場合は検査をなるべくしてください、奨励をしています。町としては、文科省は奨励はしているけれども、使用に関しては消極的というか、慎重な対応を取りたいということなのか、その辺り、その速やかな帰宅が困難なという事象をどのように捉えているのかということ。実際にそういったケースで使用しないということであれば、発熱をした児童または軽症、例えば喉がちょっと痛い、ちょっと何かせきが出てきてしまったという児童をどこまで、隔離ではないですけども、対応を取っていくのか、その辺り説明をお願いをしたいというふうに思います。

次に、ICTに関してですが、私は、当町はこのICTに関して進みが非常に遅いなというふうに残念に正直思っています。実際に今年も家庭環境調査、端末機器の保有やインターネットの環境等の調査がありましたが、昨年度もされていました。本来であれば、昨年度そういった調査をされているのであれば、それらを基に昨年度、どのようなことができるのか、何をしなければいけないのか、体制を整えていなければならなかったのではないかとこのように思っています。実際に壊れた場合の対応というふうにもおっしゃられておりましたが、今回このタブレットを導入するに当たって端末の補償等はかけないと。その代わりに、壊れた場合等は町のほうで余裕を持って買っていると。そういった壊れた場合の対応というのもある程度町として取れているのではなかったのかというふうにも思いますし、子どもたちはやはり高価なものだということをよく分かっていますから、現場の先生たちの話を聞くと、とても大事そうに大切に取り扱いしているということも聞いています。確かに意図しない損傷等はあるかも分かりません。でも、教育長おっしゃったと思うのです。これは文房具だと。文房具と同じですと。鉛筆やノートと同じように、学びの手段のための道具ですと。文房具と一緒にですと。その文房具を自由に使えないというのはやはりおかしいことではないかなというふうに思います。例えば持ち帰りや移動の際に不安があるのなら、例えば保護者のほうにそういった持ち帰り用の巾着であるとか、手提げですとか、そういったものを少しご準備いただくというのも一つの手段かも知れません。結局何が大事かという、教育委員会がしっかりとこれを前に進めようという意思があるかないかだと思うのです。教職員の先生方にも話を聞くと、やっぱり現場も端末の持ち帰りが可能になることによって例えば宿題の仕方等も非常に多様になると。実際に個別最適化という学習が、例えば小学校高学年なのだけれども、なかなか例えば九九でつまずいている、分数でつまずいてから、そこからずっとつまずきが続いている生徒たち、そういった子たちにもその子に合

わせた宿題の展開であったりとか、学習の展開が可能になるとも思うのです。そういったICTが持つ可能性を教育委員会はしっかりと鑑みて、これを前にしっかりと進めていただきたい。

文科省の8月27日の通達ではもう、ICT端末の持ち帰りを安心・安全に行える環境づくりに取り組むよう、これまでの通知等によりお願いしたところであるが、現状においていまだ必要な整備が終わっていない学校については、一日も早い取り組みをお願いしたい、こう言っているわけです。一日も早い。可及的速やかにです。そのためには、町長、少し予算が必要になるとも思います。教育委員会は、これまでコロナ対応していく中で、そういった端末の持ち帰り、Wi-Fi環境がなかなか整わない、そういった子たちの対応をどうするのか1年間ずっと議論してきたと思いますが、それらに関して、これだけ金額が必要だ、でも学びに必要なだから、きちんと予算要求をしておられるのか。そういった努力をしていた中で町長の政治的判断で実現がしなかったのか、その辺りがちょっと見えてはきませんが、いずれにしろ一日も早い、可及的速やかに端末の持ち帰り、そしてそういった環境が整わない子どもたちに対しての速やかな配慮措置を求めているというふうに思いますが、改めて町長、学校の設置者としての考え方、教育長の考え方、お聞かせ願いたいと思います。

以上です。

町長（佐野恒雄君） 町民体育館、心起園の今後についてであります。具体的な時期を明示することは今できませんけれども、今、自治体どこにおいてもそうした自治体の持つ公の施設、こうしたものをどうするかというのは非常に大きな実は関心事になっております。当町においては、町民体育館、心起園ということが一つの大きな問題ではありますけれども、これらについては本当にこれからやはりもう待ったなしの状況にあると思っております。しかしながら、これを検討していくにはやっぱりいろんなステップを踏まなければならないのだろうと思っております。そういう中で、いろんな意見交換だとか、いろいろステップを踏む中で、スケジュール化というのかな、ある程度のスケジュールを持たないとなかなか先に進まない。そうした検討の進捗といいますか、進まない状況にあらうかと思っております。そうしたものをやっぱりスケジュール化した中で、今はそうした具体的な方針はもちろん、方針といいますか、時期を申し上げることはできませんけれども、そうしたスケジュール化によってしっかりと前に進めていきたいなというふうに思っております。

それから、先ほどの放置状態となっている産業廃棄物、私も実はこの現場見てま

いりました。議員おっしゃるように建築資材であったり、ほとんどがどう見ても産業廃棄物かなと判断せざるを得ないような、そういうもので実は覆われておりました。こうした状況というのは本当に、あの状況を何とかするととなると非常に大きな金がかかるのだらうと思います。そういう中でなかなか、今県が実際に動いて、環境センターのほうで動いてくれておりますけれども、地権者との話の中でなかなか話が進まないのも、やはりあそこまでいってしまうと、なかなかやはり処分といいますか、始末をするのに大変なやはり費用がかかるのだらうなど、こう思います。実際に、だからそこまでいかないうちに何とかその指導ができるような何か仕組みがないのかなというのは、これからやはり考えていかないとうまくないのかなというふうに思います。都市計画上の問題とか先ほども申し上げましたけれども、そういう形でというのはちょっと難しい面もありますけれども、いずれにいたしましても県のほうと、環境センターのほうと町とで連絡を取りながら今対処いたしておりますので、何とか始末をつけていきたいなど、こう思っております。それについて、また補足的な。

議長（小嶋謙一君） 傍聴の方、私語を慎んでください。

町長（佐野恒雄君） 担当課のほうで補足、田中課長のほうから補足的な形であれば説明してもらいたいなど、こう思っております。

それから、端末の持ち帰り、これらについては先ほど教育長のほうが答弁をしておりますが、いろんなまた課題もあるのだらうと思います。そうしたことの課題を一つ一つ検討しながら、どういう形が一番いいのか、それこそ一緒に見つけていければな、こんなふうに思っております。

教育長（安中長市君） 今井議員の2回目の質問の中で抗体検査についてのご質問がありました。コロナで熱が出ているのか、それとも具合が悪くて、風邪にかかって熱が出ているのか、またそれ以外で熱が出ているのか、いろいろな場面があると思っています。どちらにしても、お家の人に来てもらって、お医者さんのほうに行ってくださいというのが一番いいのですけれども、先ほど今井議員が言ったように、2時間、3時間、場合によっては4時間ぐらいなかなかそこに行けませんよという場合に関しては、ほかの子に影響を与えないように待っていただくということになるのではないかなと思っています。本当に具合が悪くなったら、抗体検査ではなく救急車を呼ばなければいけないというふうに思っておりますので、お願いいたします。ただ、その抗体検査をするのに当たって、1つ教育委員会で考えているのは、教育委員会に所属している保健師がいますので、その活用ができないか今ちょっと

検討しております。どちらにしても、抗体検査をして……

(抗原でしょうの声あり)

(抗原ですよねの声あり)

教育長(安中長市君) 聞こえなかったですか。

(抗体じゃなくて抗原だよの声あり)

教育長(安中長市君) 抗原です。すみません。抗原検査をして陰性なら、いや、よかったねということではないのだと思うのです。熱があるわけですから、やはり心配なら病院に連れていかなければ、お医者さんのほうに連れていかなければいけないと思いますし、もし陽性になりましたら、それこそお医者さんのところに行って、きちんとした検査をしていただかなくてはならないかなと思っています。絶対にしないとか、そういうことではないですが、今のところそのようなふうを考えております。

それから、持ち帰りに関しては、この4月からの1学期に関しては、とにかくクラスの中で子どもたちが慣れる、先生方は教えることに慣れる、その1学期だっただと思っています。7月に授業を見に行きまして、大分先生方も、個々に差はあるのですけれども、でも前向きで一生懸命取り組んでいくと。その中で今度は持ち帰りについてきちんと議論をしていこうと。課題はありますけれども、教育委員会の考えとしては、その課題を何とかクリアして持ち帰りをすることができるように考えていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

町民課長(田中國明君) それでは、環境衛生の立場で少し答弁させていただければと思います。

まず、今井議員がご指摘のとおり、4月の下旬にそういう事案が発生して約4か月程度たっておりますが、状況が改善されないということは事実でございます。それで、今般、今井議員のほうからこのような形で一般質問いただいたことが抑止力の一つになるのではないかというふうなことで考えているところであります。そういうことからしまして、そのことを踏まえ、環境センターとさらに連携を深めながら対応してまいりたいと、その状況改善に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

7番(今井幸代君) それでは、最後にお伺いいたしますが、町民体育館、心起園に関して言えば、重要なのは、町民体育館、心起園もそうですが、町施設、公共施設等総合管理計画ありますけれども、それを一歩進めて今後の公共施設の再配置方針、再配置をどのようにしていくのかということの全体議論をすることだというふうに

思います。その必要性に関しては、恐らく町長も私の考えと一致していただけるものかと思ひますし、その全体議論をするためにも、教育委員会自身もどうあるべきかという自分たちの考えをしっかりと持つ必要があるのだと思ひます。年内にアンケートをされるということ、町民を対象にアンケートを実施するということですが、そのアンケートをするに当たっても、教育委員会として何をどのようにしようとする程度考えているのかという方針がないままにアンケートといつても、そのアンケートの内容すら変わってくるのではないかと思ひます。まずは教育委員会自身がこの町民体育館をどのようにしていくのか、していくべきかということの所管課としての考えをしっかりとまとめ切ることだというふうに私は思ひます。それは心起園もしかりです。各所管課が持つ公共施設の今後の在り方を所管課として、地域福祉、高齢者福祉、体育であれば町民の健康増進、そういった様々な面から担当課としてどうあるべきかというふうな考えをしっかりと持って、町執行部内での全体議論をしっかりと進めていただきたい。そして、町長はスケジュール感を持って取り組まなければいけないというふうに言っておられました、ある程度、例えばこの2年とか、この1年とか、ある程度のスケジュール感を持たなければ、やはり先送りが続いてしまうのではないかというふうな懸念は払拭できないのです。町長にはそういったしっかりとその方針を定めるおおよそのタイムリミットを持ってこの問題に取り組んでいただきたい。町として、こうあるべきだという一つの考え方を持って、町民や我々議会にしっかりと明示をしていただいて、そこからさらに検討を深めていき、町内全体の、町全体の合意形成を図っていく、そういった歩みをぜひ進めていただきたいというふうに思ひます。最後、町長の考え方を聞かせていただければと思ひます。

産業廃棄物、放置状態になっているものに関しましては、現状の町、そして県の対応等はどのようになっているか私も重々承知をしております。ですので、現状ある法の中でどういった対応ができるのか、ぜひ引き続き県との連携を進めていただきたいと思いますというふうに思ひます。そして、重要なのは今後こういったことを未然に防ぐ方策なのだというふうに思ひます。そういった方策、町長、必要なのだろうというふうにおっしゃられておりますので、その方策がどのようなものがあるのかぜひ検討を進めていただいて、何かいい手だてを見つけていただきたいと思います。私は、1つ、その手段として、そういった洗車場ですとか、青空駐車場、資材置場等を設置する際には届出をしていただく、そういった義務づけをすることも一つの手段ではないかということをご提案申し上げさせていただきました。それは一つの

私の提案した手段であって、町で考える別の手段があつていいと思います。ぜひそういったことを未然に防ぐ予防策をしっかりと検討をお願いしたいと思います。

最後に、抗原キットに関しまして言えば、実際にその使用に関して保護者も非常に二分しているなというふうに思っています。偽陰性という部分も、きちんと検体が取れないのではないかという不安や、もしそれで陽性になった場合のその子のプライバシーの問題であつたりとか、その後発覚した後の対応をどのように学校が対応するのかという部分の説明であつたりとか、そういった部分に対する不安もあるかと。これは多分学校現場も一緒だというふうに思います。その一方で、そういった早めに検査をすることで、早期に感染の拡大を防げるということはやはり重要ではないかという形で、非常に保護者の意見や温度感も二分されている状態で、難しいなというふうに、実際に運用を考えていても、教育長おっしゃるように非常に難しい部分もあるなというふうに思っています。ですので、現状として速やかな帰宅が困難な児童に関しては、しっかりと隔離をできるような対応を取るとというのが一番もしかしたら望ましいのかも分かりませんが、様々なガイドライン等もまた来るのだろうというふうに思いますので、情報収集をしっかりと、現場と協議をして対応していただきたいなというふうに思います。

ICTに関しては、これまでは園も学校も本人が風邪の症状があるようなときは、お休みしてくださいというものだったのが、そこから少し段階が上がって、同居家族内でそのような症状がある子がいる場合はお休みしてくださいというふうになっているのです。今、この加茂医師会管内といたしましうか、田上町でも小児性のRS等も非常に流行していますし、やっぱり季節の変わり目の温度変化によって風邪に罹患しているお子さんも非常に多くいます。そうすると、兄弟が感染すれば、風邪がまたうつって行って、そうすると兄弟内風邪ループになって、下手すると本当に1週間学校に行けない、10日学校に行けないということが現にあり得るわけです。そういった部分にすぐに対応できるように、子どもたちはタブレットの操作は非常に慣れてしています。子どもたちは、先生以上に、大人以上にその操作性に対する順応性は非常に高いというふうに思いますし、セキュリティに関して言えば、学校の端末を持ち帰ることができれば、ある程度のセキュリティはきちんと網羅できると思いますし、実際に取り組んでいる学校、近くでいえば小須戸……

議長（小嶋謙一君） 今井議員、持ち時間過ぎましたので、早めをお願いします。

7番（今井幸代君） もありますし、ぜひ一日も早くこの取り組みが進むようお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

町長（佐野恒雄君） 施設の在り方につきましては、先ほども申し上げましたように、スケジュールもってしっかりと対応してまいります。

教育長（安中長市君） 端末の持ち帰りに関しては、一日も早く課題を克服して、持って帰らせたいというふうに思っています。

議長（小嶋謙一君） 今井議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午後3時14分 休 憩

午後3時30分 再 開

議長（小嶋謙一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最後に、4番、渡邊議員の発言を許します。

（4番 渡邊勝衛君登壇）

4番（渡邊勝衛君） 議席番号4番の渡邊です。

新型コロナウイルスによる県内の死者数が7月以降激減しております。5月、6月は月10人以上いましたが、7月、8月はいずれも1人であるとのこと。重症化のリスクが高い65歳以上の高齢者へのワクチン接種が進んだことが背景にあるとのこと。一方、8月は、50歳代以下では初めてとなる40歳の患者が死亡したほか、重症者も増加しております。予断を許さない状況が続いております。田上町も保健福祉課の皆様のご配慮によりワクチン接種率は県内ではトップになっていると思います。感謝しております。今後も全体のワクチン接種率が上がり、感染者が出ないことを祈るだけであります。

国土交通省は来年度から、大規模な水害や地震に備え事前に復興計画を作成する自治体に財政支援するとのこと。田上町も遅れることなく円滑に地域再建ができるよう、事前の復興計画を作成していただきたいと思います。

今回は、3つのテーマで町長に尋ねます。

1番、旧田上町公民館等について。昭和35年に建設された旧田上町公民館も60年が過ぎております。2年前に閉鎖されてから町は何も対応されていません。建物も早く解体してほしいと本田上地区住民は望んでおります。草の対応も何もせず人任せ。災害が発生すれば必ずや住民に危害が及ぶこととなります。安全・安心面から見れば、一日も早く旧田上町公民館の取壊しが必要です。

月日がたつのも早いもので、旧田上町公民館が閉鎖されてから2年が過ぎました。

町は解体に必要な見積りを業者に依頼しているようですが、町民には何も説明がされておられません。不安は募るばかりです。敷地内には、旧田上町公民館の建物のほかに倉庫、民俗資料館、車庫がありますが、何一つまともな建物はありません。自動車分団の屋根は、消防自動車が入っていますが、昨年、雨漏りがするとのことでコーティングで対応していました。残念なことに今年もまた雨漏りが発生しております。消防自動車の上にはブルーシートがかけてあります。1年以上経過しても、残念なことにブルーシートが外せません。雨漏りが発生している箇所にコンセントがあります。最悪の場合、火災が発生する可能性があります。応急対策が不発に終わっております。本当に金の無駄遣いです。

8月10日の台風9号が温帯低気圧となったときの強風で旧田上町公民館の瓦が飛び、自動車分団の詰所付近の入り口に瓦が2か所落ちております。人が歩いていれば大惨事になるところでした。旧田上町公民館の南側には倉庫があります。強風でシートが剥がれそうになっています。翌日の11日には、自動車分団から瓦が落ちていますよと総務課に話をされても、後始末はされていません。残念なことに危機管理がなされていません。23日の未明の大雨でブルーシートに水がたまり、今でもシートが切れそうな状態になっております。自動車分団の団員もあきれ返っています。しっかりと応急対策を実施してほしいとのことです。町に要望しても回答しないのが現状とのことです。これでは消防団員もだんだん少なくなっていくと思います。ほうれんそうは確実に守ってほしいです。

質問といたしまして、1、危険な建物になっている旧田上町公民館をはじめとして、本田上地区の住民も安全面から見れば一日でも早く解体していただきたいと要望されております。今後のスケジュールについて町長に尋ねます。

2、消防自動車が入っている車庫は、8月22日に自動車分団できれいに整理されましたが、車庫の雨漏りが解決されていません。基礎のコンクリートもぬれており、機材の整理にも苦慮しております。今後の対応について町長に尋ねます。

3、本田上地区から田上交番の北側に本田上新公民館移設構想として、建物敷地の確保で100坪、駐車場敷地で10台程度のスペースを要望されております。今月が回答納期になっていますが、町の回答について町長に尋ねます。

2番目、地区要望について。今年も令和4年度の地区要望の時期が参りました。区長より地区要望を出しても、なかなか町の対応が遅く、何か年もお願いしても工事をしてくれない。地区の皆様は誠に申し訳ないと区長は言うておられます。そして、恐ろしいことに、現場では異変が起きています。それは、対応が遅くなったこ

とによりリスクが大きくなり、大きな工事となっております。

地区要望に対する予算措置額は、令和元年度において、要望数277件に対して採択数が52件、率にしますと18.8%となり、予算措置額は2,298万4,000円です。令和2年度においては、要望数285件に対して採択数60件、率にして21.1%となり、予算措置額は6,215万8,000円です。令和3年度、本年度になりますけれども、要望数が312件で、採択数が85件、率にしますと27.2%となり、予算措置額は4,855万2,000円となっております。要望数は1.1倍増えておりますが、採択数も1.6倍と増えております。これも区長から強い要望があったからだと思えます。町長と時田課長の頑張りがあったからこそ採択数が増えたと思えます。感謝申し上げます。

8月23日の未明の雨で下吉田川の雨水調整池のナンバー1とナンバー3がオーバーフローするくらいまで水かさが増しております。羽生田地区の方より、今まではこのくらいの雨が降ると必ず車庫に水が入っていましたが、今回は大雨でしたが、車庫には水が入りませんでしたとの話があり、その方は大変喜んでおられました。今回の雨は、役場観測所で時間当たり最大50ミリとなっておりますが、阿賀町ではこの時間帯に100ミリの雨量を観測しております。今後は、地球温暖化により今まで以上の雨量が観測されると思われれます。これから造らなければならない雨水調整池は、事業の前倒しを行い、災害に備えていかなければならないと思えます。

質問といたしまして、令和3年地区要望一覧が地区別に作成されて分かりやすくなりました。採択率も増えてきております。令和4年度の採択率目標値について町長に尋ねます。

令和3年度の要望で、要望に対する町の回答として、ある地区では要望数23項目に対して12項目が事業費過大のため見送り。令和7年度以降の事業化との回答となっております。残り11項目があるわけでございますけれども、令和6年までに対応できるのか町長に尋ねます。

3、大雨に備え今後造らなければならない雨水調整池は町にどのくらいの数が必要であるか町長に尋ねます。

3番目としまして、危機管理について。危機管理、クライシスマネジメントとは、問題が発生した場合に影響を最小限に抑え、最悪の状態から抜け出し、回復を図ることをいいます。問題が発生した場合にとありますが、注意しておきたいのは、問題が起きた場合の事後対応が目的であるとはいえ、問題が起きる前に起きた後の対応も検討しておかなければならないということです。

危機管理をする主な目的は3つあります。まず、1番目として、起きてしまった

問題を解決する前に、別の問題が起きないように管理します。2番目として、起きてしまった問題に対して1秒でも早く穏便に鎮火させるために管理します。3番目として、問題が起きてしまい、失った信用をなるべく早く取り戻すために管理します。危機管理の目的とは、問題を肥大させることなく素早く鎮火させ、ダメージを最小限にし、なるべく早い信頼回復に努めることです。

危機管理のプロセス順序として、準備、対応、復旧、減災があります。危機管理のプロセスは、問題が起きる前の対策である準備と対応、問題が起きてしまった後の対策である復旧と減災に分かれています。準備として、研修や訓練を実施し、資料や体制を整えることでリスクに備える活動です。対応として、問題が発生したときに素早く的確な対応を取ると同時に、問題の拡大を防止し、損失を最小限に抑える活動です。復旧として、対応後、通常の業務に素早く復帰するための対策です。減災として、発生したリスクを教訓に、ルール決めや役割分担の作成など、同じ間違いが二度と起きないようにしっかりと対策を取ることです。

周りには、たくさんの危機が様々な形となって転がっております。危うくなったときに危機管理に取り組みなければと思っても遅過ぎるのです。どんな危機にも対応できる体制をつくり、維持していくためにも、コストもリソースも割かなければなりません。いつ起こるかもしれない危機に対して、どれだけのコストやリソースを割けるのかが危機管理の成功と失敗を分けると言っても過言ではありません。危機が起きてしまったときの損失と、危機が起きても損失を回避するためのコストを算出して、先行投資にぜひ考えてみてはいかがでしょうか。

質問といたしまして、先ほど小野澤議員、今井議員よりお話がありましたように、町民体育館は昭和48年7月4日の竣工ですので、耐震化工事が行われておりません。避難所で対象とする災害の分類は、洪水、土砂災害時に使用となっており、収容人数は687人です。現時点では危険な避難所に該当します。今後の建物の対応について町長に尋ねます。

2、国道403号沿いセブンイレブン越後田上店から田上駅に向かったの歩道は、平成29年度から現状歩道が凸凹で、非常に危険な状態である歩道の整備、改善の要望が出ております。残念なことに、町は県に要望せず、令和4年度県単要望で計上する予定で進んでおりました。調べますと、残念なことに、この場所は全長190メートルの歩道ですが、10件以上同じ箇所が事故が起きており、多くの方がけがをしております。魔の歩道となっております。今後の対応について町長に尋ねます。

3、本田上3区内でカーブミラーが傾いているので直してほしいと田巻区長より

4月13日に総務課に要望した事案でした。残念なことに、2か月以上過ぎてもカーブミラーの傾きは直されていませんでした。現場を確認しますと、カーブミラーが傾いているので、右から来る車がよく見えない状態になっておりました。なぜ2か月以上も問題が放置されていたのか。職員に危機管理の能力がありません。町長に今後の対応について尋ねます。

4、第5次田上町総合計画後期基本計画として避難行動要支援者の支援体制づくりで、事業内容として避難行動要支援者名簿を自主防災組織へ情報提供し、各組織が要支援者個別避難計画を作成すると明記されていますが、現状について町長に尋ねます。

これで1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、渡邊議員の質問にお答えいたします。

はじめに、旧田上町公民館等についてお答えいたします。質問の1点目として、旧田上町公民館の解体の時期についてであります。当建築物は老朽化した建物であり、防犯上の問題等もあり、できるだけ早く解体したいと思っております。先月の10日の強風により瓦が飛んだとの連絡を受け、担当課と建設業者で施設周辺の現地確認を行いました。その際、落下した瓦につきましては、一部下家に落ちているものは確認しましたが、周辺部分への落下物は確認できませんでした。今回ご指摘があり、再度確認したところ、自動車分団の詰所付近に落ちていることが分かりましたので、回収をいたしました。確認不足でありました。また、建物周辺の雑草の対応として、年に二、三回、職員により草刈りまたは除草剤散布を行っておりますが、この建物は既に公民館施設としては廃止いたしており、維持修繕に多額の費用をかけることはできませんが、周辺への影響が出ないように必要最低限の措置はしなければならぬと考えております。できるだけ早く解体したいとは思いますが、解体にはかなり高額な費用がかかります。現在、下水道事業の雨水調整池の候補地として、選択肢の一つとして考えております。解体費用が高額であることから、有利な財源を捻出できないか模索いたしております。

2点目として、自動車分団の車庫についてお尋ねですが、議員からこの件に関して町から全く回答がないのご指摘であります。要望等を受けた際には、その都度その都度担当課より回答をいたしております。現在自動車分団で使用している積載車につきましては、令和元年度に消防庁から無償貸与されることが決定され、令和2年1月に納車されました。しかし、今まで使用していた積載車より高さ、長さ

ともに大きくなったことから、従来の車庫へ入れることができず、やむを得ず以前教育委員会が使用していた車庫を利用することとしました。その車庫もかなり年数が経過しており、雨漏り等も発生していることから、応急的に屋根の破損部分にコーティング作業等を実施いたしました。しかし、なかなか効果が見られないことから、今後の対応策等について、自動車分団とも協議しながら、令和4年度の予算計上に向けて準備を進めていきたいと考えております。

3点目の本田上地区の新公民館移設構想についてであります。旧田上町公民館の跡地利用については、当初、どのような活用ができるのか、令和2年6月頃に広く町民の皆様の意見を伺うため懇談会等を開催する予定でありました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大により緊急事態宣言が発令され、皆様から集まっていただくわけにもいかず、懇談会自体の開催を見合わせておりました。そんな中で、令和2年7月に本田上地区より、地区公民館の移設敷地として田上交番の北側にあるゲートボール場を建設用地として確保していただきたいとの要望をいただきました。また、そのゲートボール場の利用者からの了解は、地区からではなく町から得ていただきたいとの申出を受けました。このため、政策推進室でゲートボール場の整備に当時携わった方と、ゲートボール場の利用者の代表の方にお問い合わせをいたしましたが、理解を得られませんでした。その内容を本田上の総区長にお伝えして、今のところ本田上地区の意向を確認しているところであります。

次に、地区要望についての質問にお答えいたします。1点目の令和4年度の採択率目標値についてであります。これから新年度予算編成に向け各地区の要望を区長からお聞きいたします。その要望の総数と内容がどのくらいのボリュームになるかにもよりますが、令和3年度並みの採択率は目指していきたいと考えております。要望の中には、比較的安価で対応できる内容や、大きな事業費を要するもの、また用地取得が必要なものなど様々ではあります。内容を精査し、一つでも多くの要望に対応できるよう努力してまいりたいと考えております。

2点目の質問であります。ある地区とは恐らく本田上3区の要望を指してのことだと思います。事業費過大による令和7年以降の事業化と回答させていただいた以外の11件について、令和6年度までに対応できるかとのことですが、11件中2件につきましては実施もしくは完了済みであります。また、消雪パイプの新設に関するものが2件あり、それについては、それぞれ機械除雪及び融雪剤の資材提供での対応をお願いしたいと回答しております。その他、未認定道路に関する補修などにつきましては、抜本的な対策は施せませんが、その都度補修対応としたいと

考えております。

3点目の雨水調整池の数についてであります。下水道雨水計画上では下吉田川排水区であと1基の計画があります。また、本田上地区においては新川排水区に整備する予定でありますが、今後雨水整備計画を変更する予定で検討いたしております。現在の計画ではJR付近に雨水調整池を1基整備する予定でありますが、その上流にもう一基を国道403号横断前の東側に整備できないか検討をいたしております。

最後に、危機管理についての質問にお答えいたします。1点目の町民体育館の今後の対応についてであります。町民体育館は昭和48年竣工の施設で、耐震診断をしていないため、大規模な地震が発生した場合に損壊の不安があります。小野澤議員、今井議員の質問で教育長がお答えしたとおり、年内をめどに町民向けのアンケート調査を実施し、集計結果を踏まえた中で方向性を考えていく予定です。

2点目の国道403号線、セブンイレブン越後田上店から田上駅に向かったの歩道につきましては、8月24日に道路管理者である新潟県三条地域振興局地域整備部と打合せ、現場確認をしていただいております。現場の状況からこういった対応ができるのか、県からの回答を得次第、お知らせしたいと思っております。

3点目のカーブミラーについてのご指摘であります。担当職員に確認したところ、区長さんから受けた当時の要望記録はなく、6月に渡邊議員が来庁され、お話を伺ったときに初めて今回の件について確認することができました。その後、改めて区長に謝罪を含め事実確認をしたところ、4月13日に、いつもであれば文書で依頼をしているところ、今回は口頭での依頼で、たしか総務課の職員へは伝えたはずであるが、誰に伝えたかまでは覚えていないという内容でございました。常日頃から課、局内における情報の共有についてはしっかり行うよう指示いたしておりますが、今回のような事態になってしまったことにつきましては、大変遺憾に思います。改めて、しっかり対応するよう、庁議を通じて全職員に周知いたしました。なお、今回のカーブミラーの傾きにつきましては、渡邊議員から対応していただき、この場を借りて御礼を申し上げます。

4点目として、避難行動要支援者の個別計画についてお尋ねですが、第5次総合計画後期基本計画におきましては、施策の展開で、防災体制の強化として避難行動要支援者の支援体制づくりを実施事業として上げております。7月14日開催の議会全員協議会で説明しました総合計画令和2年度事業評価シートには、要支援者個別避難計画を作成すると記載しております。以前にも回答したとおり、避難行動要支

援者の個別計画作成の重要性については十分承知をしております。個別計画の作成に当たっては、民生委員の協力が必要不可欠であります。民生委員は様々な情報を把握されていることから、いざ災害等のおそれがある場合は、民生委員等から避難行動要支援者の安否確認等の支援に関わっていただきたいと思っております。民生委員連絡協議会の定例会において防災等の説明の時間を設けてもらうなど、防災体制の強化に向けた協力体制を築いております。今後、個別計画作成の重要性等も説明をしながら、また一方でケアマネジャーとの協議の場も設けていきたいと考えております。こうした協力体制を整えていく中で、各自主防災組織とも連携をし、早めに対応可能な地区から策定に取り組んでもらい、最終的には全地区での策定を目指していきたいと考えております。

以上であります。

4番（渡邊勝衛君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、1番目の旧田上町公民館等について質問させていただきます。昨日の夜も強い風が吹いておりました。ということで、今日の朝、私、役場に来る前に旧田上町公民館の玄関を見ましたところ、瓦が1枚下がりつつありました。最近是非常に風が吹く日が多くありますので、できる限り危険な場所にならないよう皆さんから見ていただきたいと思えます。特に、先月ですか、8月29日に本田上地区で組長会議がございました。その中において、高橋議員と私が参加させていただいたわけですが、高橋議員はコロナ禍について、私は、今田上町で3か所、非常に交通事故やけがが発生しやすい場所がありましたので、その説明をさせていただきました。後藤大橋と、今ほど言ったセブンイレブンのところと、旧田上町公民館の前のところの瓦が落ちている。そして、風が吹けばやはり瓦が落ちて、町道のところに落ちるといような状態の話をして、なるべく地区の皆さんには自動車分団のポンプ車があるほうを歩いてくださいということで話をさせていただいております。今後、安全・安心を考えれば、一日も早く解体工事にかかったほうが経費もかからず、問題も解決されるのではないかと思いますけれども、やはり先ほど町長からは解体費用が高額であると言われました。今後、財源を捻出するよう探してみますという話でございますけれども、できる限りこのようなのはやはり、先ほどの町の体育館と同じように、スケジュールといいますか、スピーディーなスケジュールをつくっていただきまして、なるべく早く対応できるような状態にさせていただきたいと思えます。

あと、消防自動車が入っている建物の中でございますけれども、私、先日ちょっ

と見に行ったら、まだまだ雨漏りがしているような状態でございます。先ほども言いましたように、雨漏りをすることによって、やはりそこにコードがありますので、そのコードに伝われば火災が発生する状況があるかと思えます。総務課の皆様も何回か見ているかと思えます。特にまた風も強くなっておりますけれども、最近雨も降るときは結構降っております。その中で、そのの上のところにブルーシート、昨年の6月から1年以上シートがかかっております。雨が降ると必ずそのシートは下がります。ということは、その中に雨が入るといような状態になっておりますので、やはり何とかして直していただきたいと思えます。特にこれから冬を迎えます。恒久対策とは言わなくても、やはり応急対策をしていただかなければ、これからの問題は大きくなるばかりだと思っております。その中において、今の詰所から新しいところに22日に移ったわけでございますけれども、建物の中に旧役場の書類が入っているスチールの書庫が多くあります。今後その書庫も何かの機会があったら片づけていただければ、自動車分団の方も機材を整理するには非常にいいかと思えます。そこら辺り今後検討していただきたいと思えます。

あと、本田上地区から田上町交番の北側に本田上新公民館移設構想としてということで町のほうに話があったわけでございます。建物の敷地の確保として100坪、駐車場敷地で10台スペースということで、約120坪前後になりますか、そのぐらいの土地を要望されております。今月が回答納期でありました。というのは、来年の3月、今の区長、会計の任期が参ります。その前に何とかして次のステップへ進みたいということで、この9月を回答とさせておいていただいております。残念なことに、今ほど理解を得られませんでしたとの回答がありました。実は私、この1月に、ここにいられる担当者に、何とかして9月末の回答期限までに回答いただくよう、よろしくお願ひしますと話をしたつもりでございますけれども、それから7か月以上。まだまだ解決されていないのが現状でございます。今後の最短スケジュールについて、分かる範囲で結構でございますけれども、担当者の方からお聞きしたいと思います。

あと、地区要望の関係でございます。来週から地区要望が始まります。どうやったら多くの町民からの要望が受けられるか真剣になって考えていただきたいと思えます。町長からは採択率の目標数は残念ながら設定されませんでした。令和3年度並みの採択率を目指していきたいとの話がございました。ぜひ、令和3年度の採択率が27.2%ですので、30%を超える採択率をお願ひするところでございます。先ほど、ある地区では要望数23項目と言っておりました。それ本田上3区です。12項

目が事業費過大のため見送りというような状態になっておりますが、今後は、12項目に対しては、ぜひ内容を確認し、年度別工事実施予定表を作成していただきたいと思っております。

あと、3番目といたしまして調整池に関係するところでございます。先ほど町長よりも本田上地区においては新川排水区に整備する予定でありますと、それも2基というような状態で話されております。非常に大雨が発生する。今日も徳島県ですか、線状降水帯が発生して、九州のほうが大雨というような状態になっております。できる限り、1基だけでも結構でございますので、対応していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

あと、危機管理についてでございます。燕市分水にあります分水総合体育館は、昭和50年に建築された体育館です。町の体育館より2年遅くできた体育館です。今年の学校施設交付金で耐震化の工事を実施されると燕市スポーツ推進室は言われております。やはり工事が1年でも遅くなれば経費は多くかかります。今後、先ほど小野澤議員、今井議員が言われたような状態でこれからスケジュールをつくるということでございますので、一日でも早くつくっていただきまして、皆さんに公表できることをお願いしたいところでございます。

続きまして、国道403号線の関係でございます。今年の5月20日に魔の歩道を歩いた方が大けがをしております。朝6時頃、下吉田在住の方が田上診療所に予約に向かう途中、旧丸治製作所駐車場入り口付近の歩道上にて転倒しました。早朝のため近くに人はおらず、自力で立ち上がり、自宅まで歩いて帰りました。その後、加茂市に嫁いでいる娘に電話し、堀内医院に行っております。右肘複雑骨折と診断され、三条市の富永草野医院を紹介されたわけでございますけれども、5日後の25日に富永草野医院に入院し、翌日の26日には約10時間の手術が行われ、右肘には補強プレートが2枚入っております。その後、24日間入院後、6月19日に退院しております。その後、2日に1回リハビリ通院し、現在も、退院から70日になりますが、通院しております。通学途中の女生徒が同じ場所で飛ばされて、けがも発生しておるとの話聞いております。現時点で分かる範囲での今後の対応について聞かせていただければ幸いです。

最後といたしまして、第5次田上町総合計画の関係で、要支援者個別避難計画は、令和2年度の達成度自己評価点として、支援者体制の構築まで至っていない地区があるが、地区の中で名簿を情報共有し、少しずつ体制の構築に近づいている状態であると明記されております。令和元年度より達成度自己評価点が20点増えておりま

す。その内容について担当に尋ねます。

以上です。

町長（佐野恒雄君） 2回目として大分幾つかの質問といたしますか、伺いました。まず、公民館の解体であります。この公民館の解体できれば、本当に危険を防ぐ意味においても、すぐにでも解体できれば一番いいのだと思うのですけれども、なかなか解体費用が高額であるということから踏み切れない状況で今おります。ただ、そればかりではなくて、要は先ほどもお話を申し上げましたけれども、下水道の雨水調整池、これの候補地として今その公民館の跡地を実は考えております。そういうことから有利な財源を捻出できるのではないかと今ちょっと模索をしておりますので、その解体についてはもう少し、しばらく時間をいただきたいなと、こう思っております。

それから、いろんな形、いろんな形というか、最近の強風が増えた中で瓦が飛んだりというふうな、非常にそうした面では危険な状態になっておるといふこととでございます。恒久的な処置ができなくても、応急的な処置ができるのか、その辺はちょっと検討させてください。

それから、ゲートボール場のところに本田上の公民館をそこに求めたいと、こういうふうなお話の中で、ゲートボール場に携わった方々に実はお話を申し上げたところ、なかなかちょっと理解を得られなかったというのが実情であります。それらについて、また別の場所というふうなこともあるとは思いますが、できればまた地区の方々からもそうした点に、その担当者、担当といたしますか、関係者の方々に理解を求めてお話しをいただけるように働きかけをしていただければ、なお本当にありがたいかなと、こんなふうに思っております。

それから、調整池についてです。先ほども申し上げました。今回、今回といたしますか、最近の大雨の状況等を考えると、非常にこの調整池が有効な効力を実は示しております。最近の大雨のときも、この調整池ができたことによって浸水を防げた地区もあります。そういう意味では、この調整池、できれば早く話を進めていければというふうに考えております。本田上地区も当初の計画からちょっと変更的な、議員ご存じのように変更という部分もありますので、ちょっと時間かかるかもしれませんが、できるだけ急いで進めていきたいなと、こんなふうに思っております。

それから、国道403号線のセブンイレブンのところから先の、どういう経緯で、約100メートルちょっとですか、あの歩道が改良されないで残っておるのかというのは、ちょっと私もその詳しい経緯は分かりません。ただ、想定されるのは、やはり当時

地権者の方々との交渉といいますか、理解がちょっと得られない面があって、その部分だけ残ったのだろうと、こう思っております。そこで何件かのやはり事故が起きておるといふような話ではありますが、私自身も見て、確かに、歩行者がというのはあるのですけれども、一番怖いのは、私は自転車だと思うのです。ちょうど建物が歩道のところに張り出しております。そうすると、その歩道を走ってきて、約60センチぐらいしかないその歩道を通ろうとすると、どうしてもそこを通らずに車道のほうに出て、それからまた歩道に乗ると。そういうことからいうと、自転車の事故が一番心配というか、懸念される状況ではないかなと思っております。これについても三条地域振興局のほうと打合せをしております、何らかの対応といいますか、それこそ本格的な歩道改良工事ではないのですけれども、応急的な処置を考えているようでありますので、それは注視していきたいと、こう思っております。

私のほうからは以上であります。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、私のほうから、個別計画の関係の渡邊議員から質問のありました20点増えているということで、これはあくまでも職員の中での評価ということですが、達成度としては、支援体制の構築まで至っていない地区について、地区の中での名簿の内容の情報共有ができ、少しずつ体制構築ということで書かせていただきました。この個別計画等についても、それなりに自主防災組織のほうでも話はさせていただいておりますし、先ほど町長お話ししましたように、それをつくるには当然民生委員の協力が必要だということで、定例民生委員会のほうにも担当者のほう出席させていただいて、この名簿、個別計画の重要性を説明をさせていただきました。今後は、先ほど町長話していましたケアマネとも実はそういう、実際には民生委員だけではありませんので、そういう人との協議の場も実は令和3年度からやっております。それから、今までの避難要支援者名簿につきましても、区長からの要望でもう少し分かりやすくしてもらえないかと。ちょっとそれぞれの、個人情報ですから、あまり細かいところは書けないのですけれども、その方がどういう情報かなんていうのも、要望いただいたものについても、民生委員を通じてお願いをして、この前また新しく名簿も自主防災組織のほうに提出をさせていただきました。その際にもいろいろまたご意見をいただきました。保健福祉課の担当からも来ていただいて、今後またそれが分かりやすくなるように少しずつやしていきたいなということで、最終的にはやはり個別計画に向け少しずつ、自主防災組織あるいは民生委員と協議しながら、先ほど言ったケアマネ等も含めた中で少しずつ

つ前に進めていきたいなということでございます。

4番（渡邊勝衛君） それでは、3回目の質問をさせていただきます。

まず、旧田上町公民館等についてでございます。先日、去年の車庫の雨漏りの見積りをされた社長に私は電話しました。役場からは3種類の見積りを依頼されて、作成中との話がございました。先ほども私お願いしましたが、本当にこれから寒い時期に入ります。それを考えればやはり雨漏りがしているポンプ小屋には入っていけないような状態になるかと思えます。そのためにも何とかして応急対策していただきたいと思えます。

あとは、先ほども町に依頼しました本田上新公民館の移設構想でございます。今後の最短スケジュールについて私お聞きしたわけでございますけれども、分かる範囲で結構でございます。先ほど町長のほうから、雨水調整池の関係もあるから遅れるのではないかという話でございます。やはり私は別個で考えていく必要があるかと思えます。

あと、最後になりましたけれども、先ほどの要支援者個別避難計画でございます。本田上地区では2人の民生委員の方がおりますので、非常に立派な個別避難計画が作成されております。それも毎年やはり一年一年内容が変わってきますものですから、人の内容は変わってきますものですから、それも提出するというところで聞いております。ただし、民生委員が1人の地区も多々ございます。その場合はやはり、最近女性の防災士の方も各地区に増えてきております。そのような方と協力しながら、本当に災害時に要支援者を助ける計画をつくらなければ駄目かと思えます。それはやはり今田上町にとって一番重要な問題かと思えます。

今3点ほどお願いしましたけれども、それ回答できるのがありましたら回答ください。

これで私の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） 私のほうから、では積載車の車庫の件、決してこれ何も手をつけていないということではありません。コーティングをやったり、処置はしてはいるのだけれども、なかなかその効果が出ないというふうなことで、先ほども申し上げましたように令和4年度の予算計上に向けて準備を進めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

政策推進室長（堀内 誠君） では、新田上の公民館の移設構想についての今後のスケジュールというふうなことで、回答の部分というふうな形でございます。今結局ゲートボール場利用者等の理解が得られなかったという回答というふうな形でお答え

するというふうな形になるかと思えます。また、それに併せて、ほかに候補地等があるようであれば、検討していただきたいというふうな形で町のほうとしては回答を出したいと思えますが、今期限9月末というふうな形で言われておりますので、それまでには回答したいと考えておるところでございます。

副町長（吉澤深雪君） すみません。ちょっと補足します。

本田上の公民館建設用地について回答というような話、いつまでというような話なのでありますが、もちろんそのゲートボール場、本田上地区が希望するゲートボール場については、取りあえず利用者なり、携わった方々の理解は得られなかったということで区長にお伝えし、それについて、ではどういうふうな考えでおられるかというふうなことを今、その区長の考えを今お待ちしているというふうなことであります。その回答をもって、ではどういうふうな進め方をするかというのはこれから地区とよく相談して、どういう形でできるかというもので進めていきたいというふうに考えておりますので、お願いいたします。

総務課長（鈴木和弘君） 最後の個別計画の関係、確かに渡邊議員おっしゃる本田上地区が非常に体制がしっかりしているというのは重々承知はしております。ほかの地区も当然、自主防災組織の中でそういう部分も参考にさせていただければと思っています。ですので、町としては、先ほど言ったように、まずは、どうであれ民生委員からの協力を得なければいけないだろうということで、まずそういう部分で少しずつ民生委員の定例会にも参加をさせていただいて、先ほど言ったケアマネとも話をし、最終的には、今渡邊議員がおっしゃるように1人でなかなか大変だ、もしかして民生委員が入っていないところもあるかもしれませんが、その辺はまたどういう方法がいいかも含めた中で、検討していければなというふうに思っています。

議長（小嶋謙一君） 渡邊議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時27分 散会

別紙

令和3年 第4回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第1号 令和3年9月8日（水） 午前9時開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開会（開議）	
第1		会議録署名議員の指名	8番 9番
第2		会期の決定	14日間
第3		諸般の報告	報告
第4	報告第4号	令和2年度田上町一般会計継続費の精算報告について	報告
第5	報告第5号	同年度田上町下水道事業特別会計継続費の精算報告について	報告
第6	同意第1号	田上町教育委員会委員の任命について	同意
第7	同意第2号	田上町教育委員会委員の任命について	同意
第8	同意第3号	田上町固定資産評価審査委員会委員の選任について	同意
第9	承認第9号	専決処分（令和3年度田上町一般会計補正予算（第3号））の報告について	付託
第10	承認第10号	専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第4号））の報告について	付託
第11	議案第29号	田上町道路線の認定について	付託

日程	議案番号	件名	議決結果
第12	議案第30号	令和3年度田上町一般会計補正予算（第5号）議定について	付託
第13	議案第31号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について	付託
第14	認定第1号	令和2年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について	付託
第15	認定第2号	同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	付託
第16	認定第3号	同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	付託
第17	認定第4号	同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	付託
第18	認定第5号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	付託
第19	認定第6号	同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について	付託
第20	認定第7号	同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	付託
第21	認定第8号	同年度田上町水道事業会計決算認定について	付託
第22		一般質問	

第 2 号

(9 月 9 日)

令和3年田上町議会
第4回定例会会議録
(第2号)

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 会 令和3年9月9日 午前9時
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 8番 | 椿 一春君 |
| 2番 | 品田 政敏君 | 9番 | 熊倉 正治君 |
| 3番 | 藤田 直一君 | 10番 | 松原 良彦君 |
| 4番 | 渡邊 勝衛君 | 11番 | 池井 豊君 |
| 5番 | 小嶋 謙一君 | 12番 | 関根 一義君 |
| 6番 | 中野 和美君 | 13番 | 高橋 秀昌君 |
| 7番 | 今井 幸代君 | | |
- 4 欠席議員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|-------|-----------------|-------|
| 町 長 | 佐野 恒雄 | 産業振興課長 | 佐藤 正 |
| 副町長 | 吉澤 深雪 | 町民課長 | 田中 國明 |
| 教育長 | 安中 長市 | 保健福祉課長 | 渡邊 賢一 |
| 総務課長 | 鈴木 和弘 | 会計管理者 | 山口 浩一 |
| 政策推進室長 | 堀内 誠 | 教育委員会
事務局 局長 | 小林 亨 |
| 地域整備課長 | 時田 雅之 | | |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 渡辺 明 |
| 書記 | 板屋越 麻衣子 |
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

午前9時00分 開 議

議長（小嶋謙一君） 改めておはようございます。これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付しております議事日程第2号によって行います。

これより議事に入ります。

日程第1 一般質問

議長（小嶋謙一君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

最初に6番、中野議員の発言を許します。

（6番 中野和美君登壇）

6番（中野和美君） おはようございます。6番、中野でございます。一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症、それに伴う経済への影響、甚大な災害が及ぼす異常気象、国、地方自治体、議会にあっては次から次へと湧き上がる問題を私たちは乗り越えていかなければなりません。昨日も様々な危機管理の提案や質疑が交わされてきました。私、今議会では明るい話題の方向で質問、提案させていただきたいと思えます。

1つ目に、起業者応援事業について。「道の駅たがみ」は、開業以来町内外から多くのお客様を迎え、昨今では人気のスイーツも話題となり、順調な滑り出しであると捉えています。取り扱う品目も町内や近郊の新鮮な野菜や産物、手作り品、加工品など訪れた方々に楽しんでいただける品目が多数あります。道の駅という大きな販売ルートが確立されました。田上の情報発信基地としての「道の駅たがみ」は、まだまだ多くの可能性を秘めていると考えています。

そこで、町として起業者応援事業に取り組んでみてはいかかかと提案いたします。新しくこんなことをやってみたいが、資金が足りない、実績がないので銀行の融資

が借りられないなど、若い人たちがせっかく新しい発想や意欲があっても諦めざるを得ない状況は多々あるのではないかと考えられます。そのような方々を支援することで、田上町への定住促進、開業率の向上、ひいては産業の活性化につながるのではないのでしょうか。お隣の五泉市でも、起業者応援事業として店舗の増改築や改修、賃貸料などの支援をしています。施工業者は市内業者という条件もつけています。それに加えて開発諸経費や農業関係も補助対象としたなら、かなり使い勝手がよい支援事業となります。これから事業をしたいという方も、既にスタートして数年の方にも適用となるような柔軟な受入れも大切となってきます。そして、このような事業は単年度で終わることなく、継続的に支援事業としていかなければ、認知または利用までに至らないことも申し添えます。起業者応援事業に対しての考え方をお聞かせください。

2つ目の質問です。地域学習センター厨房の活用について。地域学習センターには厨房があり、見たところ保健所の営業許可も取得可能な設備が整っているようです。地域の茶の間や子ども食堂などで見られるように、材料費、必要経費程度の料金であれば、営業許可を取得する必要はないという利用方法もあります。図書館機能を持っている公共施設でカフェを展開しているところも多くあります。地元食材の加工や研究に利用していただきたいと願う地域学習センターの厨房ですが、平日のお昼前後の時間帯を限定するなどして常設のカフェを運営するとしたら、地域コミュニティの一つとしての価値や利用度も向上すると考えられます。教育委員会の中で、そのような利用方法を今までに考えられたことはございますでしょうか。カフェに挑戦してみたい方の背中を押すきっかけにもなると捉え、運営する事業者を公募したりする方法もあります。今年オープンし、半年が経過したところで、現状の利用状況とともに地域学習センターのこれからを町民の福祉や教育、コミュニティとしての利用方法について、展望も含め、考え方をお聞かせいただきたいと思えます。

以上、1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) 改めましておはようございます。それでは、中野議員の質問にお答えさせていただきます。

はじめに、起業者応援事業についてであります。町において起業、創業への直接的な支援としては、融資の際の信用保証協会の保証料の助成がありますけれども、今後はさらなる支援策について、他の自治体の事例等も研究して進めていく必要が

あるというふうに考えております。議員が取り上げられました自治体の例をはじめとして、他の自治体でも様々な取り組みを行っております。せっかくアイデアがあっても残念ながら資金がなく、起業、創業を諦めているケースも多々あるかと思っております。現在策定中の町の第6次総合計画の中でも起業、創業支援策に向けて新たな取り組みを進めていくことを考えております。今後、商工会や金融機関に寄せられる起業、創業の相談事項や他市町村の成功事例などを基にして、融資保証料の助成、新たな補助制度など、どのような政策が有効で実現可能なのか十分検討してまいりたいなというふうに考えております。

以上であります。

(教育長 安中長市君登壇)

教育長(安中長市君) おはようございます。それでは、中野議員の質問にお答えいたします。

地域学習センターの厨房の活用についての質問ですが、令和3年3月にオープンした地域学習センターは図書館機能を有し、サークル活動や地域づくり活動など様々な活動が行える施設として、オープン以後、多くの方から利用していただいております。保健所に確認したところ、議員のお考えのような通常のカフェ経営をすることになると、営業許可が必要になります。ところが、営業許可を取得すると、5年間同じ目的でしか使用できず、原則営業許可を取得した人の管理下に置かれることになり、ほかの方への施設の貸出しができなくなってしまいます。常設のカフェについてご提案をいただきましたが、多くの町民から利用していただきたく整備した施設でありますので、一般の利用が制限され、特定の事業者が運営する施設になってしまいますので、カフェの運営につきましては考えておりません。

それから、厨房のこれからの利用状況とこれからの方向ですけれども、今厨房のほうは町地域おこし協力隊の方に何回かご利用していただいておりますし、子ども食堂の考え方での借用がありました。今後も多様な活動を期待しているところです。

以上です。

6番(中野和美君) では、2回目の質問をさせていただきます。

まずは、起業者応援事業についてです。五泉の起業者応援事業というのは、ここへホームページを出したのがありまして、多少の制限がありますが、私が1回目の質問の中で取り上げました五泉では、農業、林業、漁業、狩猟が補助対象外になっているのです。それではなくて、やはり田上におきましては農業、林業、漁業、狩猟も応援するのに含めてはどうかと私は思っております。

そして、田上町のホームページには、若い方々にスローライフの提案がされています。それには生活基盤となる仕事や生きがいが付随してきます。私も田上町の環境がすてきだなと感じ、25年前に田上町に移り住んでまいりました。そんな田上町を多くの方に知っていただきたいですし、夢をかなえながら田上町への定住促進、開業率の向上、ひいては産業の活性化につながってほしいと考えております。ぜひ、今後の町の未来に向けた若者への施策を取り入れていただきたいと思い、今足元にある課題は山積みですが、現在の施策とともに町民にチャンスや背中を押す、支援する施策をともに考えていただきたいと思います。町長、今の回答の中で、第6次計画の中でもそういうのを取り入れていきたいということで大変期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、地域学習センターのことに参ります。教育長からは、そのような回答が来るのだろうと推測しておりました。カフェとして厨房を利用したらよいのではないかという考え方は、今後の田上町の地域学習センターの利用方法を検討していく中で、また視点を変えた利用法でもあるので、施設利用の突破口になるのではないかと考えています。私が利用したことのあるカフェを併設する図書館といいますと、豊栄図書館、十日町図書館、新潟市の中央図書館、あと県立図書館は今新型コロナウイルスの関係でカフェはお休みしているそうですけれども、そのような図書館がございます。ゆっくりと本を読みながら、一日、お昼をかけて過ごすにはとても素晴らしい環境であるなと私は感じていて、自然環境のいい、大抵図書館というのは環境もよくできていますので、勉強するだけではなく、本を読むだけではなく、軽食も楽しみながら、香りのいいコーヒーの匂いをかきながら過ごすという、充実した時間を過ごせるという場所では、とても素晴らしいことだと思います。これは缶コーヒーでは味わえないところだと思いますので、ぜひそのようなこともお考えに入れていただけたらと思います。

新型コロナウイルスの感染症の影響がありますので、今では営業形態を変えたり、テイクアウトをしたりしているところもあるそうです。豊栄と十日町では、通常であれば軽食や飲物を午前10時から午後4時まで提供しているそうです。貸し出しているのは厨房だけで、食事のスペースは共有スペースになっていて、カフェで食事を提供したのもそこで食べるし、自分で持ち込んできて、そこで食べるということでもいいそうです。

先ほど教育長もおっしゃいました営業許可なのですけれども、一応5年間許可は出ますが、5年間のうち、どうしても事業の関係でやめたりする人も出てきますの

で、5年間どうしても縛るということはないと思うので、それは事業者との最初の契約のことで5年間ということはお互いに融通が利かないものになってしまうので、それは状況に応じて相談するということがよろしいのではないかなと思っています。

しかしながら、営業許可を取ると、先ほど教育長もおっしゃいましたように、ほかの団体は使えないということになってしまいますが、田上町の町内に地域学習センターにこだわらず、厨房はよく考えてみたら幾つかあるのです。保健センターにも大きな厨房がありますし、田上のコミュニティセンターにもありますし、YOU・遊ランドの管理棟にも厨房はあります。そこで、今使っていらっしゃる地域おこし協力隊の方もそういうところを使ってもらう分には全然問題ないでしょうし、別に地域学習センターではなくてもよいのではないかと思います。そういうところを融通利かせてもらえば、どうしても地域学習センターを人に貸せないということはないと思います。

地域学習センターのオープンから半年が経過して、厨房は何回利用されてきたのでしょうか。その辺も分かると思うので聞かせていただきたいと思います。地元食材の加工や研究に利用していただきたいという意図で造られた、併設された厨房ですが、平日のお昼前後の時間を限定するなどして常設のカフェを運営するとしたら、地域コミュニティの一つとして、先ほども申し上げましたが、価値が上がり、地域学習センターの利用度や快適さも向上すると考えられます。そのように考えられませんかでしょうか。ここで教育長が特定の事業者が運営する施設を貸さないと断言するには時期尚早に感じております。そうは思いませんでしょうか。もう一度確認をお願いしたいと思います。

2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） 議員からは、起業者応援事業については2回目の質問というよりも、しっかり実行してくださいと、こういうことだろうと思うのですが、議員おっしゃられるとおり「道の駅たがみ」、本当に開業以来、町内外から大勢の方々から利用していただいて、本当にありがたいなと思っております。いろんな条件と申しますか、立地条件も含めて、そういうことで賑わっていただいているのだろうと思います。町外に田上という町をこれだけPRできることというのは、かつてはなかったらろうと思っています。そういう意味では、「道の駅たがみ」が情報発信基地として、これからいろんな意味で可能性を秘めているなということで、本当にせっかくそういうステージができた、これを何とか活用していかなくてはならないなと、こう思っております。そうした中で、今回の「道の駅たがみ」がこれだけ賑わってい

る中で、町外の方々から何か田上で仕事をしてみたい、また田上に移住してみたい、そういう方々もこれから出てくるかと思うのです。そういうときに、今議員のおっしゃられた応援事業、これをしっかりとやっていくことによって、そうした町外の方の移住促進、定住促進が進んでいくのかなというふうに考えておりますので、やり方はいろいろあるのだらうと思います。五泉の例とかもお話しいただきましたが、これからしっかりとどういう支援ができるのか、その辺も含めて研究して、前向きに実行していきたいなと思っております。

教育長（安中長市君） 中野議員の2回目の質問についてお答えいたします。

あそこの厨房は、一番使われるというふうに私どもが考えていたのが地域の特産物の開発なのです。タケノコとか梅とか業者がいろいろ出しているところもありますが、また違うことでどうにかいいものができるかなと、地域のそういったボランティアに近い団体もおりますので、そういう方々が使っていただければありがたいなと思ったのですが、残念ながらこのコロナ禍の中、なかなかそういう使い方はありません。その中で、先ほどもお話をしました地域おこし協力隊の方が何日か使っていていただいています。これからも使いたいと言っていますので、これに刺激されて、またほかの方も使っていただければいいかなと思っていますし、中野議員ご存じだと思いますが、もちろん子ども食堂の考え方で使っていただいたのは、大変いい方向だなというふうに思っております。大変場所が限られているところで、あそこで1つ常設のカフェをつくると、ほかのところがなかなか回らないということもあります。一つの考え方としてはお受けいたしますが、なかなか難しいかなというふうに思っております。

以上です。

6番（中野和美君） まずは支援事業についてなのですが、ありがとうございます。町長、その方向でぜひ頑張ってくださいと思います。ホームページであのようにスローライフのことを宣伝しておりますので、あれは完全に若い人向けだと思うのです。その中には農業だったりカフェのオープンだったり、田上に住んでいてこんなスローライフを楽しんでいるよというようなすばらしいDVDになっておりますので、それに伴った整合性のある町長の施策であってほしいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

そして、地域学習センターなのですけれども、先ほど2回目にも私お話ししましたけれども、今のところそういう貸出しの仕方は考えていないということですがけれども、臨機応変に、できればもうちょっと頭を柔らかく、いろんな方向から考えて

いただきまして、教育委員会、いろいろなやることがたくさんあって、私も申し訳ないと思いつつも提案させていただいているのですけれども、ぜひ頭を柔軟に動かしていただきまして、考えていただきたいと思います。それも町民の福祉、利便性につながることで私は考えていますし、生活の充実ということにもつながると考えています。そんなふうなゆったりした時間を過ごせる地域学習センターであってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、3回目の質問を終わります。特に答弁は必要ありません。

議長（小嶋謙一君） 中野議員の一般質問を終わります。

次に、12番、関根議員の発言を許します。

（12番 関根一義君登壇）

12番（関根一義君） 12番、関根でございます。一般質問を行いたいと思います。今回取り上げましたのは、通告書どおりでございますけれども、水道事業の経営戦略の策定に関して、それから2点目はこれから審査が開始されますけれども、令和2年度予算編成方針の決算における総括的評価について、以上2点でございます。

まず、第1点目の経営戦略の策定に関してでございますけれども、既に8月6日の総務産経常任委員会で説明がありました。水道戦略は、平成25年度の総務省通知に基づくもので、その中には水道事業の持続的な計画のための方策として、水道事業の広域化の推進、民間の活用の積極的な検討が盛り込まれております。私は、こうした国の水道戦略が個別自治体の水道戦略として導入されるとすれば、国民生活に大きな影響を及ぼすものであり、看過できないという立場であります。したがって、公営企業として水道事業が将来にわたって安定して継続するために、町の水道戦略策定の基本に関わる事項について、以下の点に関して改めて町長の見解を伺いたいと思います。

既に総務産経常任委員会の中で議論がされて、主管課長の見解が述べられておりますし、過日説明のあった経営戦略について、加筆、修正がなされて配付されておりますけれども、あえて私がここで取り上げたのは、水道事業の経営戦略については総務産経常任委員会の議論にとどめてはならないという強い意思を持っているからです。したがって、主管課長の答弁等々に重複する点はありますけれども、改めて町長の見解を本会議において求めるというものでございますので、町長はそのような受け止めをされてご答弁をお願いしたいと思います。

まず、第1点でありますけれども、策定の議論の中で、事業の公設公営を前提にすべきとの意見が出されました。この意見を踏まえて、過日経営戦略が加筆されま

した。これに対する主管課長の答弁、先ほども紹介しましたがけれども、公設公営が保てるよう努力するという見解が示されました。先ほども申し上げましたがけれども、改めて公営企業管理者たる町長の見解を伺いたいと思います。

2点目でありますけれども、水道戦略は策定期間を10年としておりますけれども、水道戦略第1章、1番、経営戦略策定の趣旨に、先ほど来何回も紹介しておりますけれども、加筆された内容は、「持続可能な公設公営による水道事業を目指します」ということが追記されました。そこであえて伺いますが、持続可能とは将来にわたって公設公営の姿勢を堅持すべきであります、この点に関しましても町長の見解を重ねてお伺いいたします。

3点目ですが、町のホームページによれば、水道事業の広域化等について、現在新潟市を中心とした広域化を見据えた会議を実施し、検討しているという紹介があります。経営戦略上の大きな柱ともなっているのかも分かりませんが、水道戦略における位置づけをどのように捉えているのかお伺いをいたしたいと思います。

4点目です。先ほど私の見解を申し上げましたがけれども、水道戦略は議会の承認を必要としないという形で取り扱われておりますけれども、しかし、一方で水道戦略は住民生活に大きな影響を及ぼしかねないというものが潜んでいるというふうに私は思っております。したがって、町民への周知がどうしても必要であろうというふうに考えますが、町民への周知はどのように考えておられるのか所見をお伺いしたいと思います。

第2点でありますけれども、令和2年度の予算編成方針と令和2年度の決算における総括的な評価を町長にお伺いしたいと思います。決算審査の事前審査にならない範囲で基本的な捉え方について、町長に伺うものであります。

ところで、ひもといってみますと、令和2年度の予算方針は次のようにうたっております。当町の財政は、比較的健全性を維持してきた。しかし、今後は下水道事業の再開、防災行政無線等の需要が控え、歳出規模の大幅な拡大が想定されている。今後は、安定した財政管理に資するため、既存の各種事業の必要性や適正規模などの検証、見直しを行うというのが予算編成上の方針としてうたわれておりました、私はここに注目をし、このような方針がどのように決算に反映されているのかという点について伺いたいと思います。私は、この予算編成方針を町長がうたっておりますけれども、新たな時代の始まりとする時代認識として受け止めてまいりました。そうした立場から、決算審査に当たり、あらかじめこの間の議論を踏まえた令和2年度決算の実効性と総括的な評価について町長に伺うものであります。

1点目ですが、歳入の当初見込額に対して、いろんな議論を経て、歳入不足への対応に関する議論を行ってまいりましたが、決算時の歳入不足の対応措置について町長の評価を伺っておきたいと思います。同時にこのような質問をする背景に、私は国の特例措置があるということについて認識をしております、そのような質問をするものでありますけれども、国の特例措置とは税収落ち込みに対する補填措置として交付税措置がやられるという中身になっています。果たしてその実効性が認められるのかどうか、いささか疑問な点がありますので、町長の評価を伺いたいと思います。

2点目ですが、これはいろんな立場で私も発言してまいりましたし、議会内においてもそのような議論もなされてまいりましたけれども、既存事業の必要性や適正規模等の検証見直しというものが令和2年度の予算編成方針にうたわれております。決算を明らかにするに当たって、その評価を町長に伺いたいと思います。

3点目ですが、町長は令和2年度予算を令和時代の新しいまちづくり予算というふうに名づけました。私は、その特徴として、先ほども議論が若干ありましたけれども、地域おこし協力隊の導入といいますか、それと現在はコロナ禍における社会的な影響によって一時中断されていますけれども、東京藝大との連携事業が計上されました。本来であれば、この2つの令和時代の新しいまちづくりとして位置づけられる事業は、田上町のまちづくりに大きなインパクトを与えるであろうという期待がありました。まだ1年、2年しかたっておりませんので、評価をするにはまだ十分な時間が経過していないという側面もあろうかと思っておりますけれども、今ここで町長が評価を明らかにすることが極めて大切なことと思っておりますので、町長の評価をお伺いしたいと思います。

4点目ですが、これは私が過去に何回か提起している中身でございますけれども、予算編成の過程でも私は提起してまいりました。公債費の増加に伴う減債基金の活用を提起しましたが、議論が具体的には進展しておりません。そもそもの活用の在り方について、私の問題意識と執行側が捉えているところの減債基金の在り方にある意味では乖離があるのかも分かりません。したがって、私の提起した減債基金の活用についてどのように認識され、対応したのかということについて町長にお伺いいたします。

5点目も過日何回か議論した中身でありますし、令和3年度予算編成に当たってもいろいろ議論させていただきまして、町長の明確な方針も示されておりますけれども、あえてここにおいてもお伺いしたいと思います。臨財債の問題であります。

地方交付税を補完する時限措置とされていますが、その時限措置が年々延長されていますけれども、私は将来的な人口減少を見込むとき、赤字公債として位置づけられる臨財債は町の財政を圧迫する、そういうふうに指摘をしてまいりました。どのような形で圧迫するのかという点について、令和3年度の予算編成における議論の際、町長の見解が述べられまして、私もそのように捉えておりますけれども、改めて令和2年度決算時における臨財債についての町長の評価を伺っておきたいと思えます。来週以降、決算審査が行われますけれども、本日提起いたしました基本的な評価について伺って、さらに個別的な議論に参加をしていきたいと思えますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

以上、1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、関根議員の質問にお答えさせていただきます。

はじめに、水道事業の経営戦略の策定に関しての質問にお答えいたします。1点目の公営企業管理者である私の見解は、担当課長同様に公設公営が保てるよう努力する考えであります。水道事業につきましては、川船河浄水場へのろ過器の設置、羽生田浄水場の改築などに加え、人口減少の影響により給水収益が落ち込む中、決して余裕のある事業会計とは言えませんが、安心・安全な水を供給していくためにも公設公営を基本として経営努力を続けてまいります。

2点目の将来にわたって公設公営の姿勢を堅持すべきとの議員のお考えに対する私の見解でありますけれども、町民の生命を維持する上で大切なライフラインである水道の供給は、公設公営での事業運営を守り続けていかなければならないというふうに考えております。経営戦略の中でも記載してあるとおり、諸外国においては水道事業を民営化したものの、料金高騰や水質の悪化などを招き、再び公営化に戻るような事例もあります。また、民営化ということになれば、トータルコストの削減を図り、合理的な事業運営に転換される考えから、場合によっては町内業者の受注機会の減少につながることも予想されます。このようなことから、持続可能な公設公営での水道事業を守り続けることに努めてまいります。

3点目の水道事業の広域化についてであります。急激な人口減少や施設、管路の老朽化等に伴い、国内の水道事業が急速に厳しさを増していく中で、国は中長期の経営見通しに基づく経営基盤の強化を進めるため、水道広域化推進プランを令和4年度末までに策定するよう各都道府県に対し要請をしております。新潟県におきましても、県内各ブロック別に広域化に当たっての会議が開催され、当町も参加を

いたしております。これまで市町村合併を機に水道事業の統合が進んでいる中で、近隣市町村とのさらなる事業統合は難しい問題だというふうに感じております。施設の保守管理及び水質検査等の一括発注、薬品など資材の共同購入などの面において広域化による業務が考えられます。ほかに、危機管理の面から市町村間の末端配水管の接合なども考えられます。事務効率の改善やコスト削減につながる業務につきましては、今後県のブロック別の会議を重ねた中で、実施可能な業務があれば経営戦略へ追記し、経営基盤の強化につなげてまいりたいと考えております。

4点目の経営戦略の町民への周知についてはです。議員おっしゃるとおりでありまして、町としても広く町民の方へ周知する必要があると感じております。既に町のホームページに掲載をいたしております。皆様から御覧をいただき、ご意見等を踏まえ、今後の計画の見直しにおいては参考にしていきたいと思っております。

次に、令和2年度予算編成方針の決算における総括的評価についての質問にお答えいたします。1点目の決算時の歳入不足への対応措置に対する評価についてであります。令和2年度におきましては、新型コロナウイルスに関する様々な事業への取り組みや除排雪費用等、例年になく大きな歳出予算の支出がありましたが、これらに関連する経費につきましては、国からの特別交付税の増額、交付金等において措置をされたことや、例年では認められていない税や各種交付金への減収補填債の発行が認められたことによって、結果として財源不足は解消されただけでなく、財政調整基金への積立ても行うことができました。議員もご承知のとおり、町の歳入は依存財源の占める割合が多いわけでありましてけれども、活用できる補助金や交付金を利用した結果、最終的には実質単年度収支も黒字となったことから、十分評価をしていただけるものと考えております。

2点目の既存事業の必要性や適正規模等の検証、見直し方針についてであります。令和2年度当初予算編成時におきましては、見直しができたものは特別なく、また、令和2年度事業実施の際の見直し等においても新型コロナウイルス感染症の影響から事業自体の実施ができなかったことなども多かったことから、特に評価できるようなものはありません。なお、令和3年度当初予算編成では、一部の課において十分に評価できる見直しも行っており、その内容については3月議会の予算審査特別委員会でご説明をしたとおりであります。

3点目の地域おこし協力隊と東京藝術大学との連携事業に関する評価であります。地域おこし協力隊については1名の方が昨年10月に着任し、間もなく1年となります。この間、新型コロナウイルスの感染症拡大の影響もあり、限られた活

動とはなりましたが、機会を捉え、議員の皆様をはじめ町内の様々な業種や取り組みを行っている方々とお話を伺い、まず田上町を知り、人脈づくりに向けた1年であったかなと思っております。その活動と並行して、町の産物の特産化の可能性として、タケノコや梅などについて調査し、大学連携を活かした製品化の可能性も探っております。また、自身でも農作業を行い、間伐した竹の活用方法の研究にも取り組んでおります。協力隊としての任期は今後2年間ですが、最終的な目標は田上町での起業を目指しております。引き続き町の産業振興事業に参加をしていただくとともに、起業、創業の面で支援してまいります。

なお、地域おこし協力隊につきましては、田上町に興味、関心があり、地域の活力となるような方を引き続き募集してまいります。

東京藝術大学との連携につきましては、令和元年度にある程度テーマが固まり、令和2年度から取り組みを開始する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により活動が大きく制限されてきました。場所が東京と田上ということ、素材は田上町にあることなど、大学側でも学内でやれることはやってきましたが、田上町で行う活動がメインであり、多くの学生などから来町していただき、町の方と一緒に作業等を行うことを企画していたことから残念でなりません。令和3年度は、原材料の石を大学に送り、石の材質や作品とする場合の課題等について研究しております。新型コロナウイルスの感染が急拡大している中、連携の進展は困難な状況となっておりますが、取り組みを継続し、感染症が一定程度収束した段階で改めてスケジュール等を見直す必要があると考えております。こうした閉塞した状況の中でこそ、外部の力や芸術といったものが持つ力は大きいと思います。また、町の活力やブランド力の向上にも寄与するものと考えております。

4点目の減債基金の活用についてであります。以前から議員からは本来の目的に沿った運用を行うべきとご指摘をいただいております。令和2年度のまちづくり財政計画の説明の際にも町の考え方をお示しいたしましたが、今後公債費が増加傾向となることから、令和4年度当初予算編成時には減債基金の繰入れを行う予定としております。

最後に、臨時財政対策債の発行についてであります。令和2年度の借入額は、対前年度比較で若干減少となりました。3月議会の一般質問の際にも答弁をいたしましたが、私自身、本来は交付税で全額措置すべきものであるというふうに考えております。一方で、借入れしなくてもよいのかということ、そういう状況ではありません。借入れの償還額につきましては、全額交付税措置を行うこととなっているこ

とから借入れをしたわけでありますが、この点については評価というよりも、やむを得ないものというふうに感じております。議員ご指摘のとおり、赤字公債の性格を有することが懸念されますので、引き続き町村会を通じた要望や交付税の見直しに係る調査等において本来の形に戻すこと、すなわち交付税で全額措置するべきであると要望していきたいと考えております。

以上でございます。

12番（関根一義君） 町長から答弁をいただきました。水道事業の経営戦略に関して、町長答弁を一言でいえば、公設公営の運営といたしますか、を基本として堅持していきたいという見解が述べられたというふうに私は受け止めました。過日の総務産経常任委員会においても主管課長がそういう方向性を示しておりました。執行側の強い決意を了として私も受け止めて、これからの水道事業の健全な在り方について議論は展開していくべきだろうと、こんなふうに思っております。明快な答弁、私は自信を持って町民の皆さんにお知らせしてまいります。

次に、予算編成の方針の決算における総括的評価について何点か伺いましたけれども、1つは国が特例措置として各地方における税収減に対して補填措置を行うという方向を示していますけれども、その措置の仕方が地方の切実な訴えとかけ離れて、また、交付税措置だとか、包括的交付税に入れてしまって措置をするのだとか、それから地方債を特例として認めるだとか、こういう方向で出てきているということは非常に残念であります。地方の財政実態の悲痛な訴えが国に通じていないということについて強く感じます。

過日、県知事は、県議会の財政委員会のところで述べておりましたけれども、問題は各地方に配分実態を示すことが必要なのだということが花角知事から述べられておりました。私もそのことが大事なのだろうというふうに思います。コロナ禍における税収減は、将来的には私たちは人口減少に対する税収減が大きな課題でありますけれども、近々における税収減というのは、コロナ禍における税収減がそこに想定されてくるということからしたら、県知事のそのような見解というのは大事にしなければならない、こういうふうに私は思っております。さらに、町村会等において町長が地方の議論の実態について、国に反映するように努力していきたいという答弁いただきましたけれども、そのことについては町長にお願いする以外ありません。しかし、私たちの財政状況について、国がなぜもっと実態把握をした政策を打ち出さないのか、ここについて強く訴えることが必要だと、こんなふうに思っております。

次に、答弁いただきましたけれども、減債基金についてであります。来年度予算編成時に公債費の増加に対する繰入れを考えているのだという答弁をいただきました。しかし、一方では、これは我が庁内において、庁内というのは庁舎内において、執行部内において、そういう見解があるのかどうかというのは私も定かではありませんけれども、私に聞こえてくるのは、関根が言っているような、そういう減債基金の運用は禁止手ではないかということが聞こえてくるわけです。そして、いろいろニュースを見たり、各地方の自治体がどのような運用をしているのかということについても勉強してまいりましたけれども、なかなか私が求めているような運用はなされていないというのが現実だと思えます。

ところで、最近突如として賑わしております京都市の財政破綻状況が近々来るのだというのがありました。その中で、私が危惧しているような見解が出ておりました。私たちでいう減債基金ですけれども、京都市などでは減債基金という表現は使っていませんけれども、そのような減債に対する基金について運用することは、将来に禍根を残すのだというふうな見解があるようであります。減債基金というのは、町債、地方債の返還が行われる場合、そこにおいて活用するのだというのが基本だというのが見解のようでありますけれども、私はそのように捉えていないのですが、そんな声が聞こえてきます。

そこで、町長に再質問でお伺いしたいのは、禁止手というふうな批判をいただいているようなことでもありますけれども、町長はどのようにお考えかお聞かせください。私はそのように捉えていませんから、執行当局が示した令和4年度当初予算編成時において減債基金の繰入れを行う予定だということについては、私は了とします。一方で、そのようなことについて危惧がありますので、町長のお考えがあればお聞かせください。

それから、臨財債ですけれども、これは町長も明確に答えていますから、ここで議論をする必要性はないと思えますけれども、しかし、臨財債に対する佐野町長がどのような見解を持っているのかという点がなかなか町民には伝わりません。私は、町長の見解はよしとしながら、これは執行当局の町長に委ねるだけではなくて、私たちが国に対する発信をしなければならないというふうに私は思っております。ぜひこの点については、引き続き町長の努力を強く要請しておきたいと思えます。

なぜこんなふうにこだわるのかということですが、私たちが町の財政展望を考えるときには、中長期的に捉えることが大切だという理論を3月予算編成の当時における議論も行ってまいりました。ところで、国が地方を支援するやり方にお

いて、逆に地方の財政が圧迫されてくるのだということの問題点がなかなか解消されません。国の補助事業などについてもそう。これは必要枠ですから、補助事業を積極的に捉えて国の補助を求めるとするのは当然のことですけれども、そのことが安易に行われると財政圧迫につながっていくのだという、このところが矛盾なわけです。ですから、町の財政を語る時には十分注意をしなければならないことですが、そのような点についても踏まえた中で、町長に財政に関する取り組みについて強く要望しておきたいと思えます。

以上、私の感想も含めまして2回目の質問を終わりますけれども、町長からコメントがあればいただきますが、総体的に町長答弁を了としていますので、そのような立場から再答弁があれば伺いたいと思えます。

以上です。

町長（佐野恒雄君） ありがとうございます。令和2年度の国から、県からの交付税措置、そうしたものが確かに実態に伴わない措置になっている、このことは確かに議員おっしゃるとおりだと思います。そういう点は確かにあるかと思えますし、また、それらにつきましては機会を見て、町村会等を通じた中で予防していければなというふうに捉えております。

それから、減債基金、この問題でありますけれども、減債基金については議員が庁内の中で禁じ手と言われているというふうなのが私は理解できないところがありますので、その辺は財政課、担当課のほうから、もしだったら答弁をさせていただきたいと、でよろしいでしょうか。

（分かりましたの声あり）

副町長（吉澤深雪君） ただいまの減債基金の議員の質問の中で、多分趣旨は、本来減債基金の目的というのは、主要な目的は繰上償還と、そういう場合に備えての基金だということで捉えております。禁じ手というか、それをこれからの財政需要を踏まえた中で、計画的に毎年財源として繰り入れていきたいということで考えておりました、そういう形で昨年提出しました財政計画にも上げておりますので、そういう意味ではせっかくある減債基金というものを有効活用して、今後財政運営を進めていきたいということで考えておりますので、お願いいたします。

議長（小嶋謙一君） 関根議員の一般質問を終わります。

次に、9番、熊倉議員の発言を許します。

（9番 熊倉正治君登壇）

9番（熊倉正治君） それでは、一般質問をさせていただきます。休憩があるのかなと

思っていたのですが、ないようでございますので。

私、今回は職員の人事行政ということで、職員のことについてお伺いをしていきたいとは思っておりますが、今この9月議会は決算議会ということでありますので、令和2年度の決算、どのように事業執行がなされたかということの議論が主であります。その中で今一番問題になっているのは、新型コロナウイルスの関係であろうと思います。昨日も少しネットを見ておりましたら、新型コロナウイルスのワクチン接種の状況が速報で出ておりました。県全体では、65歳以上は1回目で91.9%、2回目で90.6%ということで、この辺の数字は多分、分母のほうは住民基本台帳の数で出るのだらうと思いますが、正確な数が担当課の保健福祉課としてもあまり把握できていないのかなというふうに思いますが、県のほうはそういった速報を流しておりました。それで、これは65歳以上を今ほど申し上げますが、12歳から64歳までの1回目は、これ3ランクか4ランクぐらいの区分けになっているのですが、大変アバウトな区分けになっていましたが、田上町は55%以上のランク、一番上のほうには入っていました。10町村全てこの中に入っていたようでありますが、2回目が35%以上のランクということで、これも一番上のほうに田上町は入っておりましたので、これすらも医療従事者の力もあろうかとは思いますが、職員の力によって多少の混乱はあったとしても、着実な新型コロナウイルスのワクチン接種ができていったのかなというふうに私は考えておりますし、そういう面では評価をしたいなというふうに思います。

それと、町のほうの新型コロナウイルスの対策であります。議会のほうも提案や提言も行って、一緒に事業を進めてきたという認識を私は持っておりますが、定額給付金が一番令和2年度では大きい事業なのだらうと思いますが、町のそういった定額給付金も含めた事業、新型コロナウイルス対策としては21事業あって、予算の執行額としては14億6,000万円支出をしているという、これは後で決算委員会の中でも議論にはなろうかと思いますが、そのうちの11億5,000万円ほどは定額給付金ということで、町の事業としては3億数千万円という事業にはなろうかと思いますが、これすらも職員が、議会もそうでありますけれども、先頭になってこの事業を進めてきたという結果なのだらうというふうに私は思いますので、そういったことも評価としてはあるのかなというふうに私は思っております。

余計なことを申し上げましたが、本題に入りたいと思います。人事院が今年2月に行った、全ての国家公務員の一般職、およそ28万人が対象だそうではありますが、意識調査を行って、その約2割に当たる6万人から回答があったということで公表

されてきました。これは、NHKのニュースで6月頃だったと思いますが、放送されておりました。調査は、職場環境や報酬などの現状を5段階で評価する形式で行われ、この中では、業務量に応じた人員配置について4割以上の方が否定的な評価を行うなど、業務の過重が依然問題となっている実態が明らかになったと。このほか多くの職員が、業務を通じて自身の成長を実感したり、将来のイメージを描いたりすることが難しいと感じているということもうかがえるとしています。これは国の調査でありますから、当町にそのまま当てはまるとはもちろん思っておりませんが、地方自治体にあってもその傾向は多少似通っているのかなというふうに私は思っております。

そこで、今回の一般質問では職員の人事について質問を行うわけではありますが、もちろん人事権は全て長にあるわけでございますので、私のような議員が何を言おうと、どうこうなるものではないとは承知の上で申し上げるわけでありまして、今在職をしている全ての職員を個々に評価をして、どうのこうのと申し上げるものでもありませんので、その辺は認識を共有した上で答弁をお願いをしたいというふうに思います。

町においては、今ほども申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、感染がさらに拡大しております。通常業務のほかに新型コロナウイルス対策等の業務もあり、職員のストレスも大きいものと思っておりますし、少子化や人口減少による町そのものの維持継続に向けたまちづくりの対策も以前とは全く違う対応も迫られている現状にあらうかと思えます。このような状況の中で、町を維持、継続、発展させていくためには、町行政の最前線を担う職員の人財確保が最重要課題であらうというふうに思います。町長は、これに対してどのようにお考えか、まずはお伺いしておきたいと思えます。

それと、人事行政の運営等の状況ということで、これは前年「きずな」やホームページに報告もされています。この中で、人財確保という意味合いであります。職員の競争試験と選考の状況が示されておりました。令和元年度、これは令和2年の採用ということになるかと思えますが、それぞれの職種合計で24人の受験者のうち合格者は3名ということで、約8倍ぐらいの競争率ということになるのでしょうか。以下、平成30年、平成29年、平成28年とそれぞれ表にしてみました。ほぼ見ると8倍、9倍、10倍近い倍率で職員の選考が行われているというものが分かりました。職員採用に当たっては、職種によって欠員があれば募集を行って選考を進めるわけありますので、毎年同じ募集をするということはないわけありますし、

条例による職員定数、現在121名に合わせた採用にもなっていると思いますが、応募状況を見ればかなりの倍率で選考もされています。しかしながら、その中で昨年はお一人、今年も年度の途中に入ってから1人、ごく若い職員が退職をされていくという事例が見られます。難関を突破して採用され、これから町の行政を推進していく有能な人財に育ててほしい人財であったと思うのは私だけでしょうか。職員採用に当たっては公平、公正に募集や選考を行うことは当然であります。町として将来の行政組織を担う人財としてどのような観点から選考、採用を行うのか、その辺もお聞きをしたいと思います。

また、人事行政の中で分限処分の状況というものも出ております。分限処分という言葉は悪いですが、主には病気休暇ということでもいいのだらうと思いますが、その状況も示されていました。令和元年度は、件数は1件ということですが、これは1人というふうに見ていいかと思いますが、令和元年度1人、平成30年度2人、平成29年度1人、平成28年度3人、平成27年度2人ということで、心身の故障によって病気休暇や休職を行ったものであります。体の外傷によるのは別として、一番危惧されるのは心の病と言われる病気だらうと思いますが、ほぼこの件数は心の病と言われるものであらうと思いますが、これも行政運営の重要な部分を担う職員が長期にわたって職場を離れるというのは、その職場にあっては大変なものであるとともに、町にとっても大変な痛手であります。人事院の調査でも業務の過重な負担が問題といった指摘も出ております。職場における人間関係も要因としては挙げられます。こういったことが病の原因になっていないのか、職員に対してどのような対策、対応を行っているのかお聞きをしたいと思います。

以上、1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、熊倉議員の職員の人事行政についての質問にお答えいたします。

はじめに、町行政の最前線を担う職員の人材確保についてのお尋ねですが、人材といえば人に材料の材を用いる場合が一般的であります。今回は議員からはあえて人に財産の財を用いて質問をされておられます。人は、会社の経営資源における貴重な財産であるというような意図であると感じたところであります。一般的に経営資源とは企業経営に必要な要素や能力のことを表し、人、物、金の3つの要素が重要であると言われており、そのほかに情報や時間なども含めて4大経営資源、5大経営資源などと呼ばれているようであります。その中でもこれらの要素をうまく活

用するためには、人の力が一番重要であると言われております。このことは行政運営でも同様であり、議員ご指摘のとおり、町の発展には職員の人財確保が最重要課題であるとお考えに全く同感であります。そのためには有能な人財を確保し、育成し、持っている能力を最大限に発揮できる環境を整えることが私の使命であるというふうに考えております。

次に、職員採用についてどのような観点から選考し、採用するのをお尋ねでありますが、町で作成しております定員管理計画に基づき、退職等による欠員の補充を基本的な考え方としておりますけれども、新たな行政課題などの業務量も踏まえ、必要に応じて退職者の有無にかかわらず採用を行うこともございます。職員採用の選考に当たりますとは、一次試験として教養試験、専門試験、性格特性検査などの筆記試験、二次試験として面接試験を実施することで町の職員としての能力、適性を判断し、採用者を決定しております。議員ご指摘のとおり、近年若い職員が退職する事例もあります。それぞれに事情もあり、やむを得ない面もあるわけですが、これからの活躍を期待していただければ、非常に残念でなりません。

最後に、心の病への対策についてお尋ねでありますが、メンタルヘルス対策といたしまして、職員自らが行うセルフケアと職場で行うラインケアを実施いたしております。セルフケアといたしましては、労働安全衛生法に基づくストレスチェックの実施により、職員自らがストレス状態を把握し、体調管理に努めるものであります。ラインケアといたしましては、管理監督職においては市町村共済組合主催のメンタルヘルス研修会に参加させるとともに、日常の業務や人事評価による個人面談などの場を通じて課員、係員の体調を把握し、予防や早期発見に努めております。また、私自身といたしましても、令和2年度より定期的に全職員と懇談する場を設け、職員の声を直接聞き、また風通しのよい職場となるように職場環境の向上、改善に取り組んでまいったところであります。

以上です。

9番（熊倉正治君） ありがとうございます。人財確保の関係は、町長とは認識は一致をしているのだらうと思いますから、あえてその部分は申し上げませんし、有能な人財を育てていくのが責務という答弁もありました。ぜひ、そういうことで職員を育てていただきたいなというふうに思います。

それと、職員採用の関係ですが、こういう言い方をするとなんですが、公務員だから募集すれば、黙っていれば何十人も来るから、その中から選考して選べばいいというのは、それはそのとおりだと思いますが、その中でいかに有能な人財を発掘

して、採用していくかというのも、管理者としては一番重要な問題なのだろうと私は思います。人が人を評価するというのは、私もなかなかそうはいいましてできませんが、ぜひ町に採用されれば、ほぼ皆さんは60歳、今後定年が65歳まで伸びるのだろうと思いますが、四十数年間勤めていただくということになるのだろうと思います。そういう優秀な人財をこれからも育てていかなければ、この町自体が、議員もそうでありますけれども、維持継続ができないということになるかと思えます。寒い北のほうの市では、財政破綻をしたら中枢のこれから市を引っ張っていかねばならないような職員がそろそろ辞めていくとか、また、ごく若い職員も展望が見いだせないということで辞めていくというような、そういう報道もなされていきました。そうなっては困るわけですから、ぜひ、町の維持継続のためにも優秀な人財をぜひ発掘をしていただきたいというふうに思います。そういった意味で、改めてその辺も町長からお聞きをしたいというふうに思います。

それと、分限処分の関係ですが、私、平成28年3月議会でも同じような質問をいたしました。公務員ですから、病気休暇で休んでいいというか、どこの、民間でもそうだとはいいますが、体調が治って復帰してきても、また病気になるというような人もいました。そういう意味でいうと、メンタルの部分をどういうふうにしていくのかというのは非常に難しい面もあろうかと思えます。私もそういう職員から相談を受けて、話も聞いてみました。よし、今日は仕事に行こうかということで役場に来るのだそうですが、この役場の建物を見ると具合が悪くなる、職場には出られない。家にいても少し電話が来ると、電話番号を見ると役場の番号だと、もう電話も出たくない、話もしたくない。それはそういう弱さも持っているのしょうから、なかなかどういうふうに治していけばいいかというのも難しい面もあろうかと思えますが、たしか公務員職場でも50人以上のところであれば、産業医と衛生管理者を選任しなければならない。当然選任はしているのだろうと思えますが、その辺がどうなっているのか、改めてお聞きをしておきたいというふうに思います。

2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） ありがとうございます。有名な武田信玄の人は石垣、人は城、人は堀という言葉がございます。どんなに立派な建物、組織であっても、優秀な人財、そこにいろんな仕事をする人財が育っていなければ駄目だということで、人は石垣、人は城、人は堀という言葉、本当に私はそのことをしっかりと胸の中に刻んだ中で、採用試験等にも当たらせていただいております。なかなか筆記試験だけではもちろん分かりませんし、そういう中で面接をさせていただいておりますが、

20分、25分ぐらいの面接の時間の中で、果たしてどれだけその相手を理解できるか、なかなか本当に難しいなということを面接のたびに感じております。そういう中ではありますが、そうした中で選ばなくてはならないわけですので、そこはそれなりにいろいろなことを質問させていただいたりして、採用させていただいておるわけではありますが、それと同時に採用された中のその後の話も、これもまた大事な話です。当然優秀な人財と思って採用するわけでありますから、結局その後の指導といたしますか、教育といたしますか、そういうことも本当に大事なのだらうと思います。

そういうのはまたそうした研修とか、そういうところでまた磨いていってほしいなというふうに思うところもあるわけですが、それと同時に先ほど精神的な心の病といたしますか、そういう形でそれこそ採用させていただいた若い、1年、2年たたない中で、そうした事例が出てくるということに対しては、非常に私自身も責任を感じておりますが、そうならないためにも、先ほど1回目のお話の中でしてまいりましたが、職員たちと、特に若い人たちを中心にして職員との懇談会を持たさせていただいております。その中で、私が必ず最後に職員の皆さんにお話しするのは、これは私が町長という立場になったときから職員の皆さんにお願いしていることなのですけれども、職場はとにかく明るい職場でなければ駄目なのだと。明るい職場というのは、誰かが明るい職場にしてくれるのではないのだと、自分から一人ひとりが明るい職場づくりに努力してもらわなければ駄目なのだ、誰かがしてくれるのではないということ。そして、そのためにもそれこそ、そうすることによって風通しのいい職場づくり、これをぜひひとつお願いしたいということが一番最初に私がお話をしてきたわけなのですけれども、そうした職員との懇談会の中においても、そうしたことをいつも最後にはお願いをしております。そのことが一番いろんな条件といたしますか、いろんなことで辞められた職員の方がおられます。条件はそれぞれ違うのだと思いますけれども、職場の中における人間関係、これが一番大事かなというふうに考えておりますので、これからもそうした意味において職員の採用ももちろんそうですが、職員の働きやすい職場づくりにこれからも努めていきたいなというふうに考えております。

それから、先ほどの産業医の関係、それについては総務課のほうから担当。

総務課長（鈴木和弘君） 私のほうから産業医と衛生管理者の関係について報告させていただきます。

まず、町には衛生委員会ということでありまして、その中の総括は管理者として私になります。それから、衛生管理者は保健福祉課の保健師長が当たっております。

それから、産業医につきましては加茂のさくらクリニックの先生から産業医ということをお願いしているところでございます。

以上です。

9番（熊倉正治君） 蛇足のような質問を最後してしまうかもしれませんが、また人事院のアンケートというか、統計の中で国家公務員の総合職、キャリアと言われる部分ですが、令和3年度の試験の申込みは1万4,310人で前年から15%減ったと。5年連続で応募が過去最少というような言い方をされていて、原因は新型コロナウイルス感染拡大で大学生が地方の志向が強まって減少していると。だから、国、本省へ行くのではなくて、地方に戻っているという状況もあるよというようなことが出ておりました。そういう方々がこの町に応募をしてくれるか、くるかというのは何とも言いようありませんが、そういう方向もあるということも考えながら、ぜひ町長が言われるように有能な人財を確保して、育成して、持っている能力を最大限に発揮できる環境を整えることが町長の使命だとおっしゃっていますので、ぜひそういった観点でやっていただきたいなということで質問を終わります。ありがとうございました。

議長（小嶋謙一君） 熊倉議員の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時50分 再開

議長（小嶋謙一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番、高橋議員の発言を許します。

（13番 高橋秀昌君登壇）

13番（高橋秀昌君） 日本共産党の高橋秀昌です。私は、新型コロナウイルス感染症対策について、県央医療圏の医療を改善することと県立加茂病院を維持発展させることは一体であること、令和4年度の田上町予算編成で新たな政策の実現について、以上3項目について佐野町長の政治姿勢を伺います。

まず最初に、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。安倍、菅政権による1年半の新型コロナウイルス対策についてであります。安倍前首相が政権を投げ出したのに続き、菅首相も政権を投げ出してしまいました。安倍、菅政権の新型コロナウイルス対策の特徴は、1つは科学を無視する、2つは国民に説明をせず、聞く耳を持たない、3つ目は新型コロナウイルス対策に自己責任を持ち込む、そう

いう特徴を持っています。その1つ、科学を無視する菅政治では、医療崩壊を招くといってPCR検査を抑制して、日本中にウイルスを広げてしまいました。また、GoToキャンペーンでウイルスを拡散する。最大のウイルス拡散はオリンピックであることは誰も疑いのない事実ではないでしょうか。

その2つ目の国民に説明せず、聞く耳を持たないでは、菅首相が国会に報告すべき機会は今年1月以降19回もあったそうですが、首相が国会に出席したのはたったの2回だけ。国民が納得できる話は一度も聞けませんでした。そして、今、野党が憲法に基づく国会招集の手続を行っているのに、菅首相はそれを無視し、臨時国会を開こうとしていません。

その3の自己責任論の持込みは、菅政権は緊急事態宣言を4回発令しましたが、中小企業の命綱だった持続化給付金、そして家賃支援給付金はたった1回で打ち切りました。医療機関への減収補填を拒否し続けています。個々の人々の努力ではどうにもならない感染症対策なのに、自助という言葉で自己責任論を持ち込んできたのであります。このような政府の姿勢では、いつまでも新型コロナウイルスの封じ込めはできないし、さらなる感染力が強いウイルスの変異株が出ることは必至ではないでしょうか、佐野町長の所見を伺います。

2つ目に、ワクチンの普及と同時にPCR検査等、検査の爆発的な拡大が急務ではないかということについて伺います。田上町は、7月末までに65歳以上の住民の2回目のワクチン接種が行われ、64歳以下の接種の準備が順調に進んでいたのに、突然ワクチンの供給が予定どおり来ないという事態となっています。その理由が、ワクチン接種率が高い自治体は減らすというものだというのが町の説明であります。田上町のワクチン接種の状況は、2021年8月23日現在で65歳以上の2回目のワクチン接種を行った人口割合でいえば85%以上は30市町村中10町村しかなく、この中に田上町は入っています。12歳から64歳までの2回目のワクチン接種の人口割合は、30%以上の実施が田上町を含めてたった7町村しかありません。この遅れは重大であります。菅首相は、ワクチン、ワクチンと言って接種を前倒しして急がせておきながら、町がしっかりと対応したら、今度はワクチン接種率が高いから供給を減らすというのであります。全く住民を愚弄するかのようやり方ではありませんか。町長は、ワクチンの供給を速やかに行うよう政府に強く要請すべきであります。町長の政治姿勢を伺います。

田上町は、早い段階からPCR検査を独自で何回でも受けることができる制度を立ち上げました。これは佐野町長と議会が先駆的な役割を果たしているものとして

評価するものであります。この件についての佐野町長の見解を伺います。

県内では、長岡市がお盆の帰省者対象に8月11日から15日の間、医師会と協力をして無料抗原検査を実施したと報じられました。予約なしで80人までとしていたのが200人まで拡大し、結果は20分で判明し、陽性の場合は市内の病院でPCR検査を実施したということであります。PCR検査は、誰でも、いつでも、何度でも行うことができるようにするのが緊急に必要だと思うのです。その理由の一つが、佐渡、長岡、新潟、柏崎で感染経路不明者が3割を超えているということです。感染しても無症状でウイルスが広がっているというのが実態でありますから、PCR検査をしっかりとやって、少なくとも新潟県が本腰を入れて実施することが必要だと考えます。

新潟県の感染者は、8月22日現在でトータル5,853人、9月5日現在で7,062人で、僅か15日間の間で1.2倍の感染者を確認しています。ところが、PCR検査は同じ日で比較すると、この15日間で1.09倍しか検査していません。これでは、新型コロナウイルスを県政が本腰を入れて収束させようと努力しているとは言い難いではありませんか。PCR検査の重要性は、感染していても無症状の人をいち早く発見し、その人を保護し、治療を行うということで感染の広がりを抑える働きをすることであります。このことについて町長の姿勢を伺います。

3つ目に、県央研究所の唾液による検査は、町がPCR検査を始めた頃1万4,850円で、住民負担は2,000円でした。町が1万2,850円を負担をしていたのでありますが、8月25日から1万1,000円に県央研究所は値下げをしました。これで住民負担が2,000円のままなら、町負担は9,000円と当初より3,850円の負担が減ります。新型コロナウイルスの変異によって、従来より8から9倍もの感染力を持ち、若者が発症し、そして若者が死亡する例が少なくありません。

そこで提案します。1つは、全額町負担とし、住民は無料で何度でも検査を受けることができるようにすべきではないでしょうか。とりわけ幼稚園、保育所、学校での繰り返しの検査を行うことで、クラスターの発生そのものを抑止することが可能だと考えます。

2つ目には、65歳未満の住民は8月末日でPCR検査への町支援の対象から外れることとなります。これは分かったことではありますが、65歳未満の人は国の新型コロナウイルス対策支援交付金の中でやっているということで、65歳以上の方は半額国の補助そのものがあるという制度の違いからであります。しかし、これを改め、継続し、少なくとも来年3月末日まで65歳未満の方でもPCR検査が自由に受けら

れる、そういうふうにするべきではないでしょうか。

3つ目に、今年1月29日に日本共産党県会議員と共に県当局にPCR検査の社会検査、つまり無症状の人でも検査をするということを私は求めましたが、そのときの県の回答は、今はまだそのときではないという回答であります。しかし、今日の感染状況は、今はまだその時期ではないという時期をはるかに超えた状況と言わざるを得ません。県が独自にPCR検査の社会検査を実施することと、市町村が独自に検査をやった場合、全面的に支援することを強く求めるものであります。私のこれら3点の提案に対する佐野町長の政治姿勢を伺います。

次に、新型コロナウイルス感染者の自宅療養政策は違法ではないかということがあります。菅首相は、新型コロナウイルス感染者の軽症者は自宅療養としました。驚くことに、厚生省は自宅療養Q&Aを発表して、これを進めています。とんでもないことだと私は思います。新型コロナウイルス感染症は一類感染症となっており、エボラ出血熱やコレラと同等の感染症と指定されております。令和2年1月28日の官報では、これを指定感染症と定めることを政令として交付しました。したがって、緊急に病院搬送を行い、病院で治療することが当たり前のことでもあります。ところが、「軽症者は自宅療養を」ととんでもないことを菅首相は発言しました。状態が悪くなったら病院に搬送すると言いましたが、実態はどうでしょうか。何人もの人が亡くなっているではありませんか。新型コロナウイルス感染症は1年半前から分かっていたのに、そのままいけば医療が逼迫することは分かっていたのにやるべきことをやってきませんでした。政治の失敗を感染した住民に死をもたらす行為である自宅療養を絶対にやってはなりません。病床がいっぱいで入院ができないなら、自宅での療養ではなくて、既存病院と異なる医療施設を設置することこそ重要ではないでしょうか。そうすれば治療をすることはできるし、救える命を救うことができるではありませんか。県知事は、その権限を持っている一人でありますから、佐野町長は自宅療養は絶対にやめるべきであり、病床の空きがなくなる前に、それに代わる医療施設を直ちに設置すべきだと県に強く求めるべきであります。佐野町長の政治姿勢を伺います。

次に、県央医療圏の医療を改善することと県立加茂病院を維持発展させることは一体のことではないかということ伺います。花角知事は、新型コロナウイルスの感染が爆発的に広がっているにもかかわらず、県央医療圏域の医療を後退させようとしています。県知事就任して僅か1年足らずして発したこの理由が、県財政が厳しいから県の医療を見直すということでした。財政危機を理由に医療を後退させる

べきではないという県民の反発に対して、今度は医療情勢が変わった、将来人口が減るからという口実をつくり、ひたすら住民の命と健康を守る医療への攻撃とも言える方針を変えようとはしていません。花角知事の方針である県央医療圏に救急救命センター併設をしない基幹病院とは一体何でしょうか。事実上、二次救命病院とほとんど変わらない病院にするということです。二次救急病院とは、加茂病院とか吉田病院です。これを病床数をただ増やしただけ、こういう病院に変えようというのが花角知事の方針です。それは、加茂病院が本来の機能を持った病院で、単に病床数が多いという病院でしかありません。

花角県知事が言う断らない病院とは何でしょうか。県立加茂病院の機能を廃止する、県立吉田病院の機能を廃止する、全ての救急搬送を基幹病院に集中させる。その結果は、患者の待ち時間が延びていく、ようやく診断してもらえても、高度救命救急がないために結局基幹病院では治療ができず、県央医療圏から遠く離れた場所に搬送することになります。これでは救急車に患者を乗せて、治療までに結局長時間要することになります。泉田県知事のとときに作成した救急救命センター附属機関病院という基本計画とは全く異なる医療圏になってしまうのであります。これでは、地域の住民の命と健康を守ることはできません。

さらに、今の制度では5年ごとに医療計画を定めることになっていますが、一旦県央医療圏域外に患者を搬送してしまうと、その分だけ病院の基準数が減らされるのです。すると、5年後にはさらに県央医療圏域の病床数を減らさないという命令が変わります。こんなことを繰り返していれば、今でも医師不足、医療に携わる人が県央医療圏域に少ないのに、花角県知事の計画をもしも実行したら、さらに病床数が減らされるという悪循環をつくり出し、一層病院関係者が減るということは間違いありません。こうして県央医療圏そのものが機能しなくなるのであります。結果として県央地域、とりわけ田上、加茂地域の住民は医療過疎の真ただ中で暮らすことになりかねません。県立加茂病院を持つ自治体の首長は、県の方針に賛成の態度であります。田上町長のこれまでの見識をそのまま首長にもしっかり説得することが必要ではないでしょうか。佐野町長の姿勢を伺います。

次に、令和4年度田上町の予算編成で新たな政策の実現を提案いたします。1つは、6月議会で町長は来年度に国保税の未就学児童の均等割の半額を国が4分の1を、県が4分の1を負担することを明らかにしました。これは、住民の運動や全国知事会の国への要請が一部実現したものであり、歓迎するものであります。この流れを確実なものにするためには、均等割の全面廃止でも国保運営が十分できるよう、

政府に国庫支出の割合を大いに高くすることを求めるよう町長に要請します。町長の所見を伺います。

国民健康保険は、高過ぎるということで引下げの要求を私は行った経緯があり、それに町長は積極的に応え、当初の引下げ見込みよりもさらに引下げ幅を広げました。このことを評価しつつ、それでも今年度末には2億円ほどの基金がある見込みでありますので、基金の範囲内ではありますけれども、新年度で町独自のさらなる引下げを検討できる財政ではないかと考えています。ぜひ新年度にもう一步引下げを実施するよう求めるものであります。町長の政治姿勢を伺います。

2つ目に、介護保険の保険料については、さきの全員協議会で3年間保険料を固定したい旨の発言がありました。しかし、今年度末の介護給付準備基金の残高予想では、およそ2億円近い残高があることを知りました。だとすれば、この基金を取り崩して住民の負担軽減に役立てることが可能ではないでしょうか。消費税10%やコロナ禍で住民の購買力も低下しております。地域経済の循環をつくり出す最も確かな方法は、住民の懐をいかに暖めるかであります。同時に物価には指数化されない国保税や介護保険料の住民負担を減らすことは、地域経済にとってもプラスに働く要因の一つであると思います。ぜひ、介護保険料の引下げを実施することを求めます。介護保険の実施計画は既に県に報告してあるということではありますが、新型コロナウイルス感染症対策として住民負担軽減に資するというのであれば、県への報告後であっても修正は可能ではないでしょうか、町長の政治姿勢を伺います。

3つ目に、学校給食のさらなる軽減をということで提起します。町長は、3年前の町長選挙で子どもたちの給食費の軽減を訴え、町長就任後、一部実施しました。今日、学校給食の無償化は全国的なテーマとなりつつあります。その理由は、コロナ禍で家計が厳しいということと、同時に子育て支援という位置づけであります。現在の田上町は、学校に在学する兄弟2人以上へは半額ですが、これを広げることを要望いたします。差し当たっては、家庭において子ども1人の場合は15%の軽減、2人の場合は半額軽減、3人の場合は全額軽減を提案しますが、町長の政治姿勢を伺います。

4つ目に、新生児聴覚スクリーニングの助成政策を来年度予算に計上することを求めます。これは、随分前にも私は求めたものでありますが、額は僅か25万円程度なのですが、なかなか実現しようとしませんでした。これは産婦人科学会によれば、新生児の聴覚スクリーニングは先天性難聴の頻度は1,000分の1程度で発生すること、これは高い比率なのだそうであります。先天性難聴の60%が遺伝的要因がある

こと、中程度の難聴約1,200人に遺伝子検査を実施し、30%の人に遺伝子変異を検出したとあります。結果として、先天的な聴覚障がい約半数はリスク因子を持たない子に発生すること、早期に発見することによって、その後の機能向上に極めて大きな効果をもたらすということが結論づけられております。こうした産婦人科学会の提言もあり、2000年、平成12年から2004年、平成16年に年間5万人の規模の新生児聴覚検査モデル事業が岡山、神奈川、秋田で実施されました。2007年、平成19年には、国は一般財源化して財政措置をしているとしています。しかし、交付税算入しているかどうかは、それぞれの自治体が確認することができないというのが現状であります。しかしながら、町独自のつもりで実施することは、新生児の先天性難聴スクリーニングを安心して実施できるので、新生児の健康への支援になることは間違いありません。ぜひ実施を求めます。町長の政治姿勢を伺います。

5番目に、補聴器購入への町独自の支援を来年度当初予算に盛り込むことを求めます。子どもたちへの町の支援策と同時に高齢者への支援を積極的に行うことは、子どもも障がいを持つ人も高齢者も、町の住民として同じ権利を有するという日本国憲法と地方自治にも合致するものと考えます。国は、高齢者の年金支給を減らしたり、医療費の窓口負担を2倍化したり、あたかも高齢者を厄介者かのような扱いをしています。しかし、地域コミュニティーを担っている方々は、会社を退職された方や高齢者の方々が知恵と汗を流しているのが田上町の現状ではないでしょうか。高齢者にエールを送ることは政治として、行政として必要なことであります。また、高齢者が補聴器をつけることは認知症防止の役割があるということが、慶應義塾大学医学部耳鼻咽喉科の小川郁氏の論文でも明らかになっております。ぜひ町長がこれを実施されるよう強く求めて、私の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、高橋議員の質問にお答えいたします。

はじめに、新型コロナウイルス感染症対策についてお答えいたします。1点目として、安倍、菅政権による1年半の新型コロナウイルス対策についての所見をお尋ねであります。令和2年1月に国内で初めて新型コロナウイルス感染症患者が確認され、その後、緊急事態宣言の発令により一時的に感染者が減少した時期もありました。今は第5波と言われ、新たな変異株のデルタ株により、国内では急激な爆発的な感染拡大の状況となっています。未知のウイルスに対して、政府は感染症抑止対策とともに、社会経済活動の維持のため、企業支援など様々な対策に追われてきました。新型コロナウイルス感染症という未曾有の危機に直面し、町も最優先課題

として様々な対策を行ってきましたが、国も何とかして感染防止と社会経済活動の両立という大変なけし取りを行ってきました。ところが、先週、菅首相が自民党総裁選に立候補をせず、総裁任期まで新型コロナウイルス感染防止に専念するとのことで退陣する意向を表明いたしました。多くの批判を浴びていましたが、首相として、新型コロナウイルス対策を中心とする課題に全力で取り組んできたことに敬意を表します。

2点目として、ワクチン普及と同時にPCR検査等、検査の爆発的拡大が急務ではないかということで私の政治姿勢をお尋ねであります。町では、5月から新型コロナウイルスワクチン接種を開始し、7月末までに希望する高齢者全ての接種を終わらせるなどの国の方針変更に対応するため、多くの医師、看護師などの確保を行い、多くの町民の皆様からワクチン接種を受けていただきました。当初の国の説明では、9月末には対象人口のワクチンを供給するとのことであったため、9月、10月の接種日や予約枠を増やして、10月末には集団接種を終了するスケジュールを計画をしておりました。しかしながら、ワクチン接種が進んでいる自治体はワクチンの供給量を減らすという国の方針が急遽示され、結果として9月下旬からの町へのワクチン供給は止まってしまいました。10月以降のワクチンの供給のめどが立たないことと、おおむね接種を希望される方には応えられることから、集団接種は9月末をもって終了することといたしました。ワクチン接種に当たっては、速やかにワクチン量を十分に確保するよう、町村会等を通じ国に要請してまいりたいと考えております。町のPCR検査の助成については、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、町民の皆様が安心して生活できるよう実施した制度であり、町民皆様からは感謝の声などをいただいております。県によるPCR検査の大規模な実施と市町村へのPCR検査の助成についてであります。現在県では感染が急激に拡大している地域に無料のPCR検査所を設置して感染拡大防止を図っておりますが、現在の県内の状況は感染経路が不明な割合も高く、感染力の強いデルタ株によって県内全域において感染が急拡大している状況であります。誰が新型コロナウイルスに感染するか分からない状況の中、無症状の方であってもPCR検査を受けられる体制を整えることが必要であると考えておりますので、町村会等を通じてPCR検査の充実や議員からのご提案である市町村のPCR検査の県からの助成についても要請していきたいというふうに考えております。

PCR検査に関してのご提案もいただきました。町で実施しているPCR検査助成事業は、65歳以上の高齢者及び基礎疾患がある方につきましては令和4年3月31日

まで、65歳未満の方は令和3年8月31日までとなっております。個人負担は最低2,000円を、町の助成上限額は1万3,000円となっております。県内の感染状況もデルタ株に置き換わり、爆発的な感染拡大となっており、8月下旬には感染が県内では1日100人を超える日が続いておりました。このような状況でありますので、65歳未満のPCR検査助成事業は、当面令和4年1月31日まで延長することといたします。また、多くの方が県央研究所でのPCR検査を利用しており、より多くの方々から検査を受けていただくことが感染拡大の抑制につながることから、検査機関の検査費用の引下げに伴い、町でも全世代のPCR検査について、無料とはいきませんが、個人の自己負担は1,000円に引き下げることといたしました。市町村での独自検査への全面的な支援につきましては、町村会等を通じて県に要請していきたいと思っております。

3点目として、新型コロナウイルス感染者の自宅療養は違法ではないかとのことでありますが、国は感染者の急激な増加により医療が逼迫していることから、軽症者などについて自宅療養とする方針を示しました。国内では自宅療養者が増え、その中でも軽症であった方の容体が急変し、亡くなるというケースも発生しております。私は、救える命は必ず救うことが医療であると考えております。入院し、適切な医療を受けることが重要であると思っております。医療が逼迫している現在の状況では、議員のおっしゃるとおり病院に代わる医療施設の整備が重要であると考えています。県は、このことを考える段階に入っていると思っておりますので、機会を通じ求めていきたいと考えています。

次に、県央医療圏の医療を改善することと、県立加茂病院を発展させることは一体ではないでしょうかとの質問にお答えいたします。私自身も議員のおっしゃることに同感であります。しかしながら、県の説明によれば、県央基幹病院では超急性期の脳卒中や心臓血管外科手術など、より高次の救急医療、高度専門医療については診断を行い、圏域外搬送の要否を判断するとしております。その搬送は新潟中越医療圏の病院となり、県央基幹病院は救命救急センターの位置づけではなくすとのことであり、構想当初の救命救急センターを併設し、全ての医療を圏域内で完結できる体制からは違ってきました。私は、県央基幹病院においては断らない救急として機能することを望んでおり、そして県立加茂病院は地域の総合病院としての機能を充実させ、二次救急医療としての機能を存続させるという考えに変わりはありません。今後も加茂市長と協議し、関係機関に引き続き訴えてまいりたいと考えております。

最後に、令和4年度の予算編成で新たな施策の充実をと5つのご意見、ご要望等をいただきました。1点目の国民健康保険税に関してであります。国民健康保険は被用者保険と比べ高齢者の加入割合が高く、1人当たりの医療水準も高い上、保険税の負担能力が弱い加入者が多いなど構造的な問題を抱えております。このような状況のため、国民健康保険の財政運営の安定化と保険税の軽減を図るため、保険基盤安定制度や保険者支援制度など様々な支援制度が設けられておりますが、国民皆保険制度を維持していくためには、国が責任を持って財源を確保する必要があると考えております。その上で、国におきましても令和4年度から未就学児に対する均等割保険料の軽減措置の導入や、令和3年度における新型コロナウイルス感染症により収入減少があった被保険者への減免に対する国の支援額を当初より増額するなどの対応をされておりますが、必要に応じて要望活動を検討してまいります。

国民健康保険税率の引下げにつきましては、国民健康保険財政調整基金の残高を踏まえ、引下げについて検討するよう担当課には指示いたしております。基金残高が当初の想定よりも少なくならなかった要因につきましては、被保険者の高齢化の影響による財政安定化支援事業費の増加など幾つかあります。税率改正を行った時点での令和2年度の基金残高の想定額と実績額との差額が約2,400万円あります。これらの財源を活用した税率の引下げを検討しております。この考え方につきましては、令和3年6月開催の国民健康保険運営協議会においても説明をいたしております。団塊の世代が後期高齢者に移行する2025年問題が国保財政の大きな課題としてあり、それを見越した税率引下げとなるよう対応してまいりたいと考えております。

2点目の介護保険の保険料につきましては、令和3年4月から第8期介護保険事業計画がスタートし、令和6年3月までの介護保険料を設定いたしました。3年間の介護保険サービス料を推計し、今後3年間で基金の約半分を取り崩すことで介護保険料を据え置くことといたしました。介護保険事業計画は、県から承認を得て実施している計画であり、計画期間中において保険料の設定変更は可能か県に照会しました。県からは、介護給付費の大きな増減があった場合、設定変更は可能であるけれども、新型コロナウイルス対策による保険料の設定変更はできないとの回答であります。第8期計画は始まったばかりで、介護給付費は今後も伸びることを想定をしており、今後も基金を取り崩して財政運営に当たる計画となっておりますので、議員のご提案のさらなる基金の取崩しによる保険料の減額は考えておりません。ただし、今後の介護保険財政の適正執行を踏まえ、保険料の減額が可能かどうかにつ

いての研究は行う必要があると思っております。

3点目の学校給食費のさらなる軽減でありますけれども、学校給食費多子世帯軽減助成は3年目を迎えております。この助成制度は、町内の公立小中学校及び特別支援学校に同時に在籍する児童生徒のうち第2子目を半額助成、第3子目以降を全額助成しております。令和2年度の実績では、小学生は半額助成が162人、全額助成が21人、中学生では半額助成が23人、全額助成の対象者はなく、全体で580万円ほどの執行額となりました。議員ご提案の第1子目を15%の助成、第2子を半額助成、第3子を全額助成した場合、令和2年度の児童生徒数を参考に試算すると1,000万円を超える経費が毎年必要となり、今後の財源の問題などを考えると難しい面があると考えております。

4点目の新生児スクリーニングの助成政策をについては子育て支援策として、5点目の補聴器購入への町独自支援をについては、障がい者支援と高齢者の認知症予防の両面の観点から、それぞれ令和4年度予算措置に向け検討を行っております。

以上でございます。

13番（高橋秀昌君） まず、順番を追って質問いたします。

町長は、首相として新型コロナウイルス対策を全力で取り組んできたことに敬意を表すると答弁されました。町長は、ほかの人を批判することは言わない性格であることは私も知っているつもりです。しかしながら、批判とはよくするための意見であって、攻撃とは全く違うわけでありますから、どっちかというともっと率直に事実を伝えていただきたいというふうに感じました。

問題は、住民への自粛の要請と営業補償とは言えないような給付金だけで、本気で新型コロナウイルスを収束させるという、そういう方策を持たなかったではないかということです。そのためにこれだけ大きな被害が広がっていると。ここから学ぶべきことは、しっかりと対策を取ることではないでしょうか。こういう点では指摘をしておきたいと思えます。

それから、ワクチンの供給等やPCRの検査について、町長は今回は繰り返し町村会を通じて要請すると答弁されています。私は、町村会が分からないので調べてみたのです。1年間に大体3回か4回か5回ぐらいしか町村会、見る限りではやっていないのです。1月か2月ぐらいに、大体1月ですが、来年度予算要求を県にすると、町村会が。多分恐らくそういうときは町長も行かれるのだと思うのですが、役員会と、あとは懇談会でもほとんど県の職員が来て対話する程度なのです。そうすると、町村会を通じてすると言うが、一体いつやるのだろうかという疑問が出て

きたのです。もちろん町村会を通じてすることに私は否定はしていないのです。だけれども、とてもこれは緊急を要するものなので、町村会を通じてするということを否定しませんが、町長独自が田上町長として県知事に信書を送り、こういうことを要請するということがあってもしかるべきではないかと私は考えたのです。そういう点で、町長が今回は妙に町村会を通じてすると答弁があるものですから、調べてみたら町村会はあまりやっていないと。ああ、回数がそんなにないということを感じましたので、この点でも緊急性があるので、ぜひご努力を願いたいというふうに思います。

次に、PCR検査についてであります。今までの2,000円から1,000円に引き下げることについては、私は無料でやるべきだと主張しましたが、一歩前進だと評価したいと思います。ほかのところはこんなにやっているところはないのですから、それ自体は評価したい。しかしながら、こう考えたのです。これまで町は結構多額の負担をしていたのです。でも、今度1万1,000円になったわけですから、個人負担を1,000円とすると、町の負担は大幅に引き下がるわけであり。従前から比べれば、1,000円にしても1,850円ですか、今までよりは三千幾ら下がるわけですから、非常に町負担が少なくなるのです。ここはもう一歩踏み込んでいいのではないかと。せっかく町が住民負担が2,000円とやって、検査するセンター自体が大幅に引下げをしたのですから、それにふさわしい対応をしてもいいのではないかと。あるいは、もし一般住民の方は申し訳ないけれども、1,000円でお願いしたいと。だけれども、学校関係者や、あるいは子どもたちは今学校でも広がっているわけでしょう。児童にも広がる、こういう危険性があるので、こうした仕事上やっている人たちについては無償でやるから、だけれども、一般の人は悪いけれども、1,000円出してくださいというなら、私は住民の皆さんが理解できると思うのです、同意できると思うのです。それぐらい踏み込んだ研究が必要ではないかということ指摘しておきたいと思います。

次に、新型コロナウイルスに感染した人を自宅療養させるのは違法ではないかということについて、町長は原則的に同意されました。でも、非常に重要なことは憲法に違反するのだということなのです。それは憲法第13条、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」というのが憲法13条の規定なのです。これの解釈については、この保障は医療においても同様であると。どのような医療を受けるかについての決定権は治療を受けるご本人

にあるのだと、すなわち患者が決めることであって、保証されなければならないと、こういうふうに言っているのです。結局本人が、「私は医療を受けたいのです」と言ったら、無条件で医療を受けるという権利をちゃんと日本国憲法第13条は認めているわけでありますから、国政がそれをきちっとやることは当たり前のことで、県政でも当然のことであります。したがって、佐野町長自身が指摘された、自宅療養は駄目ではないかと、県にも訴えようということとはとても大事なことでありますが、この確信は憲法第13条であるということなのです。ここをしっかりと踏まえて、堂々と田上町長、佐野町長として信書を送っていくということは必要ではないかということをお願いしておきたいと思っております。

それから、県央医療圏のことではありますが、これは県知事の言葉に非常に皆さんが動揺されているというか、率直に言えば混乱しているという、つまり断らない救急という言葉を使うのです。しかし、泉田知事のと看につくった基本計画は、断らないとか断るとか言っていないのです。県立加茂病院については、二次救急救命をしっかりとやりますと、吉田病院もやりますと。だからこそ加茂病院は新築したのです。ところが、医者をよこさない。救急車が加茂病院に求めても、加茂病院は断る。それは何だかと、医者をよこさないからです。医者がないのではないです、よこさないのです。今度県央基幹病院は救急救命しない。救急救命って一体何ですか。脳卒中とかそういうこともしっかりと手術ができるということなのです。さらに、高度なものについては、新潟大学や市民病院という施設がありますが、ほとんどのが救急救命センターがあればそこで処理できる、それだけの規模を持ったのが450床なのです。これをあたかも断らない医療などという言葉を使う。私は、率直に言ってこれはまやかしかだと思えるべきであります。したがって、町長も今日の答弁ではちゃんと元の計画でやるべきだということを事実上おっしゃっておりますので、この点は町村会を通じてではなくて、町長の信書として明確に送るべきだというふうに感じますので、ぜひご努力をお願いしたいと思います。

それから、次に今度は来年度予算要求について伺います。国民健康保険税の引下げを事実上、町長が示唆されたことを高く評価したいと思います。ここでは医療給付費が減ったのではなくて、高齢者によるものとか、そういうことの原因で国からの財政安定化基金がいっぱい増えたからという理由であります、その利用は私はどうでもいいと。どんな理由であろうが、一定限の基金があつたら少しでも、ここでいうと基金による引下げの可能性は2,400万円ではないのです。でも、その2,400万円を使って住民の負担に対して応えていくということは、私は町長としてす

ばらしい姿勢だと受け止めていきたいと思います。1人当たりになれば幾らでも下がらないのだけれども、そういう姿勢を貫くことは住民のための町政だというふうに私は積極的な評価をしたいと思います。それと同じように、介護保険については、もう決まってしまったのだから駄目ですよというのがお答えであります。実際基金が増えるということは、それなりの給付費が下がるということに私はイコールではないかと思うのです。したがって、今すぐ答えは出なくても、来年度予算編成のときにその可能性があるなら、決して新型コロナウイルスの理由にしなければいいわけです、県に対しては。介護給付費は減ったからという理由をつければいいわけでしょう。つまりどうするかは町長の判断ですから、そういうことで県に対してしっかりと理論立てをしていくということで、可能な限り下げていく努力を惜しまないでいただきたいということを求めていると思います。

ごめんなさい、長くなってすみません。質問がいっぱいあったもので申し訳ありません。もう少しで終わるようにする。それから、学校給食に関してです。学校給食は私の提案ではないのです。町長が自らやろうとしたことに対して、かつて町長は学校にいる子どもたちを限定にしたことに対して、私は家庭にいる子どもたちの兄弟にすべきだということで論争した覚えがあります。でも、町長、結果としては町長の言い分で行ったわけですが、町長は実際に3年目、来年は新しい年を迎えるのです。その3年間、実施して4年目になるわけですが、4年目に入るときに、今までと変わりませんでしたという政策というのは、私はもう一歩前へ進める必要があると思います。ここでは1,000万円を超えるという評価はしていますよね。今回各家庭の中で兄弟が何人いるかということを経済委員会から情報を得ることはできませんでした。3年前は情報を得られたのです。分からないというお答えでした。ですから、こっちで計算をし、対案を出すことができません。でも、私が言いたいのは、一歩前進させるということとはとても大事です。私は、今回1人目に対して15%という提起しました。そうしたら、1,000万円を超えるとありました。では、幾らならいいのだよということを私は町長は研究する必要があると思う。財政と相談をし、一歩進める。1人目の子どもに15%引下げが無理なら、では10%ならできるのかい、5%ならできるのかい、それぐらい財政に問う必要があるのです。なぜか、それは町長自身が自らの政策として実施したことを一歩前進させるという、私はそこは重要だと感じたからであります。ぜひこの点で検討してもらいたいです。

次に、新生児のスクリーニング助成について、実施するという旨の答弁だと受け止めておきたいと思います。随分年数かかりましたが、僅かな25万円かそこらのお

金をようやくにしてやってくれるかと。でも、やること自体はすごく大事なことであります。さらに、高齢者の補聴器購入、これについても町独自で支援しましょうというふうにお話しいただきました。ぜひ予算化していただきたい。それはこういう理由です。私調べたのです。スクリーニングに関して言うと、30市町村の中で実際やっているのは、たった5市町村しかないのです。令和2年に実施自治体が1か所、検討中が3か所、30市町村のうち21市町村がまだ未定なのです。そういう中で長がやろうということは、私は今までだと大体田上というのは周り見て、ずっとみんながやった頃によりやくやるという町政でした。しかし、今度はこういう少数でも先発的にやりましょうという、このスタンスは大事だと思うのです。

そして、驚いたことなのですが、スクリーニング検査も、それから補聴器助成についても、何と国はちゃんと調べているのですよ、全国の自治体に対してどういふふうに行っているか。何で調べるとお思いますか。これは、早晚国にも要求されるということを知っているからなのです。しかし、全国の各市町村があまり熱心でなければ、国はいつまでも制度化しません。でも、市町村が率先してどんどん、どんどん自己負担だけれども、まずやっていくということが起これば、国だって黙っていらなくなるのです。そういう面で、今回の佐野町長は新生児の聴覚スクリーニングはやる、それから高齢者の補聴器助成もやる、たしか障がい者は既に制度化されていると思うのですが、そういうことをやるということは極めて有意義なことだということを述べておきたいとお思います。

以上のことについて答弁をお願いします。

町長（佐野恒雄君） 大変多くの質問をいただきました。

最初の国のといいますか、菅首相の、批判をもってもっと政策をよくしていくことにつなげなくてはならないと、こういうお話でございます。議員おっしゃるように、私もあまり人を批判するということはないです。実際に今回のワクチンの関係、私自身も確かに国に翻弄されてしまったなど。7月末までに何とか高齢者のワクチンの接種を終えるようにと言っておきながら、まるでしごを外されたような状況でありました。本当に個人的にはといいますか、何なのだろうという思いは確かにありました。しかしながら、今回退陣をされる菅首相でありますので、本来新型コロナウイルスのこと、今回のことについては、国が独自の要するにワクチンを持っていなかったという、そのことが一番大きな原因ではないかなというふうに私思っております。中国に2番を取られましたけれども、今それこそ世界で3番目の大国と言われる日本がそうしたワクチンが自国でできないと、そのことが今回一番大き

な問題だったのだろうなということを私は捉えておるつもりであります。そういう意味では、確かにいろんな思いはありましたけれども、一生懸命私は頑張っておられたのだなということで、そういう意味で敬意を表するという表現をさせていただきます。

それから、町村会に要望をどうのこうのとかとあります。町村会は、確かに6回ぐらいかな、いや、6回にきかないかな、もっとあると思います。十分町村会の協議事項といいますか、機会がありますので、私はそこでしっかりとまたそうした今回のいろんなことについて要望はしていけると思っておりますので、ご理解いただきたいと思っています。

それから、2,000円の個人負担を1,000円に下げさせていただいた、それ自体は評価するけれどもというふうなお話の中で、学校関係であるとか、そうした限った形でも町民のご理解を得られるのではないかと、こういうふうなお話であります。それらについてまた検討といいますか、研究をしてきたいなと感じております。

それから、自宅療養、今の東京とか、それから千葉であるとか神奈川であるとか、首都圏の状況をニュースで見ると、どう表現していいのだろう、こんなことが今、日本の国内で起きている。もうそれこそ自宅療養して、診療もしていただけない中で死亡するという、そうした報道も今なされている中で、こんなことが本当にあっていいのかという思いで私自身おります。そうしたことが新潟県はまだそこまではいいのかもしれないかもしれませんが、ワクチンの接種の今後がどういうふうになっていくか分かりませんが、今県内においても自宅療養というよりも、通常医療が行われない状況に今新潟県もなっていると、この前県の本部の対策会議の中で大学の先生がおっしゃっておられました。通常の手術を予定されておった患者に手術ができない、先送りをしなくてはならない、今新潟県においてもそういう状況にあるのだということ、それくらい今県内でも医療の逼迫というものが起きているのだと。そういう中で、もちろん今回の特別警報が発令されたということにはなるのだと思います。まさに議員のおっしゃるとおり、そうした自宅療養がされておることに対して、本当に悲しい現実だなというふうに私自身は捉えております。

それから、基幹病院と加茂病院の関係であります。私もまさかといいますか……出てきませんが……

(救命センターの声あり)

町長(佐野恒雄君) 救命救急センターが併設されて、全ての救命救急、本当に知事が

言われる断らない医療、断らない病院というふうなことになるのだろうというふうな思いでございました。しかしながら、議員がいつも言っておられた基幹病院ができて、でも全てそこで受けるわけにはいかなくなるだろう。そういう中で、加茂病院であり、吉田病院の後方支援としての役割があるはずなのだと、こういうことを議員もおっしゃっておられました。私もまさにそのとおりだと思います。そういう意味において、今回は新型コロナウイルスの感染症の関係もありますけれども、これから例えば今回のことが収束しても、またどんな感染症が出てくるのかも分からない。そういう状況の中で、加茂病院の役割というのは非常に大きな役割があるのだろうと思うのです。幾ら基幹病院ができて、それこそ今25%という圏域外の搬送が5%に抑えられる、そういう状況になったとしても、私は加茂病院の二次救命センターとしての役割、そして総合病院としての役割というのは非常に大きな役割を持っているのだということ、これは私自身ずっと考えは変わらないつもりでありますので、そうしたことについて、それこそ加茂市長ともそうした意見協議をしながら、県のほうにも要望していければなというふうに思っております。

それから、国保については評価いただいたようでありますので、もう一つ、介護保険の関係、これは県の報告に基づいて3年間はいじれないというふうな形の中で、もしも大きな変更があれば改正も可能なのだと、こういうふうなことであります。そういう中で、新型コロナウイルスの関係が障害に、それはやり方次第なのだろうということでもありますので、そうしたことはまた研究していきたいなと思っております。

それから、学校給食費についてであります。私自身がこの仕事に就いたときにそれこそ提案をさせていただいて、議会のご承認をいただいた中で、今3年目を迎えております。確かに議員おっしゃられるように、さらに一步前進した形というふうなことでありますけれども、そのことももちろん分からないわけではありませんが、それこそ子育て支援の一角として提案をさせていただいて、3年目を迎えております。確かに1,000万円というのは非常に大きな額でありますし、例えばそれを、では幾らならいいのだというふうな話も先ほど言われましたけれども、何でもそうなのですが、その一つ一つはみんな幾らでもないことであっても、それがちりも積もればではないですが、大きな額となって財政を圧迫するような形になるわけがあります。そうしたのもその年その年で終わるものではなくて、当然そういうことを決めていけば、毎年毎年それが経常経費として上がってくるわけですので、その辺は慎重に判断をさせていただかなければならないなと、こう思っております。

新生児スクリーニングと、それから補聴器の関係、これについてもそうです。それは確かに本当に額からすれば幾らでもない額なのであります。ただ、これももう毎年毎年同じ経常経費として上がってくるわけでありますので、本当に額にすれば幾らでもない。確かに何年もかかりましたけれども、非常に大事なことだなど。特に補聴器の関係、これは高齢者の方々の認知症を防ぐ意味においては、非常に大きな意味があるというふうに聞いております。そうした認知症を防ぐことによって、また、町自身の医療費の負担軽減にもつながっていくわけですので、ぜひ前向きに検討していきたいなど、こんなふうに考えております。

以上であります。

13番（高橋秀昌君）　すぐ終わるわ。

町長が検討すると言ったことについては、ぜひ検討を強めてもらいたい。そして、いいことはいいのですから、経常経費が上がっても、それは住民のための経常経費なのだという捉え方をぜひしていただいて、特に総務課の財政係に強く要求していただきたいと思います。

終わります。

議長（小嶋謙一君）　高橋議員の一般質問をこれで終わります。

ここでお昼のため休憩いたします。

午後零時02分　　休　憩

午後1時15分　　再　開

議長（小嶋謙一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、椿議員の発言を許します。

（8番　椿　一春君登壇）

8番（椿　一春君）　議席番号8番、椿一春です。ただいまから一般質問をいたします。

今回は、新たな公共交通手段の試験運行について町長に回答を求めます。私は、新しい公共交通として、地域に密着した顔なじみの関係を築ける公共交通として思い描くイメージを持っています。車両は、ワゴン車タイプの専用車両であります。自宅がバス停となり、交通弱者の足となるため自宅まで往来してくれる。予約状況や運行状況がスマホやタブレット、パソコンを用いて確認できる。行き先は、町内から町外、指定場所、利用者のニーズによって3か月ぐらいの短いサイクルで追加ができるような柔軟性を持たせる対応とすることなど、私なりに理想とする思いを描いております。こんなこともあり、4月より試験運行がスタートしたことは、ど

のような形であれ、喜ばしいことでもあります。4月より試験運行が始まり、9月となった今日、6か月を迎えようとしております。試験運行の始まったデマンド型乗り合いタクシー「ゴマンド号」は既存の資源を活用して行っております。車両は、既存のタクシーを使用しております。自宅がバス停となり、交通弱者の足となるため自宅までの往來をしてくれる。予約は、受付機能としてタクシー会社の配車機能を使っております。これらの現在ある資源を活用して試験運行へ移行したことは、入り口としてはとてもよいと評価しております。それがゆえに不便を感じる点、早急に改善して、試験を続けていく点が気になる今日であります。

まずはじめに、予約の受付はタクシー会社の共通した電話で申し込みますので、予約状況は電話で確認しないと分かりません。1時間ごとの予約状況も、電話をしたタクシー会社の状況は確認できても、他社の状況は分からない等、利用者側には利便性はかなり低いレベルと想定しております。これからよりよい公共交通へと発展させるためには、試験運行の早い段階でのチェックを行い、利用者から利用したご意見などを全員の方から記入していただくような取り組みが必要ではないかと思っております。

予約に対する問題としては、先ほど話した予約電話が3種類、3社ありますので、予約状況の他社の状況は電話を別のところへかけ直さないと分からない。これらのことから、予約の電話はゴマンドセンター専用の電話番号であることを望みます。ゴマンドセンターを設置します。次に、専用の電話で予約を受け付けます。このことによって、予約の状況はゴマンドセンターで受け付けるので、当然全ての予約の状況が把握できます。ですから、目的地と方向が分かりますので、お得な相乗りの気の利いた案内ができることにより、効率よく車両を回せると考えます。

そこで提案ですが、道の駅の情報発信の場所に「ゴマンド号」の予約センターを設置してみてはどうでしょうか。経費は、現行の予約受付で支払っている経費を振り替えて行ってはいかがでしょうか。

次に、利用者した方よりの改善を求める声を1つ紹介いたします。加茂市の堀内医院へ行きたくて「ゴマンド号」を予約しました。「ゴマンド号」に乗車して行きました。いつの時点でドライバーは目的地を知ったのか、利用者はドライバーから「堀内医院へは行けません」と告げられました。そこで、「普通のタクシー代を払うから堀内医院へ行ってほしい」とドライバーへお願いしましたが、聞き入れてもらえず、一番近い停留所で下ろされました。保明嶋から堀内医院へは車ではすぐそこですけれども、歩いていくとかなりの距離ですが、歩いて行ったそうです。課題として、

タクシー会社の受付時に目的地は聞かなかったのでしょうか。「ゴマンド号」の場合、出発地と目的地を把握して、同一の時間単位での予約があった場合、運行順を組み立てる必要があると思います。しかし、現在は3か所のタクシー会社で予約を受け付けているので、相乗りの可能性はかなり低く、単独乗車の機会が多く、運行の効率の悪さが懸念されます。試験運行の期間中でありますので、利用する側の勘違い等もあったかと思われませんが、臨機応変の神対応で数百メートル先の目的地に下ろすなど、配慮をすることが必要ではなかったでしょうか。決められたルールで運行するのは、真面目なドライバーだったからこそ、融通性が必要だと思います。タクシー会社へは、1時間の借り上げで料金を精算しているのであればなおのことと思います。1つの改善を求める声からも2つの課題が挙げられております。

次に、稼働状況と経費であります。この半年間で「ゴマンド号」のマグネットプレートをつけて走っている車を見たのは1回限りでありました。感覚的には稼働率が少ないなと感じました。実際の稼働率をお聞かせください。月別に時間帯ごと、実車両と乗車人数、必要とした経費等を月別にどんなのか不明確な部分があります。

そこで、質問いたします。「ゴマンド号」はただいま試験運行ですが、プラン・ドゥー・チェック・アクション、計画・実行・評価・改善で3か月サイクルぐらいで回し、改善すべき点はすぐ直し、新たに試験していく体制が必要と思われれます。初めのうちは大きな不具合点が出てくるものです。常に改善、改善で有効的な試験運行をすることができるかと思えます。また、1年かけて試験運行して、そこでの問題点を抽出して改善するのでは、時間がとてももったいないと思えます。町長の考えとしては、どれぐらいのサイクルで改善するサイクルを回していくのかお尋ねします。

2つ目の質問です。利用の予約についてですが、先ほど利用者の改善を求める声の中で問題を述べました。予約に対する問題としては、先ほど話した予約電話が3種類あるので、予約の他社の状況は電話を別のところへかけ直さないと分からない。先ほども提案申し上げましたが、予約の電話はゴマンドセンターの専用の電話番号であることを希望します。予約の状況はセンターで受け取るので、当然全体を把握することができますので、目的地の方向、お得な相乗りなど気の利いた案内等、効率よく車を回せます。道の駅の情報発信の場所に「ゴマンド号」の予約センターを設置して、現行の予約受付で支払っている経費を振り替えてはいかがでしょうか。町長としては、今のままの予約方法を続けていくのでしょうか、何かしら見直しを検討しているのでしょうか、お尋ねします。

次、3番目の質問です。利用した人からの声として紹介しました。課題として、①番の利用受付の課題、②の問題が出たときのお客様ファーストとしての考え方、柔軟な対応についての考え方と周知を町長にお尋ねいたします。

4番目の質問として、町長は新たに公共交通として巡回バスを提案し続けてきましたが、いろいろ議論を深めていく中で、デマンド型乗り合いタクシーへと方向を変えてきました。時間のない中で、方向転換で既存の資源を活用した中での試験運行を始めました。新たな公共交通として改善すべき点、予約機能、市街目的地の拡充の必要性、運行時間と利便性、将来町長はどのようなスタイルでデマンドタクシーを着地させるような考えをしているのかお尋ねします。

次に、最後、5番目の質問です。現行の公共交通の新潟交通路線バスの3路線に対して運行をずっと継続するのか、新たな公共交通へ移行して廃止するのか、廃止の方向にするのであればいつ頃を目指すのか。年間の乗車率、県、町の補助金はかなりの出費と私は考えております。町長の考えをお尋ねいたします。

以上の5点について、第1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、椿議員の新たな公共交通手段の試験運行についての質問にお答えいたします。

1点目として、どのくらいのサイクルで改善していくのかについてであります。私としても最初から完全で非の打ちどころのないシステムでの運行は難しいと考えておりました。それを考慮しての実証運行と考え、現在の運行に至っております。現在の運行実績ですが、平均して月当たり30名程度の利用で決して多くはありません。事業者との打合せなどと並行して乗客の方からの声を聞き、できるだけ早めに改善していきたいと考えております。問題点や改善点などについて、椿議員からいただいたご意見も今後の参考にさせていただきたいと思っております。

2点目の予約方法の見直しについてです。現在は、利用者の方が各タクシー事業者へ連絡して予約を入れる方法です。メリットは初期投資が不要であること、デメリットとしては議員ご指摘のとおり不便であること、これに関しては今後の利用者の動向によりますが、現在の各社で受ける方法ではなく、センターで受ける方法にした場合の経費等をタクシー事業者等と協議を進める中で検討してまいります。

3点目として、利用受付の課題と柔軟対応についてであります。利用受付の課題に関しましては、通常のタクシー運行時と同様ですが、電話対応に当たるオペレーターの方の確認方法について、いま一度各事業者とも注意を払ってほしい旨伝

えていきます。また、柔軟対応に関しましても実際に運行して初めて分かったことや、お客様のニーズとサービスが合わないこともあるかと思えます。これにつきましても事業者から聞き取りを行い、どのような要望や課題があるのか、それに対しての改善策を協議してまいります。

4点目の公共交通の将来のスタイルにつきましては、当初巡回バスの提案から現在の形に至っております。今後利用方法の周知するための説明会、利用しやすくするための工夫などは必要と考えておりますが、実証期間の終了を見据えた中で持続性のある公共交通を考えてまいります。

5点目の新潟交通の路線バスについてであります。公共交通の確保、維持は現在ある交通手段や路線を維持、言い換えれば幹をまず活かすのが必要であります。田上町は、南北にJRと新潟交通の路線バスが走っており、これを幹としており、交通の空白区域をカバーし、高齢者の通院、買物をする際の手段としてデマンド型乗り合いタクシーを導入いたしました。JR新潟交通の路線バス、デマンド型乗り合いタクシーが一緒となり、町の公共交通を形成しております。新潟交通の路線バスの乗車人数に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響により、より一層減少しております。町からバス会社には赤字の補填をしておりますが、これにつきましては、特別交付税で一定程度財源が措置されております。今のところ新潟交通の路線バスから廃止等の協議はありませんが、他市町村では事業者側から廃止の申出があることが多いというふう聞いております。仮に事業者側から申入れがあった際は、もちろん慰留に努めますが、利用の実績等を考慮した中での協議になろうかと思えます。利用者の実績は多くはありませんが、新潟交通の路線バスの運行については引き続き対応してまいりたいと思っております。

以上です。

8番（椿 一春君） 回答いただきありがとうございます。試験運行中なのですけれども、改善のサイクルは今年たったのですけれども、大体の大きな問題も見えてきているかと思うのですが、実証試験運行の定めている期間、これが全て終わるまでいろいろ問題点を抽出して、それで一気に直すというのも1つあると思うのですが、これはすぐ改善したほうがいいのかというものは随時改善していくと、また新しい方法での試験というか、手段で、そうすればよくなったな、ではもう一度またこれやると、また次々と早いサイクルで問題抽出をして改善したほうが、よりよい公共交通へと進化していくのではないかと思います。町長の具体的な回答はあまりなかったのですが、できるだけ早い時期にというふうな回答をいただい

るのですけれども、できれば具体的にどれぐらいの、半年間でやるのか、その辺のサイクルを聞かせていただければというふうに思います。

あと受付として、今タクシー会社のところの3社で受付しているのですが、1か所でまとまって受付をすると、大体目的の利用者がどこに住んでいて、どちらの方向へ行く。利用が多いと、では同じ方向ですから、ここ寄って、ここ寄ってといって相乗りができるのですけれども、今のタクシー会社1社での受付ですと、そこで、ではどこどこですねという、こちらの会社ではどこどこですねということで、多分単独でも走っていく。月で利用30人ですと少ないので、どこどこを「ゴマンド号」お願いしますと言ったら、その時間で単独で走るといふ形が多いかと思うのです。それをセンターで予約することによって、方向性ですとか、ではこれ相乗りで行けますねという、そういった気の利いた案内もできますし、ですから予約するのも一つの電話であると、だんだんこ電話すると、もう「ゴマンド号」で行けるのだ。今ですとタクシー会社に電話して、本当タクシーなのか、「ゴマンド号」なのかというのなかなか利用を申し込む方についても、「ゴマンド号」なのですけれどもというふうに、どこどこへ行きたいのだけれどもという利用したい方でも迷うのではないかというふうに思いますので、できれば早い時期に一つの電話で受付するような形をすると、相乗りができるのか、どれぐらいの頻度で相乗りがいくのかということも今の実証運行の期間中にいろんなその中での問題点が抽出できるのではなかろうかというふうに思いますので、今ですと、ただ利用して、下りてというところでの問題が発見できるかと思うのですが、私はもう早い時期に1本の電話で受付をしてみて、それでどういうふうな問題が出てくるのかというのを、早急に対応したほうがいいのではないかとすることを改めて提案しておきます。

それから、あと一番私が聞いたかった4番のところなのですけれども、結構さらりと回答されているのですが、今車両からいくと、今のままタクシー会社での車両を用いてやっていくという考えがあるのか、それともある程度もう利用していく人数で、これ1台あればいいなと思ったら、1台のワゴン車タイプで回していくような方向を考えるのか、それは町長の将来に向けてどのようなイメージでデマンド型の乗り合いタクシーを考えられているのかというのを、4番の質問の中でとても聞きたかったところなのです。例えば市街地のところで大体病院とか、町の医者のところ、そういったところに行けるようにしてくれると、とてもいいなという意見とか利用の感想も出ているのですが、それに対して町長の考えはどのようになっているのか、その辺の将来の町長のデマンド型タクシーのこんな形にしたいなとい

うものがあればお聞かせください。

次に、5番目の新潟交通の路線バスなのですが、最初の頃は町でも700万円の補助を出してきました。路線が減ったことによって、記憶は定かでないのですが、大体500万円ぐらいの年間補助を出していると思うのですが、新潟交通の公共交通を維持していくという考えもあるのですけれども、だんだん財政が厳しくなっていく中で、本当に続けていっていいのかなというのがあります。隣の加茂市ですと、もう市民バスのほうにみんな置き換えてきておりますので、私はある時期を見て、よし、これでもっともっと利便性が上がってよくなったなといったら、これからは新しい公共交通、デマンド型のタクシーの1本でいいのではないかなというふうに私は考えるのですが、その辺で本当に事業者側が撤退したいというふうに言うまではこのまま維持していくのかという考えですけれども、その辺もう一度お聞かせください。

以上で2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） ありがとうございます。デマンド型交通、4月にスタートをしてから約半年を迎えるところに来ておるわけでありまして。議員ご指摘のように、いろんな課題が見えてきたという今状況だと思っております。どういうふうな、どれくらいのサイクルで改善というふうなお話かと思っております。当然解決する課題の重要性とかによっても変わってくるかと思うのですが、例えばの話、時間的な改善点ということも課題として上がってきております。今は1時間に1回というふうな形のサイクルになっておりますが、これを30分間隔での改善ができないかと、こういうふうな課題も見えてきております。これらについては経費もかからない状況の中で、例えばやろうと思えばすぐにでも改善できる話です。そうした課題、課題によって違うこともあると思うのですが、そうしたすぐできる課題も中には当然ありますので、それらはもう本当に半年たった中で、すぐにでも改善点として検討する必要がある、そういうふう考えております。

それから、道の駅の情報発信スペース、そこで1か所で受け付ける体制が取れないかというふうなお話であります。もし間違っていたら大変失礼な話なのですが、確かに私は1か所で受けられたら一番いいと思います。議員ご指摘のように、今の状況ですと3者それぞれの事業所で受付をしていただいております。当然その1か所1か所でしか状況というのは確かに分かりません。議員のおっしゃるとおりです。それを1か所でセンターで受け付ける体制が取れば、本当にいろんな課題もまた解決できるのだらうと思います。それには、その後の将来的に私自身の考えている理想的なこととつながってくるのかもしれませんが、今はある資源、ある資源とい

うのは3社の事業所のタクシーを利用した中で、今の運行をさせていただいているのですが、本当理想を言えばそうではなくて、マグネットプレートを「ゴマンド号」を受け付けたらそれを貼って出ていくと、そういうふうな形ではなくて、専門の「ゴマンド号」を町としてとといいますか、買って、その中でやるということであれば、まさに1か所のセンターで受け付けてやること、当然そうなると思いますし、そうなることは本当は将来的には私は理想だと思っております。

ただ、今の3事業所の中でやっている中においては、これを1か所のセンターで受け付けるということは、むしろ逆に難しいのではないかなというふうには思っています。もし間違っていたら大変失礼だと思っておりますけれども、ですから将来的な形として、そういうこともこれから当然今の状況で私は十分だなんていうのは一つも思ってもおりませんし、将来的にはそうしたデマンド型の専用の車両を持って運営していく、それが私は本当は理想だというふうに思っております。そうしたことはこれからいろんな課題をお聞きする中で、考えていきたいなというふうに思っております。

それから、新潟交通の路線バス、あれは何年前でしたか、去年、おとしではないな、私がこの仕事をさせてもらうときだったと思います。すぐにもう新潟交通から減便の話が上がってきました。私自身そのときは本当にびっくりして、えっと思ったのですけれども、いろいろとそのときの事情を聞けば、なかなか利用者の数が少ないのに合わせてドライバーの方、運転手が確保できない。そういう中で、今の状況を維持するのは非常に難しいという中で、現在は当時の半分の運行になっているかと思っております。それはそれで私はある程度今向こうから言ってくれば、そういう面で確かに対応していかなくてはならないかと思っておりますけれども、今の状況の中ではこちらから持ち出してということは、今は私は考えておりません。確かに今交付税措置も補助も、あれ乗車率が2以上でないと補助がいただけない。今聞けば1.2ぐらい、それぐらい利用者の率が落ちているわけです。そういう中においては、本当に変な話、いつそうした廃止の提案を受けるのかというふうなところもあるのですけれども、今の状況の中では、こちらのほうからはそういうことは考えておらないということでありまして。

8番（椿 一春君） ありがとうございます。町長の将来に向けたイメージ、専用で走られて、1か所で予約を取ってというのを共有できる将来のイメージだったということで、私もとても喜んでおります。安心しております。

ただ、予約センターの1か所なのでございますけれども、確かに1か所で受けて、それで

そこでタクシー会社、どこどこがみんな空いている、最初の時間帯枠は車を確保していると思うのですが、センターで受け付けたものをタクシー会社へ情報を流していく、そうすると全体の予約状況を把握できると。ああ、ここもう塞がっているし、では次のタクシー会社だなというのが順次センターの中で分かると思うのです。そして、この時間帯には同じ方向性のものが予約があると、では相乗りでここへ行って、ここへ行ってというふうなことも今のタクシーを使って、今度どんな問題が出るかという抽出もできるかと思しますので、その辺知恵を使っていただいて、将来の町長、1つのセンターで受付ということを考えているのであれば、なおのこと早い時期に少し手直しをして、そこでの新たな問題点を抽出したほうが、よりスピーディーに「デマンド号」がとても利便性の高いものに進化していくと思しますので、よろしく願いいたします。もしコメントありましたらお願いいたします。

町長（佐野恒雄君） ありがとうございます。私、先ほど申し上げた1か所のセンターで受けるというのが、もし間違っていたらというふうな話を申し上げました。私自身も実際にそれが1か所で受け付けたときにどういうふうな形になるのかなということが定かでない中で、お話をさせていただいたわけです。当然1か所で受け付けるということになると、また経費の問題も出てまいります。ただ、場所としてはいい場所だと思うのです。情報発信センターのところでそういうふうな形が取れば経費もかかりませんし、いいのですけれども、またそこには受付の人をそこへ常駐させる形になるわけですので、当然経費の問題も出てきますし、その辺はまた研究させていただきたいなと思っております。

議長（小嶋謙一君） 椿議員の一般質問を終わります。

最後に、11番、池井議員の発言を許します。

（11番 池井 豊君登壇）

11番（池井 豊君） 池井でございます。一般質問をさせていただきます。

今回は空き家対策と、あと人口問題・移住者促進について、それから地域おこし協力隊についての質問をさせていただきますけれども、この3つの質問、課題は非常にリンクしていて、3つのキーワードが私の周りをぐるぐる、ぐるぐる動いているというか、問いかけてくるような今状況でございます。私は、自分自身が所属するNPOの講師派遣で、今は富山県のほうの山間地に地域のコミュニティー、地域振興協議会ともいうのですけれども、そこのビジョンづくりにお邪魔したりする機会が数年前から多くあります。そこら辺も含めて必ず出てくる問題が空き家、それから空き施設、地域の保育園が空くとか、農業体験施設が空き家になるとか、そう

いうふうなのを地域で有効活用したいとか、または移住者に住んでももらいたいとか、様々な構想が出てきたりして議論がされています。ただ、感じるのは空き家の把握も殊さらながら、譲渡や販売というふうになると、もっと難しいことになってきます。

しかし、空き家を空き家のまま放置していくと当然傷んできて特定空き家となってしまう、所有者は税負担、または解体費用等々の負担も大きくなってくるし、特定空き家になってくことで、行政のほうも自治体も深く関わったりして大変な苦勞をしてしまうというような状況になってくると思います。しかしながら、最近では中古住宅、よくテレビに出てくるのは古民家と言われるやつなのですけれども、それを購入して、自分でDIY、リノベーションをして楽しんでいくというライフスタイルなんかも注目されています。先日、羽生田地内のある空き家を購入して、友人、知人のボランティアの協力の下、リノベーションをし、住居と活動の場づくりをしている人に会いました。中に入らせてもらいましたら、中古で傷んでいる部分もありましたし、庭や畑と思われた場所が草ぼうぼうで、これは大変だなと思いながら見ていましたけれども、よくよく考えてみると、その大きな敷地の空き家が空き家のままに放置してあるよりも周辺環境に及ぼす影響もありますし、使う人がいてよかったです。

さて、今回この一般質問を出した後、様々なメディアで空き家問題とかが取り上げられていました。1つ紹介したいのは、二、三日前の新潟日報なのですけれども、阿賀町で「再生、活用空き家を資源に」ということで、古民家協会と連携協定を町が結んで有効活用を図っているという例が載っていました。これなんかも阿賀町としては一歩進んだやり方ですし、何よりこれよかったのが、一番最後のところに、神田一秋町長は、「高齢化、人口減少で空き家は増加している。大切な資源という考え方で一歩踏み込んだ対策を進めたい」というふうに言っているのです。これは、空き家を資源だと捉えて、阿賀町の町長はこれを有効活用しようというふうに一歩踏み出したというような事例です。

それから、前の前の日曜日、テレビを見ていたら、「県からのお知らせ」というところで、県の都市政策課というところがこういう冊子を作ったのを紹介しました。これ両A面なのです。両A面で、処分編と活用編となっています。活用編は、「あなたの空き家を未来の資産にしませんか」という見出しで、こっちから見ると空き家の活用例が書いてあったり、人に貸す、自分で活用するとか、それから空き家・空き店舗の活用例なんかが載っています。こっち側から見ると、「あなたの空き家が負

の遺産になる前に」、処分編ということで、空き家になるとどういふふうなリスクがありますよというようなことが書いてあったり、空き家を引き継ぐとか相続したらとかそんな話もあったり、空き家の売却解体もありますし、真ん中にはフローチャートとして、あなたの空き家をどうしますかなんていうのが載っていたりしています。これ日曜日の放送を見て、先週の月曜日に県庁へ行ってもらってきまして、2部もらってきたので、1部町長のところにやりましたけれども、非常にこういうふうには、今空き家の活用や特定空家にならないようにするための活動が非常に広まっています。そういう意味でも田上町の空き家に対する取り組みというものがもうちょっとあっていいのではないかなと思っています。田上町の空き家の把握はどのようになっていますか。

それから、空き家バンクは機能しているのでしょうか。

それから、地域に密着した区長と協力して把握してはどうでしょうか。空き家は、見た目が空き家だけでも、そこは通いで誰かが来ているとか、あそこは絶対売る気のない家だとか、そのような情報を持っているのも地域の人だと思っています。それから、そういう空き家を活用したい、活用して移住したいという人向けにリノベーションやDIYをする人の支援をしてはどうかということです。そういう空き家を活用して住むなら、空き家改装費みたいな形で、当然移住を条件にということでしょうけれども、そのようなことがあっていいのではないのでしょうかという質問でございます。

次に、人口問題・移住者促進についてです。私は、この2年間に3回ぐらい移住や人口問題について取り上げています。今年の3月はもう田上の出生人口が30人台になるという大変な危機的状況でというような質問もしましたし、去年はコロナ禍で移住を意識するという人が多くなってから、今ある意味チャンスだというような質問をしました。町長も就任3年目で、来年の改選に向けて評価が問われるときです。中でも一番大きな課題は人口問題です。田上町が存続できるかどうか、学校や施設などが機能を維持できるかどうか、そういう人口でいられるかどうか非常に問題です。佐野町長が就任後、人口動態が当初のシミュレーションと比べて維持できたのか、減少したのかを明らかにしてください。恐らく減少していることになっていると思います。

そんな中、今年3月に羽生田地区に私にとってみれば理想的なというか、そういう移住者が現れました。福島県から移住してきて、それも田上町のよさを見つけ出して、あえて田上町に移住してきたという人がいました。その話を政策推進室にし

たところ、全く食いつきませんでした。移住者をどういうふうにカウントしているのかというと、政策推進室に相談があった人を移住者としてカウントしているのだというような回答でありました。これは、私から言わせてみれば何と殿様事業だなと、うちの窓口で相談に来た人しか移住者として認めないぞというような、そんなふうな雰囲気すら感じました。私は、町民課に、転入してきた時点で簡単なアンケートを取って、移住者なのか、それともしょっちゅう移動してくる人なのかとか、そういうところを把握して、いわゆる移住者という人には後日聞き取り調査をして、移住動機、移住プロセスなんかを詳しく聞いた上で、それを事例として発信していくような必要があると思います。

それから、移住者だけではなく、転入してきた人には1か月後ぐらいに、「転入から1か月になります、いかがお過ごしでしょうか」みたいな形で田上町のサービスの一覧表を作って、田上町にはこんなサービスがありますよというのを、どうぞ活用してくださいみたいな行動を取ってもいいのではないかなと思っています。特に本当に移住してきて分からない人たちなんかには、田上町のすばらしい政策とか子育て支援策とかそういうものが伝わっていないと思うので、そういうのをあえて伝えてあげる。そうすると、田上町っていいところだななんて思って、SNSにでも書いてもらえれば、情報発信はすごく広まるのではないかなと思っています。

ともかく移住も私の周り、この質問を出してから、非常にいろいろなことが記事に出ていました。まず、2022年卒業予定の学生に対しての地方に住みたいという、内閣府は4日までに地方の景気情勢をまとめた報告書、「地域の経済2020—2021」を発表したと。2022年卒業予定の大学生、大学院生の57%がテレワークなどが進み、働く場所が自由に決められる場合には、地方に住みたいと回答していたというニュースが載っています。57%の学生が地方に住みたい、これは新型コロナウイルスが影響しているというふうな話です。十日町市議会がこの9月、10月の議会で、UIターン補助金1,465万円を計上したという小さな記事も出ていたりしました。それから、今日の新潟日報、「長岡に住み首都圏にリモート勤務」という話で、これも長岡市の企業と長岡市がタイアップして、そういう共同オフィスをつくって、移住して、ここで新幹線通勤も時折し、リモートワークをしながら住んでいる人の事例を紹介してあったりしています。本当に今移住が新型コロナウイルスのおかげで、リモートワークと、あんなに人がいる、あんなにウイルスが繁殖すると言ったらおかしいか、広まる、そういうところに住みたくないといって地方を選ぶ人が出てきております。町長の移住者促進、人口対策の姿勢を改めて問いますので、お答えください。

それから、最後、地域おこし協力隊についてです。これも新聞に出ていたのですが、総務省は8月29日、地域おこし協力隊予算を3倍にして、来年度予算の概算要求をするとの報道がありました。これはコロナ禍で地方移住の関心が高まっていることなどを背景にしてのことです。昨年度は、前年比115人増の5,464人が隊員として活動しているそうです。そして、2024年度には8,000人を目標にしているそうです。そのための3倍予算だということです。そこで、地域おこし協力隊を始めて1年になりますけれども、その効果と評価をお聞かせください。また、その後、地域おこし協力隊の隊員募集を積極的にやっているように見えませんが、このような国の方針の中、今後どのように展開するのかお聞きしたいと思います。

先ほど地域のビジョンづくりなんていう話したときに、空き家を活用して地域で地域のお茶の間とかカフェをつくる、それを地域おこし協力隊から担ってもらうなんていうようなところもかなりあるように聞いています。ですから、地域おこし協力隊が地域の空き家を利用して事業を行う。ついでにそのまま移住して住んでもらうというような流れが描けるのではないかと思いますし、実際にそういうふうに取り組んでいる地域もあります。この3つ、リンクする話題なのですから、お答えいただければと思います。

1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、池井議員の質問にお答えいたします。

はじめに、空き家対策についてであります。1点目の空き家の把握につきましては、空き家の利活用等を目的とした調査は実施しておりませんが、空き家と思われる家屋の所有者あるいは管理者の把握のために各区長からご協力をいただき、平成27年12月から平成28年10月に実施をいたしました。区長からいただいた情報を基に職員が現地調査を行い、その時点での空き家件数は221件でした。その調査結果も活用して、利活用が可能な空き家につきましては、所有者の意向を確認するなどの調査を検討してみたいと考えております。

2点目の空き家バンクであります。これまで町のホームページに掲げた空き家バンクを通じて成約まで結びついた件数は、平成30年度は3件、令和元年度は1件、令和2年度は1件でありました。登録物件を内見したい等で利用者登録をされた方は、平成30年度は5件、令和元年度は2件、令和2年度は11件であり、空き家、空き地の所有者と利用者の橋渡しが少なからずできており、それなりの効果はあると思っております。町広報紙「きずな」、ホームページ、メール配信を活用して、空き

家バンク制度の利用促進のため、その周知に努めるとともに、新潟県のU・Iターン総合サイトや全国版の空き家・空き地バンクへの登録など、今後も利用者の目に触れる機会を増やしていきたいと考えております。

3点目の、区長と協力して把握してはとのご提案であります。地区の空き家利活用の意向把握も大切なことであり、地域の実情を把握している各区長からご協力を得て、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

4点目のリノベーションやDIYをする人の支援についてであります。空き家を利活用し、例えばお店やカフェなどをオープンすることは町の活性化にもつながってまいりますので、企業支援策の面からお手伝いすることも考えられ、移住支援策の一つになるものと考えております。他の自治体の様々な取り組み、事例等も参考に、企業支援等や移住支援策の面から検討してまいります。

次に、人口問題、移住者促進についてお答えいたします。令和3年4月22日開催の全員協議会での人口ビジョンの説明、令和3年7月14日開催の全員協議会での総合戦略総括評価の中でも説明いたしました。改めて説明いたしますと、平成27年策定の人口ビジョンで想定していた令和2年の人口は1万1,579人でありました。しかし、令和2年国勢調査の速報値は1万1,231人であり、人口ビジョンより348人減少しております。特に男女とも20代、30代の人口が推計値より大きく下回っており、それは転入者より転出者が多い社会減が大きな要因となっております。このため、今後20代、30代の方たちの社会減の抑制を意識して、次期総合戦略の策定に取り組んでいかなければならないというふうに考えております。また、移住者促進につきましては、担当職員が議員の意図するところを理解せず、大変失礼いたしました。町としては、移住希望者に田上町を選択していただけるように各種の施策を検討、実施してきましたが、移住者が飛躍的に増えるという状況とはなっていません。移住希望者が何を決め手に移住するのか、どういったことが望まれているのかなどの情報収集が大切であると思っております。実際に田上町を選んで移住された方に、なぜ町を選んでいただけたのか、決め手が何であったのか、それらを確認することで新しい移住者の促進につながられると思っております。区長をはじめ町民の皆様、議員の皆様から提供される情報等も活用して、移住者促進に取り組んでまいります。

最後に、地域おこし協力隊についてお答えいたします。田上町では、これまで地域おこし協力隊の募集を行う中、相談等はあるものの、採用までにはなかなかつながっていませんでしたが、昨年10月に待望の隊員第1号を採用することができました。採用から約1年が経過したわけではありますが、隊員は初めての土地でもあり、

まずはいろいろな方とお話をし、町の現状の把握、そして町の産物を活用した今後の取り組みに向けて調査等を行っております。この1年間で築いた人と人とのつながりを活かし、今後の活動に大いに期待をいたしております。

さて、現在新たな隊員の募集を行っております。町の課題の一つに、町の特産である梅や桃の樹園地の維持や竹の間伐の対応などがあります。現在の隊員も頑張っておりますが、1人でできることは限られており、新たな隊員を募集しております。募集の方法として、他市町村の事例ではネットのサイトから情報を得て応募というケースもあります。一方で、知り合いの方からの紹介というケースもあります。町民の皆様をはじめ連携している各大学の卒業生などで該当する方がおられると思いますので、そうした方々への声かけ、アナウンスを行っていただくことで、移住、定住の有効な策として今後とも地域おこし協力隊の募集に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

11番 (池井 豊君) あまりすっきりしない答弁でございました。

まず、空き家問題についてなのですけれども、町長、空き家の利活用を目的とした調査はしていませんという話なのですけれども、ぜひ利活用も視野に入れて調査してもらいたいと思います。この建物ならまだ住めるとか、この建物は非常に大きくて、カフェとか何かお店開けるのではないかとか、そんなような形でそれこそ情報として空き家バンクに載せられるようであれば、そういうのに載せればそういうふうな人たちが利活用を目的に来てくれると思います。数字聞いて、私もびっくりしました。阿賀町は数字は聞いていたのですけれども、221件把握できたということ、これすごいですね。大したお宝だけれども、これが何も利用されていないと大変なことになるなということです。特定空家になったら、これが今度近所迷惑になってしまうわけなので、そうならないうちに、県のこれを見ながら利活用案をぜひそれぞれ区長とも相談していただければと思います。もし地域力が高いような地域だったら、そこで本当に地域の人たちのお茶の間をつくろうとか、1人で食事している高齢者のために何かちょっとした食堂をやろうとか、そんな利活用なんかも出てくるかもしれませんので、ぜひ、そこら辺の検討もしていただければと思いますし、何とかもうちょっと空き家バンクの成功率を高めてもらえればと思います。

私、例の移住に絡めても、前回質問したとき、たしか道の駅ができたので、道の駅にパンフレットを置いて、せめて情報発信したらどうかということで、それやっているかどうかかなと思ってさっき見てきたら、ちゃんと置いてありました。田上町

の少子化、定住、人口減少対策を紹介しますとか、それから空き家バンクに登録してくださいという政策推進室のチラシが置いてありましたが、これが置いてあるところの隣にはかき氷のチラシが置いてあって、そのポップに「田上町の観光紹介です」といってポップがついてあるところにこれが入っているのですけれども、もっとしゃれを利かせて、田上町に移住してみませんか、住んでみませんかみたいなポップもつけて、または私もしばらくぶりに上越市に行ったのですけれども、町を紹介するでかいパネルが2つ追加になっていて、非常にいい感じになっているので、あそこでもうちょっと田上町に住んでみませんかのコーナーをつくるとか、そういうふうにしても効果があるのではないかなと思っています。空き家が大変なことにならないようにぜひ手を打ってほしいと思います。

それから、移住の話なのですけれども、町長、移住者には何を決め手にして移住したのかという、そこなのです。町長、それは、ではどうやって把握するつもりですか。私は、さっきは転入してきた方に簡単なアンケートにより聞き取り調査というふうなプロセスの話をしましたけれども、町長はこれ決め手というのはどういうふうに調査をするつもりでしょうか。私はさっき紹介した、今年3月に移住してきた人に何回か会って、それなりに当たり障りなく聞きながらしていったところによると、その人は息子が近くの市に住んでいるので通勤圏だということと、犬を飼っていて、近くに大きな公園があって、散歩させられるようなところを探していたのだと。本当は三条市の槻の森運動公園辺りがよかったのだけれども、そこら辺には物件がなかった。田上町にはYOU・遊ランドの近くに物件があったということで、自然環境と犬の散歩というところが決め手であったのと、金額的に合う物件があったというところが決め手になったように感じました。そういうふうに決め手の話は、じっくり聞かないとアンケート程度では把握できないかもしれないので、でもこれが分かったら、今度情報発信です。こんな人、田上町に移住しましたみたいな感じで、犬の散歩の好きな人が住みやすい町でしたとか、そんな人、移住してくださいみたいな移住事例を並べていけば、そういう人の決め手が分かってくると思いますので、町長、そこをどのように決め手を探すのかというところを再答弁してください。

それと、町長、その前にともかく去年は新型コロナウイルスでおかしかったといっても、出生した子どもたち、子どもの数が30人台だったのです。ここ数年、平成29年、平成30年、令和元年と40人台の子どもなのです。少ない子どもで、本当なら100人いなければならない、出生で100人いれば田上町は1万人規模の町が維持できると思

うのですけれども、できないということであれば移住で増やすしかないという現状をまず認識してもらいたいと思いますし、私は今回町長に言いたいのは、職員にしっかりと移住対策をやれというふうな形で指示をしてもらいたい。町長の意を酌んで、職員も移住で人口もある程度増やしていかないと町が消滅してしまうぞという危機感を持ってもらって、やってもらえればと思います。今回の議会から政策推進室長も来ているようですので、ぜひ、そこら辺の町長の意図を酌み取ってもらって、移住、人口増加策に取り組んでももらいたいと思います。

それから、地域おこし協力隊についてです。いろいろな去年の事情、状況を聞いたのですけれども、要は効果と評価をお聞かせください。どういう効果があったのか、地域のお年寄りが喜んでいたりとか、こういうことが話題になっているとか、そういうこと。またはこういう産業に目を向けている人がいたとか、そういう評価。私は、今後国がこの体制を維持していくということであれば、また地域おこし協力隊が増えてくると思うので、ぜひ担当課から活動評価シートみたいな、自己評価でもいいし、また部署からの評価でもいいのですけれども、1年目の評価がどうだったかとか、達成目標をどうするとか、そういうふうなところの評価シートを作って、しっかりと評価してもらいたいと思うのですけれども、そこら辺のともかく評価と効果をお聞かせください。

それから、もう一つ、地域おこし協力隊を採用するに当たって、町長はいろいろとさっき本人から紹介とかいろんな、紹介というのが非常に多いのですけれども、ウルトラCとして、何かをやってもらう人を都市部から移住してもらう、それについて給料を払うために地域おこし協力隊になってもらうという、地域おこし協力隊後づけ方式というのもあるようです。ある事業を担ってもらう、こっちに来る、ある程度都市部から来てもらわないと困るわけなのですけれども、そういうやり方もあるようなので、もし田上町で特産品開発とかでというのを最初からあるようだったら、そういう人を3年契約で募集して育ててあげるような、そういうやり方も検討してみてもらえればと思います。

以上、2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） いろいろとありがとうございます。それこそ議員、各地で講師として派遣をされておるようです。今ほどの空き地、空き家関係の資料も頂きました。本当にありがとうございます。こうしたことを本当に参考にさせていただきたいなと、こう思っております。

空き家の利活用を含めた調査、これが一番大事なのだらうなと思います。先ほど

も申し上げておりますけれども、当然各地区の区長から協力をしていただいて、空き家の実態を調べると同時に、何とかそれを利活用できる方向で調査をしていかなければならないというふうに思っております。今どこの自治体も空き家対策、これが大きな課題になっております。当然町もそれこそあちこちでも本当に空き家が点在していると、大きな問題にもうなってきたわけですので、これらを何とか活用した形でできないか。そのことで、先ほど議員のおっしゃっておられるそれを利活用して、例えばコーヒーショップであるとかというふうなこと、お年寄りの方たちのちょっとした茶飲み場所の提供とか、そんなことでもそのことが一つの移住、定住というふうな形に当然つながっていく話ですので、それらはぜひこれから町としても一生懸命取り組まなければならないなど、こう思っております。そういう意味では、私自身が庁内というか、職員に対して、空き家対策についてしっかりと指示をしていきたいなど、こう思っております。

それから、移住をされてきた方の調査です。どんな形で調査するのですかと、こういう話です。それはアンケートも確かに大事かと思えます。アンケートも大事なのですが、私はそうやって移住してきたなんて、そんなに何十人も移住して、そういう状況であれば誠にありがたい話なのですけれども、移住されてこられる、先ほど例を挙げてYOU・遊ランドの下のところというふうなお話もありました。本当に移住されてこられる方は、今の状況では何人もおられないわけです。そんなところに私は直接出向いて行って、何が決め手だったのか、どうしてこの田上町を選んでもらったのか、先ほど議員のおっしゃられたとおりでと思うのです。犬を連れて散歩できる場所がたまたまというか、YOU・遊ランドの近くに物件があった、だからそこを選ばさせていただいた。まさに何が決め手になったのか、そのことをしっかりと把握するというのが、これが一番大事なのだらうと思えます。

今回、工業団地に全農が進出していただくことになりました。ご説明を申し上げているとおりでありますが、私はそのときにお聞きしたのは、何が決め手になったのでしょうか。この工業団地を選んでいただいた、何が決め手になったのかということをもっと最初にお話をお聞きいたしました。当然返ってくる答えは、もちろんある程度は想像はしておりましたけれども、バイパスが新潟まで通ったという、このことが一番大きな決め手になったのだと、こういうふうなお話をしておりました。ただ会長は、三条のインターが遠いということで、私は職員がそうやって田上の工業団地を選びたいといったときに、私はそれにはどうかなと首をかしげたのだ。ただ、その中で職員から説明を受けたのは、米の集出荷が工業団地で倉庫になるわけ

です。それは別に高速を使うようなところではないのだ。だから、あくまでもインターに近いのは全然条件にならないのだと。あくまでもバイパスに近接しているという、そのことが大事だと。それを聞いて、ああ、そうかということで、工業団地に進出を決定させてもらったのだというふうなことはお話を聞いたわけです。それと同じような話だと私は思うのです。だから、どういうことでここ田上町を選んでいただいたのか、そのことをしっかりと把握することが一番大事なのだろうな、こう思っています。だから、アンケートももちろん大事でないなんて言いませんけれども、直接話を伺うこと、このことが一番大切かなというふうに思っております。

それから、地域おこし協力隊です。関根議員の質問の中にもお答えをさせていただきました。10月にお越しいただいて、約1年になるわけであります。どうしてもなかなか新型コロナウイルスの関係で思うような活動といたしますか、ある程度制限されている中ではありましたけれども、初めての田上という土地の中で、この田上というところをよく知るといふこと、それからいろんな人たちとの絆といたすのですか、お話を聞かせてもらう、そういう1年であったというふうなお話をさせていただきました。まずは、具体的な成果といふのはもちろんまだ出てはおりませんが、いろんなブランド品の開発とか、そういうものにも積極的に今取り組んでもらっております。そして、毎月毎月どういう活動をしているかといふことのレポートも出していただいております。本当にそれが今度成果として出てくるのは、もうちょっとまだこれからなことだろうと楽しみにしております。そんなこともあって、1人ではなかなか限られておりますし、新たな協力隊員の募集も今かけております。条件等があって、なかなか難しいですけれども、それこそ呼びかけといたすか、議員の皆さんからもむしろそんなところでお話をかけてもらえればありがたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

11番（池井 豊君） 空き家については意見の一致を見たようですし、本当このままに悪い状態にしておけば、今県の調査によると7軒に1軒は空き家だそうです。これ世帯数が減っていくので、どんどん空き家は増えていく傾向にあるということなので、ぜひこれが負の遺産にならないように資源だと思っけて取り組んでいただければと思います。

それから、移住者についてなのですけれども、町長、ですからこれ毎年毎年転出は300人前後いて、転入も二百二、三十人毎年いるわけなのです。その人たちの中に純粋な移住者という人は少ないかもしれませんけれども、一旦町を離れて町に入ってくるという人たちに対して、ぜひ、今の田上町はこんな支援メニューがあるので

すよと、こんな事業があるのですよというような一覧表を移住してきたときにある程度やるのかな、なるかどうか分かりませんが、1か月ぐらいしたらまたこんなものがありますよ、その後田上町の住み心地いかがですかみたいな、これはダイレクトメールでいいので、そういうようなフォローをしっかりとしながら、田上町に一旦入ってきた人を逃がさない、よその町に行かせない、田上町に来てみたらいいところだったのだよというようなところ、それをちゃんと伝えられるような仕組みをつくってもらいたいと思いますし、その中から移住者というのを探し出して、その人たちはまたもっと大事にといたら失礼だな、全部大事にしなければならないのだけれども、移住促進につなげる意味でいろんな聞き取りをやっていくような形にさせていただければと思いますが、転入者全般のフォローをどうしていくのかお聞かせください。

それから、地域おこし協力隊なのです。そんな大がかりな評価や効果を聞いているわけではなくて、私は地域おこし協力隊員が関わっていたおばあちゃんが元気になったとか、そんなぐらいのことでもいいと思うのです。ですから、どんな活動をして、どんなふうなハレーションがあったかとか、そういうところをぜひ大事にしていてもらいたいと思っています。もうちょっと、だから地域で話題になってもいいのではないかなと思うのです。全然あの人の活動がどうだったというようなうわさもあまり聞こえてきませんし、何かよそで地域おこし協力隊がいると、すぐ近所のじいちゃん、ばあちゃんが世話焼いて、何か元気になったみたいな話は聞くのですけれども、あまりにも話題になっていないので、「きずな」には載っていますけれども、もうちょっと話題になるような仕掛けを担当課は考えてもらえばいいのではないかなと思っています。

3回目の質問、これで終わりにします。

町長（佐野恒雄君） 転出が転入を上回っている状況下なわけです。調査によれば20代、30代の転出者が多いということが、非常に大きな問題になっているのだと思います。議員おっしゃられるように、町としてはいろんな施策を打ち出しておりますし、決してよそに、他自治体に引けを取らないような施策といいますか、状況だと思えます。だから、もっと田上としての町のそうした政策面での、こういうこともやっている、こういうこともやっているというPRというのかな、それが不足というのかな、なのだろうと思っています。そうしたのをどういうふうな形でPRしていくか、これは非常に大事なことだろうと思っています。と同時に、今回道の駅が4月にスタートしてから非常に大勢の方々から利用していただいておりますし、かつてこれ

だけ町をPRできることというのは過去になかったと私は思っています。そういう意味では、非常に大きな今回道の駅が町外に対するPRの大きな力になっているのだらうと思います。そういう意味において、もっともっと町のそうした政策面も含めていろんな形でPRできるような工夫をしていくことが必要なのだらうと、こう思っています。

それから、地域おこし協力隊員の活躍の場が見えてこないというふうなお話であります。確かにそうかもしれません。「きずな」でも報告といいますか、載せておりますので、全く見えていないわけでもないと思うのですが、もっともっとそれこそ議員おっしゃられる身近な活動なり、そういうものが見えてくるような、そういう仕掛けというのですか、確かに必要なと、こう思っておりますので、研究してみたいと思っております。

以上です。

議長（小嶋謙一君） 池井議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時38分 散 会

別紙

令和3年 第4回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第2号 令和3年9月9日（木） 午前9時開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開議	
第1		一般質問	

第 3 号

(9 月 21 日)

令和3年田上町議会
第4回定例会会議録
(第3号)

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 会 令和3年9月21日 午後1時30分
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 8番 | 椿 一春君 |
| 2番 | 品田 政敏君 | 9番 | 熊倉 正治君 |
| 3番 | 藤田 直一君 | 10番 | 松原 良彦君 |
| 4番 | 渡邊 勝衛君 | 11番 | 池井 豊君 |
| 5番 | 小嶋 謙一君 | 12番 | 関根 一義君 |
| 6番 | 中野 和美君 | 13番 | 高橋 秀昌君 |
| 7番 | 今井 幸代君 | | |
- 4 欠席議員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|-------|-----------------|--------|
| 町 長 | 佐野 恒雄 | 産業振興課長 | 佐藤 正 |
| 副町長 | 吉澤 深雪 | 町民課長 | 田中国 明 |
| 教育長 | 安中 長市 | 保健福祉課長 | 渡邊 賢 |
| 総務課長 | 鈴木 和弘 | 会計管理者 | 山口 浩一 |
| 政策推進室長 | 堀内 誠 | 教育委員会
事務局 局長 | 小林 亨 |
| 地域整備課長 | 時田 雅之 | 代表監査委員 | 大島 甚一郎 |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 渡辺 明 |
| 書記 | 板屋越 麻衣子 |
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

午後1時30分 開 議

議長（小嶋謙一君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあります議事日程第3号によって行います。

これより議事に入ります。

日程第1 承認第 9号 専決処分（令和3年度田上町一般会計補正予算（第3号））の報告について

日程第2 承認第10号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第4号））の報告について

議長（小嶋謙一君） 日程第1、承認第9号及び日程第2、承認第10号の2案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について、各委員長の報告を求めます。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長 今井幸代君登壇）

総務産経常任委員長（今井幸代君） それでは、承認第9号、第10号についてご報告申し上げます。

審査の結果、いずれも原案承認でございます。

両議案とも議案内容に関しましては過日全員協議会でも議論がなされていることから、特段の議論はございませんでした。

以上であります。

議長（小嶋謙一君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。今井委員長、

ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

(社会文教常任委員長 松原良彦君登壇)

社会文教常任委員長(松原良彦君) それでは、私のほうから承認第9号 専決処分(令和3年度田上町一般会計補正予算(第3号))の報告について中、第1表、歳出のうち4款衛生費について報告します。

歳出では、主に新型コロナウイルス対策費として3,272万9,000円を追加補正するもので、対策事業の内容から総務産経常任委員会との連合審査で行いました。事業では、プレミアム付き飲食券運營業務補助金の985万円、感染予防及び事業継続等緊急支援金1,760万円、交通利用回復応援事業負担金70万円のほか、住まい快適リフォーム補助金事業の450万円の4つの事業です。審査において、今現在の進捗を問う質疑がありました。プレミアム付き飲食券は9月3日から販売し、10日現在で778枚販売しています。事業継続緊急支援金は54件の申請があり、562万円の支援金支払いの準備をしています。交通利用応援券は、8月13日の「きずな」に掲載から8月末までの集計で186枚利用されています。住まい快適リフォームでは、9月3日現在、申請件数19件、補助対象工事費は3,151万5,948円ですが、交付予定金額は258万円となります。リフォームの内容は、外壁や屋根瓦のふき替え、トイレの取替えなどが主でした。また、交通利用回復応援のチケットの使用について、1回1枚の使用であるが、4枚使用できるようにチケットの消化を促す問いには、利用の促進、交通事業者の支援が目的なので、場合によっては検討する必要があるとしています。

審査の結果、承認第9号は原案のとおり承認されました。

以上でございます。

議長(小嶋謙一君) 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。松原委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、承認第9号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第9号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案承認であります。本案は委員

長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、承認第9号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、承認第10号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第10号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案承認であります。本案は委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、承認第10号は委員長報告のとおり承認されました。

日程第3 議案第29号 田上町道路線の認定について

議長(小嶋謙一君) 日程第3、議案第29号を議題といたします。

本案件につきましては、所管の総務産経常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

(総務産経常任委員長 今井幸代君登壇)

総務産経常任委員長(今井幸代君) それでは、議案第29号についてご報告申し上げます。

審査の結果、原案可決でございます。

当日現地の視察をいたしまして、このたびの町道が町道認定されれば全体での路線数が745路線、実延長は245.1768キロメートルになるとのことです。

特に質疑等はありませんでした。

以上です。

議長(小嶋謙一君) 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。今井委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより議案第29号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。
しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第29号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第30号 令和3年度田上町一般会計補正予算(第5号)議定について

日程第5 議案第31号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)議定について

議長(小嶋謙一君) 日程第4、議案第30号及び日程第5、議案第31号の2案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、それぞれ所管の各常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について、各委員長の報告を求めます。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

(総務産経常任委員長 今井幸代君登壇)

総務産経常任委員長(今井幸代君) それでは、議案第30号についてご報告いたします。

審査の結果、原案可決であります。

歳入では、このたびの新潟県の新型コロナウイルス特別警報が全県に拡大されたことに伴う感染拡大防止協力金として2,898万8,000円、防犯カメラ設置等の補助金となる地域の防犯力向上推進事業補助金に52万円、いずれも県支出金として追加をされました。

歳出では、2款総務費では、財政調整基金の積立金として1億3,300万円を追加、これにより令和3年度末の基金残高は、8億4,012万5,000円となる見込みとのであります。歳出における議論といたしましては、新規事業となる5款労働費の駐輪場防犯カメラの設置に関しまして、カメラ設置におけるランニングコストやデータ保存に関する質疑がありまして、維持費は特にかからず、データは附属のSDカ

ードへの保存となる旨の説明がありました。

次に、土木費では、道路維持費として150万円増額されました寿団地2号橋のところにずれが生じ、橋桁の部分となります柵板の隙間から路盤材が流出しており、これらの修繕に伴うものですが、原因や工法等が問われまして、地盤沈下も考えられるが、ずれの原因を結論づけられるものではない、コンクリート、最終的には舗装等をするとのことでした。委員からは、地盤沈下の原因を排除できないとすると、コンクリート重量は相当大きくなるため、それが原因としてさらなる沈下につながるないようにしっかりと考慮し、対応していただきたいとの意見がありました。

また、除雪対策事業においては、今回の除雪業者の撤退、また変更による機械借り上げによる増額となることから、除雪オペレーター不足の深刻化から町直営の除雪班体制の構築や、かつて、過去おられました直営の除雪、草刈り、道路修繕等の対応ができる職員の採用も検討されるべきではないかとの質疑がありましたが、直営での対応も必要となってくるというふうに認識はしているが、専門の職員の採用の予定はないとの答弁でありました。

13款災害復旧費は、大雨による流木、土砂撤去等に伴う費用となっております。以上であります。

議長（小嶋謙一君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。今井委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 松原良彦君登壇）

社会文教常任委員長（松原良彦君） それでは、私のほうから議案第30号 令和3年度田上町一般会計補正予算（第5号）議定について中、第1表、歳出のうち2款総務費（3項）、3款民生費、4款衛生費、10款教育費について報告いたします。

2款総務費（3項）は、戸籍住民基本台帳の電算業務委託料として16万2,000円を追加補正しています。これは、基本台帳の中の国民年金システムの改修に当たったもので、国民年金事務費から充当しています。

3款民生費は、令和2年度の実績に基づく増減整理であり、老人福祉施設費では、心起園の修繕費として10万円を見込んでいます。

4款衛生費についても、令和2年度の実績に基づく増減整理が主です。1目保健衛生総務費の質疑で、古くなった健康づくり看板と国民健康保険看板の撤去に84万

4,000円を計上していることの内容について、原ヶ崎運動広場にある高さ6メートルの大型看板が1基、高さ1.4メートルのステンレス製看板5基であることの説明がありました。

5目新型コロナウイルス対策費の追加補正額3,075万8,000円に対する審査は、総務産経常任委員会との連合審査で行いました。この中身は、中小・小規模企業対策事業の新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の2,898万8,000円を県が拠出するのが主で、ほかに高齢者等PCR検査助成事業に154万9,000円を追加し、250件の検査を見込んでいたとの説明がありました。質疑で、協力金支払いのためのパトロールはせず、事業者の申告で支払うことによりかについて、県の考えは何らかの形で確認をしていただきたいとし、田上町も最低1回は確認していただきたいということで、巡回という形で確認しています。また、PCR検査は2分の1補助制度でとただしたのに対し、令和3年度も2分の1で実施するとのことでした。

10款教育費の小学校費、中学校費、県の地域の防犯力向上推進事業補助金と一般財源を加えた総額72万円を追加補正し、防犯カメラを田上小学校に2台、羽生田小学校に2台、田上中学校に3台を設置するとの説明がありました。保健体育費では、羽生田野球場の電気設備修繕に伴い92万4,000円を追加補正しています。質疑では、防犯カメラの設置場所について、田上小学校は2か所とも玄関から進入道路が映るような向きにして、羽生田小学校は進入道路が映る形で玄関に1か所、プール側端の柱に1か所、中学校は正面玄関に1か所、体育館の入口に1か所、駐輪場に1か所設置するとの説明がありました。また、防犯カメラのモニタリングについては、今回はカメラ本体にSDカードが内蔵されているほか、ワイヤレスモニターで校内で画像を見ることも可能となっているが、常にモニターを監視しているものでなく、何かがあったときに映像を確認するとのこと、本来は教務室で確認できればよいが、設置費用の面で今回は県の事業費の範囲内にとどめたとの説明でした。

議案第30号は、原案のとおり可決しました。

次に、議案第31号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定については、歳入では47万円を繰越金を財源に追加補正し、これを歳出の広域連合納付金に充てるものです。これは、被保険者2,091名の所得減収に伴い納付額が減少するため、差額を町が負担するものです。

本議案に対する質疑はなく、議案第31号は原案のとおり可決しました。

以上でございます。

議長（小嶋謙一君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。
しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。松原委員長、
ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議案第30号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。
しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第30号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。
しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第31号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6	認定第 1 号	令和 2 年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 7	認定第 2 号	同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 8	認定第 3 号	同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 9	認定第 4 号	同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 10	認定第 5 号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 11	認定第 6 号	同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について

いて

日程第 1 2 認定第 7 号 同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 1 3 認定第 8 号 同年度田上町水道事業会計決算認定について

議長（小嶋謙一君） 日程第 6、認定第 1 号から日程第 13、認定第 8 号までの 8 案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、決算審査特別委員会に付託し、審査をいただいたものがあります。

審査の結果について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

（決算審査特別委員長 小野澤健一君登壇）

決算審査特別委員長（小野澤健一君） 令和 2 年度、決算審査特別委員会の審査報告をいたします。

当特別委員会に付託された案件は、認定第 1 号から認定第 8 号までの 8 案件であります。審査は、9 月 15 日から 9 月 17 日までの 3 日間行われました。認定第 1 号に関しましては、令和 2 年度の一般会計決算額は歳入総額 73 億 4,328 万 5,000 円、前年度比 20 億 8,541 万 3,000 円の増、率にして 39.7% の増。歳出総額 70 億 7,149 万 1,000 円、前年度比 23 億 3,263 万 3,000 円の増、率にして 49.2% の増でありました。

主な内訳としては、まちづくり拠点整備事業の完了による建設費の支払いと、新型コロナウイルス対策費の執行により決算規模が大きく膨らみました。新型コロナウイルス対策費の歳出決算額は、1 人当たり 10 万円支給の特別定額給付事業の 11 億 5,320 万 1,000 円をはじめとし、総額 15 億 3,203 万 1,000 円でありました。

歳入から歳出を差し引いた収支の実態を示す実質単年度収支は 1 億 67 万 3,000 円の黒字となりました。

町財政の貯金に当たる主な基金の残高は、総額で 13 億 8,159 万 7,000 円、内訳としては財政調整基金の残高 8 億 3,166 万 6,000 円、減債基金の残高 5 億 4,993 万 1,000 円であります。一方、町財政の借金に当たる町債の残高は 46 億 3,570 万 8,000 円となりました。また、財政の健全化を表す指数のうち赤字決算に関する指数を除いた 5 項目に関しては、経常収支比率を含む 3 項目で悪化をしております。

続きまして、決算特別委員会の内容についてご報告を申し上げます。委員の皆様からの質問数は 147 件、総括質疑は 2 件でありました。総括質疑の質問事項は、1 つ目が行政評価の実施と公表について、2 つ目として避難所等の公共 Wi-Fi の設置についてでありました。審査全般を通して、議会は行政の監視機関であるとの立場

に基づき、各委員から活発な質疑が行われ、十分な審査が尽くされました。

最後に、当特別委員会に付託されました案件、認定第1号から認定第8号は全て認定されました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（小嶋謙一君） 決算審査特別委員長の報告が終わりました。

これより決算審査特別委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。小野澤決算審査特別委員長、ご苦労さまでした。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、認定第1号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

13番（高橋秀昌君） 私は、認定第1号、令和2年度一般会計決算認定について、賛成の立場から討論に参加します。

私は、令和2年度の予算案に対して反対の態度を表明した経緯があります。その理由は、1つは町が実施している0歳から高校卒までの医療費の助成の自己負担分をなくし、文字どおり無料化に進むことを提起しましたが、前進がありませんでした。2つ目に、75歳以上の住民の人間ドック助成を佐野町長は独自に補正を追加した成果があるにもかかわらず、さらなる前進はありませんでした。3つ目に、区長規定を変え、地方自治の最先端を担う自治会にふさわしい条例制定を求めましたが、その形跡がありませんでした。第4に、子育て支援の立場から一般会計の予算で国保の子どもの均等割の廃止を求めましたが、部分的な前進さえ見られませんでした。5つ目に、新生児先天性難聴の早期発見のための聴覚スクリーニング検査を求めましたが、全く反映されていませんでした。6つ目に、地域経済の循環の大切さから、地元零細企業や自営業者も元請で参入できる制度設立を求めましたが、反映されていませんでした。以上6つの角度から予算に反対いたしました。

令和2年度の1年を振り返ってみれば、コロナ禍で田上町の住民も企業も自営業者も大変な苦勞を強いられていました。国会での論戦による国の施策で新型コロナウイルス対策交付金が設立され、その用途について当町でも執行と議会が大いに論戦を行ってきました。その結果、労働者への直接支援、農業者への直接支援、町企業と自営業者に前年比売上5%減収から支援金を交付するなど、その金額はコロナ禍での被害補償とは言えないまでも、誇れる政策を打ち出しました。このことは、執行提案を議会が唯々諾々と受けるのではなく、議会が大いに批判と提案を繰り返

し行い、佐野町長がまた原案に固執するのではなく、よいものは取り入れて執行する姿勢だったということであります。佐野町長の言うみんなと決める、みんなと進める市政の成果として評価に値すると考え、本決算認定には賛成の態度を表明いたします。

議長（小嶋謙一君） ほかにありませんか。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第1号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第2号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第3号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第4号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案

は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

13番(高橋秀昌君) 私は、認定第5号、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論に参加します。

私は、令和2年度の当初予算では、保険料が引き上げられることから反対いたしました。令和2年度の決算では、所得割は7.4%が7.84%に引き上げられました。均等割は2万6,900円が3万400円に引き上げられました。こうした引上げは、佐野町長の直接的な施策によるものではありません。しかし、住民負担の増となりましたので、反対とします。

佐野町長に求めたいのは、機会あるたびに国庫負担率を引き上げ、高齢者が安心して医療を受けることができるよう働きかけることを強く求めて、討論といたします。

11番(池井 豊君) 私は、後期高齢者医療特別会計に賛成の立場から討論に参加します。

後期高齢者につきましては、県全市町村が参加する連合会で運営されております。今さらここから離脱し、以前のように町単独で高齢者の医療体制を築くことは、今さらできないと思っております。そんな中、今回提出された令和2年度田上町の後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、適正に運用されていることを確認いたしましたので、賛成といたします。

議長(小嶋謙一君) ほかにありませんか。

では、しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第5号の採決を行います。

本案は、起立採決といたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

議長(小嶋謙一君) 起立多数であります。着席してください。よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第6号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第7号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第7号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、認定第7号は委員長報告のとおり認定されました。

最後に、認定第8号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第8号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、認定第8号は委員長報告のとおり認定されました。

日程第14 請願第2号 コロナ禍に苦しむ人々に食料を支援する施策を求める請願 について

議長(小嶋謙一君) 日程第14、請願第2号を議題といたします。

本案件につきましては、所管の総務産経常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

(総務産経常任委員長 今井幸代君登壇)

総務産経常任委員長(今井幸代君) それでは、請願審査に関しましてご報告申し上げ

ます。

内容に関しましては、請願趣旨、そして請願項目を読み上げまして内容の説明に代えさせていただきます。

コロナ禍に苦しむ人々に食料を支援する施策を求める請願書。

請願趣旨。

長期化するコロナ危機の中で、営業自粛による中小業者の経営危機や労働者の解雇などが広がり、戦後最悪の不況に見舞われています。収入減で「1日1食」に切り詰めるなど、「食べたくても食べられない」人たちが増えています。

全国でとりくまれている食料支援のとりくみやフードバンクには、職と住まいを失い、食べることもままならない人々が多数訪れ、米をはじめとする食料の配布が歓迎されています。

その一方、米をはじめとする農産物の需要が減少し、過剰在庫による価格低迷に農家が苦しんでいます。米では需要減を理由に史上最大の生産量の削減が実施されています。食べられない人々がいる一方で米を作らせない、こんな矛盾はありません。

アメリカは昨年、余剰になった農畜産物を買上げ、生活困窮者への食糧支援に提供したのに続き、今年も低所得世帯やシングル家庭、貧困高齢者への食料配布補助など支援政策を強化しています。

日本では農林水産省が政府備蓄米を子ども食堂に無償提供していますが、「食育」の範囲の微々たる量に限られています。これではコロナ禍で苦しむ人々を救済することはできません。

いま、コロナ禍のなかで増えている生活困窮者への支援の拡充を求める声が与野党を超えて強まっています。

今こそ、政府の責任で行き場を失った農産物を、困窮する国民に提供する食料支援策を実施する時です。以上の趣旨から、下記事項についての意見書を政府関係機関に提出することを請願します。

請願項目。

一、コロナ禍に苦しむ人々に食料を支援する施策を講じてください。

今回の審議ですが、特に質疑はありませんでした。

審査の結果、採択すべきものと決定をいたしました。

以上であります。

議長（小嶋謙一君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。
しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。今井委員長、
ご苦労さまでした。

これより請願第2号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。
しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第2号の採決を行います。

お諮りいたします。本請願に対する委員長報告は採択であります。本請願は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

暫時休憩いたします。自席にてお願いいたします。

午後2時17分 休憩

午後2時19分 再開

議長(小嶋謙一君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加

議長(小嶋謙一君) 先ほどの請願の採択に伴い、お手元に配付のとおり意見書が提出されました。

お諮りいたします。ただいまの案件につきましては日程に追加し、追加日程として直ちに審議することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、ただいまの案件につきましては日程に追加し、追加日程として直ちに審議することに決定しました。

追加日程第1 発委第3号 コロナ禍に苦しむ人々に食料を支援する施策を求める意見書について

議長(小嶋謙一君) 追加日程第1、発委第3号を議題といたします。
提案者、総務産経常任委員長の説明を求めます。

(総務産経常任委員長 今井幸代君登壇)

総務産経常任委員長(今井幸代君) それでは、今ほど皆様に配付させていただきました意見書案を読み上げさせていただきます、説明に代えさせていただきます。

コロナ禍に苦しむ人々に食料を支援する施策を求める意見書(案)。

長期化するコロナ危機の中で、営業自粛による中小業者の経営危機や労働者の解雇などが広がり、戦後最悪の不況に見舞われています。収入減で「1日1食」に切り詰めるなど、「食べたくても食べられない」人たちが増えています。

全国で取り組まれている食糧支援の取り組みやフードバンクには、職と住まいを失い、食べることもままならない人々が多数訪れ、米をはじめとする食料の配布が歓迎されています。

その一方、米をはじめとする農産物の需要が減少し、過剰在庫による価格低迷に農家が苦しんでいます。米については、需要減を理由に史上最大の生産量の削減が実施されています。食べられない人々がいる一方で米を作らせない、こんな矛盾はありません。

アメリカは昨年、余剰になった農畜産物を買上げ、生活困窮者への食料支援に提供したのに続き、今年も低所得世帯やシングル家庭、貧困高齢者への食料配付補助など支援政策を強化しています。

日本では農林水産省が政府備蓄米を子ども食堂に無償提供していますが、「食育」の範囲の微々たる量に限られています。これではコロナ禍で苦しむ人々を救済することはできません。

今、コロナ禍の中で増えている生活困窮者への支援の拡充を求める声が与野党を超えて強まっています。

今こそ、政府の責任で行き場を失った農産物を、困窮する国民に提供する食料支援策を実施する時です。

記

一、コロナ禍に苦しむ人々に食料を支援する施策を講じてください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

新潟県南蒲原郡田上町議会

提出先は、内閣総理大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長となっております。

以上です。

議長(小嶋謙一君) 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。今井委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより発委第3号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより発委第3号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定し、意見書を関係機関に提出することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、発委第3号は原案のとおり決定し、意見書を関係機関に提出することに決定しました。

日程第15 請願第3号 「コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願について

議長(小嶋謙一君) 日程第15、請願第3号を議題といたします。

本案件につきましては、所管の社会文教常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

(社会文教常任委員長 松原良彦君登壇)

社会文教常任委員長(松原良彦君) それでは、私のほうから請願第3号について報告いたします。

請願第3号 「コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願の審査であります。

紹介議員は高橋議員、参考資料として私学助成資料が配付されました。

内容に関しましては、請願趣旨、請願内容を読み上げ、報告に代えさせていただきます。

請願趣旨。

県内の私立高校は、それぞれ「建学の精神」にもとづく豊かな教育を推進するため努力を重ねながら、県内教育を支える担い手として役割を果たしています。

こうしたなか、私立高校においては2020年度に国の高等学校等就学支援金制度が拡充され、年収590万円未満世帯に上限396,000円（年額）が支給され、本県の私立高校授業料は一部の学校を除き、この世帯の授業料負担がなくなりました。しかしながら、授業料以外の施設整備費84,475円（年額 県内平均）に加え、入学金152,500円（県内平均）の負担は残されたままとなっています。本県には独自の学費助成制度として施設設備費及び入学金への一部助成が行われていますが、助成対象となるのは年収250万円未満世帯のみでわずか私立高校生家庭の10%程度しか該当しません。

公立と私立との学費格差は、国の制度が拡充された後も、年収590万円未満世帯で私立高校で約14万～24万円（年額）の負担があるのに対して、公立高校は無償かわずか5,650円の入学金負担のみとなっており、さらに年収590万～910万円未満世帯では私立で約47万円の負担があるのに対して、公立は5,650円の負担のみと、学費格差は歴然となっています。

いま、新型コロナウイルス感染症が収まる気配はなく、休業や失業など経済的に深刻な影響を及ぼし、県民の生活を脅かしています。とりわけ私立高校生の保護者にとっては、学費負担が重くのしかかり家計への圧迫が懸念されます。この3月末に実施した学費の滞納調査では、学費の長期滞納家庭の約2割がコロナ禍が影響したと答えています。

私立高校生に対する国の就学支援金制度の拡充、さらに県独自の学費助成制度の拡充によって、学費の公私間格差の是正をはかることが強く求められます。

また、教育条件においても、公私間の格差是正が求められています。全教員に占める専任教員の割合は、公立高校が約76%を占めるのに対し、私立高校は約59%と専任教員の比率が公立よりも大幅に下まわっています（2020年度調べ）。専任教員の少なさを補う形で雇用期間の定めのある常勤講師が私立高校には多く見られます。私立高校は、それぞれが「建学の精神」にもとづく独自の教育を推進しており、その学校独自の教育の伝統を継承していく専任教員の存在が不可欠です。また、一人ひとりの生徒にゆきとどいた教育を行うためにも専任教員増は欠かせません。

専任教員数に公私間格差がある最大の要因は、私立高校経常経費に対する国・県の公費支出の少なさにあります。公立高校生一人当たり約111万円が支出されていますが、私立高校生には約35万円の公費にとどまっているのが現状です（2019年度調べ）。専任教員増を可能とするため、私立高校への経常費助成増額が強く求められます。

貴議会におかれましては、以上の状況をご理解のうえ、下記の請願事項にお応えいただきますようお願いいたします。

請願事項。

一．地方自治法第99条の規定により、「コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書」を採択のうえ、関係機関に意見書の送付をおこなってください。

以上、審査に関しては特に質疑はなく、採択すべきものと決定しました。

以上でございます。

議長（小嶋謙一君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。松原委員長、ご苦労さまでした。

これより請願第3号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第3号の採決を行います。

お諮りいたします。本請願に対する委員長報告は採択であります。本請願は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、請願第3号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

暫時休憩いたします。自席にてお願いいたします。

午後2時34分 休 憩

午後2時36分 再 開

議長（小嶋謙一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加

議長（小嶋謙一君） 先ほどの請願の採択に伴い、お手元に配付のとおり意見書が提出されました。

お諮りいたします。ただいまの案件につきましては日程に追加し、追加日程として直ちに審議することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、ただいまの案件につきましては日程に追加し、追加日程として直ちに審議することに決定しました。

追加日程第2 発委第4号 コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書について

議長 (小嶋謙一君) 追加日程第2、発委第4号を議題といたします。

提案者、社会文教常任委員長の説明を求めます。

(社会文教常任委員長 松原良彦君登壇)

社会文教常任委員長 (松原良彦君) それでは、私のほうから申し上げます。

コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書についてですが、意見書案を読み上げまして、説明に代えさせていただきます。

まず、提出先、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長宛てのものとなります。

コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書 (案)。

今日、全国では約3割の高校生が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしています。

令和2年度より私立高校生への就学支援金制度が拡充され、年収590万円未満世帯に上限396,000円の支援金が支給されることになりました。これにより新潟県では年収590万円未満世帯の授業料無償がほとんどの私立高校で実現しました。

しかしながら、就学支援金制度の対象が授業料のみに限定されているため、入学金や施設設備費の保護者負担は残されています。また、年収590万円を超える世帯では就学支援金が118,800円にとどまっており、学費の負担が一気に増えます。本県においては国と県の学費支援を受けても、年額約14万円から約47万円の負担が残され、5,650円の入学金負担のみの公立高校と比べ、学費の公私間格差は依然として大きな開きがあります。

新型コロナウイルス感染症が収まる気配はなく、休業や失業など経済的に深刻な影響を及ぼし、県民の生活を脅かしています。とりわけ、私立高校の保護者にとっ

ては学費負担が重くのしかかり家計への圧迫が懸念されます。

教育条件の公私間格差の是正も求められています。とりわけ、私立高校においては専任教員数が公立よりも少ない状況を改善する必要があります。私立高校は、それぞれが「建学の精神」にもとづく独自の教育を推進しており、その学校独自の教育の伝統を継承していく専任教員の存在が不可欠です。また、一人ひとりの生徒にゆきとどいた教育を行うためにも専任教員増は欠かせません。

政府ならびに国会におかれましては、コロナ禍において私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

記

1. 私立高校生への就学支援金制度を拡充してください。
 - (1) 年収590万円を超える世帯への支援金を増額してください。
 - (2) 私立高校生を含む多子世帯の所得制限をなくしてください。
2. 私立高校入学金への新たな助成措置を講じてください。
3. 私立高校において専任教員増が可能となるよう、経常費助成を増額してください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

続いて、新潟県知事宛てのものになります。

コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書（案）。

新潟県では、高校生の約4人に1人が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の重要な役割を担っています。

令和2年度より私立高校生への就学支援金制度が拡充され、年収590万円未満世帯に上限396,000円の支援金が支給されることになりました。これにより新潟県では年収590万円未満世帯の授業料無償がほとんどの私立高校で実現しました。こうしたなか、全国の多くの自治体が国の制度拡充を受け、独自の学費軽減制度を拡充し、国の支援が不十分な年収590万円を超える世帯へ助成を講じる措置がとられました。

しかしながら、新潟県においては前年度予算において独自の学費軽減予算が約49%もの減額となり、制度の拡充もおこなわれませんでした。今年度はわずかな予算増額（約3%増）となったものの、助成対象はこれまでと変わらず年収250万円未満世帯の対象にとどまっています。そのため、私立高校生家庭の学費負担は国と県の学費支援を受けても、年額約14万円から約47万円となり、5,650円の入学金負担のみの

公立高校と比べ、大きな学費の格差があります。

新型コロナウイルス感染症が収まる気配はなく、休業や失業など経済的に深刻な影響を及ぼし県民の生活を脅かしています。とりわけ、私立高校の保護者にとっては学費負担が重くのしかかり家計への圧迫が懸念されます。

教育条件の公私間格差の是正も求められています。私立高校においては、専任教員数が公立よりも少ない状況を改善する必要があります。私立高校は、それぞれが「建学の精神」にもとづく独自の教育を推進しており、その学校独自の教育の伝統を継承していく専任教員の存在が不可欠です。また、一人ひとりの生徒にゆきとどいた教育を行うためにも専任教員増は欠かせません。

新潟県におかれましては、コロナ禍において私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

記

1. 学費の公私間格差の是正へ国の制度拡充と相まって、県独自の学費軽減制度を拡充してください。

(1) 年収590万円未満世帯において、施設設備費及び入学金の負担を軽減するため助成対象の拡大と助成の増額をおこなってください。

(2) 国の支援が不十分な年収590万円から年収910万円未満世帯に対し、県の上乗せ助成をおこなってください。

2. 私立高校において専任教員増を促進するため、経常費助成を増額してください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

議長（小嶋謙一君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。松原委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより発委第4号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより発委第4号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定し、意見書を関係機関に提出することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、発委第4号は原案のとおり決定し、意見書を関係機関に提出することに決定しました。

日程第16 発議第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について

議長(小嶋謙一君) 日程第16、発議第2号を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決定しました。

提出者、椿議員の説明を求めます。

(8番 椿 一春君登壇)

8番(椿 一春君) それでは、発議第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、上記のとおり会議規則第12条第2項の規定により提出します。

意見書の案を読み上げて説明に代えさせていただきます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書(案)。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の

基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

新潟県南蒲原郡田上町議会

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣です。

以上であります。

議長（小嶋謙一君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。椿議員、ご苦労さまでした。

これより発議第2号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより発議第2号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定し、意見書を関係機関に提出することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり決定し、意見書を関係機関に提出することに決定しました。

日程第17 議員派遣の件について

議長（小嶋謙一君） 日程第17、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件につきましては、会議規則第129条の規定によって、お手元に配付いたしました内容で議員を派遣することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、お手元に配付いたしました内容で議員を派遣することに決定しました。

日程第18 閉会中の継続調査について

議長（小嶋謙一君） 日程第18、閉会中の継続調査について議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から所管事務調査について会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

佐野町長からご挨拶をお願いいたします。

町長（佐野恒雄君） 大変ご苦労さまでございました。議会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

9月8日から本日までの14日間にわたりまして、慎重審議の上、それぞれ決定、またはご承認をいただき、誠にありがとうございました。特に今議会は、令和2年度の決算審査の議会でもあり、長期間の議会となりました。多くのご意見あるいはご提案もいただき、大変ありがとうございました。皆さんからいただいたご意見につきましては、今後の町政運営にできるだけ反映していきたいというふうに考えております。本当に長丁場、大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

議長（小嶋謙一君） これをもちまして令和3年第4回田上町議会定例会を閉会いたし

ます。

午後3時00分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年9月21日

田上町議会議長 小 嶋 謙 一

田上町議会議員 椿 一 春

” 議員 熊 倉 正 治

別紙

令和3年 第4回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第3号 令和3年9月21日（火） 午後1時30分開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開議	
第1	承認第9号	専決処分（令和3年度田上町一般会計補正予算（第3号））の報告について	承認
第2	承認第10号	専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第4号））の報告について	承認
第3	議案第29号	田上町道路線の認定について	原案可決
第4	議案第30号	令和3年度田上町一般会計補正予算（第5号）議定について	原案可決
第5	議案第31号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について	原案可決
第6	認定第1号	令和2年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について	認定
第7	認定第2号	同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
第8	認定第3号	同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
第9	認定第4号	同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定
第10	認定第5号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認定
第11	認定第6号	同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定

日程	議案番号	件名	議決結果
第12	認定第7号	同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定
第13	認定第8号	同年度田上町水道事業会計決算認定について	認定
第14	請願第2号	コロナ禍に苦しむ人々に食料を支援する施策を求める請願について	採択
追加 日程 第1	発委第3号	コロナ禍に苦しむ人々に食料を支援する施策を求める意見書について	原案可決
第15	請願第3号	「コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願について	採択
追加 日程 第2	発委第4号	コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書について	原案可決
第16	発議第2号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について	原案可決
第17		議員派遣の件について	決定
第18		閉会中の継続調査について	決定